

交	00	01	3年
(令和10年3月末まで保存)			
(令和10年3月末まで有効)			

交 規 第 1 0 6 4 号  
令 和 7 年 3 月 3 1 日

交 通 部 内 所 属 長  
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

#### 交通規制課関係窓口業務事務処理要領の一部改正について

交通規制課関係の窓口業務については、「交通規制課関係窓口業務事務処理要領の制定について」（令和4年3月31日付け交規第893号。以下「旧通達」という。）により、窓口業務の適正な推進について示達していたところであるが、この度、関係法令の改正等に伴い、「交通規制課関係窓口業務事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」を下記のとおり改正し、本年4月1日から実施することとしたので、対応に誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

#### 記

#### 1 改正の理由

令和5年9月1日をもって大規模災害発生時における緊急通行車両確認申出に係る手続が改正されたこと、また、本年4月1日をもって自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、自動車保管場所標章が廃止されることに伴う変更点の一部等について、所要の改正を行うものである。

#### 2 主な改正の内容

##### (1) 事務処理の概要（第1章）

所要の文言の整理を行うとともに、報告書の保存年限を「暦年」から「年度」に改めた。

受付時間外の取扱いについて、令和6年1月4日から、青森県警察で定めた各種窓口業務における受付時間が変更されたことに伴い、記載内容を見直した。

##### (2) 交通規制の適用除外事務（第2章）

所要の文言の整理を行うとともに、台帳等の保存年限を「暦年」から「年度」に改めた。

##### (3) 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出指定事務（第3章）

所要の文言の整理を行うとともに、台帳等の保存年限を「暦年」から「年度」に改めた。

これまで届出対象であった「工事標識車」を、指定対象に改めた。

届出確認証・指定証の備付けについての記載内容を追加した。

(4) 災害対策関係事務（第4章）

令和5年9月1日をもって、緊急通行車両確認申出手続が改正されたことに伴い、関係通達に合わせて内容を見直した。

指定行政機関に「こども家庭庁」、指定公共機関に「一般社団法人A Z - COM 丸和・支援ネットワーク」、指定地方公共機関に「青森県道路公社」がそれぞれ追加されたことから、指定行政機関等一覧を見直した。

別記様式及び別添を整理し、受理簿等の保存年限を「暦年」から「年度」に改めるとともに、一律5年保存とした。

(5) 道路使用許可事務（第5章）

所要の文言の整理を行うとともに、台帳等の保存年限を「暦年」から「年度」に改めた。

自動運転等の公道実証実験に係る申請について、歩道走行型ロボット等に関する記載内容を追加の上、見直しを行った。

道路使用許可証の携帯指導に関する記載内容を追加した。

(6) 自動車保管場所証明事務（第6章）

本年4月1日をもって、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、自動車保管場所標章が廃止されることに伴い、4月以降も一定期間は取扱いが予想される事項については暫定的に保留し、取扱いが完全になくなる自動車保管場所標章の再交付に関する事項を削除した。

自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書を新様式に変更した。

所要の文言の整理を行うとともに、処理簿等の保存年限を「暦年」から「年度」に改めた。

(7) 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可事務（第7章関係）

所要の文言の整理を行うとともに、台帳等の保存年限を「暦年」から「年度」に改めた。

(8) 通行禁止道路通行許可事務（第8章）

所要の文言の整理を行うとともに、台帳等の保存年限を「暦年」から「年度」に改めた。

(9) 駐車許可事務（第9章）

所要の文言の整理を行うとともに、台帳等の保存年限を「暦年」から「年度」に改めた。

(10) 制限外牽引許可事務

所要の文言の整理を行うとともに、台帳等の保存年限を「暦年」から「年度」に改めた。

許可証の携帯義務に関する記載内容を追加した。

(11) 高齢運転者等標章処理事務（第11章）

所要の文言の整理を行うとともに、台帳等の保存年限を「暦年」から「年度」に改めた。

(12) 警察行政手続サイトに係る事務（第12章）

警察行政手続サイトの対象手続について、緊急通行車両等の事前届出が廃止され、制限外牽引許可の申請が追加されたことから、記載内容の見直しを行った。

所要の文言の整理を行うとともに、台帳等の保存年限を「暦年」から「年度」に

改めた。

担当 交通規制課規制第二係

# 第1章 事務処理の概要

# 目 次

1	事前相談の取扱い	-----	2
2	受理	-----	2
	(1) 形式的審査		
	(2) 申請書等の記載及び押印について		
	(3) 受理後の措置		
3	審査	-----	2
	(1) 現地調査		
	(2) 書類審査		
	(3) 条件の付与		
4	決裁	-----	3
	(1) 決裁準備		
	(2) 決裁		
	(3) 許可日（証明日）		
	(4) 受理台帳（処理簿）の点検		
5	許可証（証明書）の作成等	-----	3
	(1) 許可証（証明書）の作成		
	(2) 処分に対する教示		
	(3) 台帳（処理簿）への記載		
6	交付	-----	4
	(1) 交付		
7	受付時間外の取扱い	-----	4
	(1) 基本方針		
	(2) 受付時間外の受理		
	(3) 受付時間外の許可		
8	申請書の訂正	-----	4
	(1) 基本原則		
	(2) 代理申請		
9	交通規制課への定期報告	-----	4
《別添》			
	・別添第1－1 「道路使用許可申請等取扱状況報告書」	-----	6
	・別添第1－2 「道路使用許可申請等取扱状況報告書」（オンライン申請）	-----	7
	・別添第2 「自動車保管場所証明等取扱状況報告書」	-----	8
	・別添第3 「各種許可取扱状況報告書（制限外積載等）」	-----	9
	・別添第4 「駐車許可事務取扱状況報告書」	-----	10
	・別添第5 「高齢運転者等標章取扱状況報告書」	-----	11

区 分	処 理 要 領	備 考
<b>1 事前相談の取扱い</b>	<p>許可（証明）申請の受理前に、申請者等からの事前相談に応じ、これに必要な行政指導を行うことは、極めて有益なことである。</p> <p>特に、道路使用許可申請に関しては、交通の過密化、混合化がますます深刻化している現状では、より安全かつ円滑な交通を確保するために、許可行為の計画段階から、その実施方法、交通誘導方法、必要な安全対策等について指導、助言し、より良い交通の流れを形成することは極めて重要なことであり、また適切な市民応接を推進する観点からも必要なことである。</p>	
<b>2 受理</b>	<p><b>(1) 形式的審査</b></p> <p>申請又は届出があった場合、次の事項について形式的審査を行い、内容の補正又は訂正がない場合は遅滞なく受理すること。</p> <p>なお、形式上不備のある申請書の提出を受けた場合においても、当該不備をもって不受理とすることはできないことに留意すること。</p> <p>ア 申請書等は、所定の様式が使用されているか。</p> <p>イ 申請書等の記載事項が充足されているか。</p> <p>ウ 申請等に必要な添付書類が具備されているか。</p> <p>エ 定められた申請手数料額の県証紙が貼付されているか。※オンライン申請時等を除く。</p> <p><b>(2) 申請書等の記載及び押印について</b></p> <p>申請書や届出書（添付書面を含む。）の申請（届出）者欄の押印は不要とし、記名で足りることとする。ただし、申請又は届出を行う者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載させるものとする。</p> <p><b>(3) 受理後の措置</b></p> <p>受理した場合は、申請書に受付印を押し、台帳（処理簿）に必要事項を記載し、受理番号を付す。</p>	<p>記名とは、申請者以外の者の代筆、スタンプ又は印刷をいう。</p>
<b>3 審査</b>	<p><b>(1) 現地調査</b></p> <p>許可申請があった場合、原則として現地調査を実施する。</p> <p>道路使用許可申請及び自動車保管場所証明申請にあつては、取扱量の多い警察署の現地調査を委託する。</p> <p><b>(2) 書類審査</b></p> <p>個々の申請ごとに、現地調査の結果を踏まえ、</p> <p>ア 申請に係る用務の具体的内容</p> <p>イ 申請に係る場所及びその周囲の交通状況</p> <p>ウ 他の交通に及ぼす障害の程度</p>	

	<p>等総合的に審査するものとする。</p> <p><b>(3) 条件の付与</b> 必要により条件を付す。</p>	
<b>4 決裁</b>	<p><b>(1) 決裁準備</b> 申請種類別に決裁伺いを作成し、決裁伺いに申請書を添付する。</p> <p><b>(2) 決裁</b> 決裁は、申請種類別に行い、決裁終了後、決裁・許可日を明らかにするため、決裁権者が「決裁済印」を、決裁伺いに押印する。</p> <p><b>(3) 許可日（証明日）</b> 許可日（証明日）は、決裁権者が決裁した日である。</p> <p><b>(4) 受理台帳（処理簿）の点検</b> 少なくとも月に一度、交通課長は受理台帳（処理簿）を点検し、許可事務が適正に行われていることを確認すること。 確認した場合は、受理台帳（処理簿）の欄外に押印すること。</p>	<p>・決裁権者とは、青森県警察署処務規程に定められた専決権者である。</p>
<b>5 許可証（証明書）の作成等</b>	<p><b>(1) 許可証（証明書）の作成</b> 許可証（証明書）に、許可日（証明日）を記入し、条件を添付（記載）した上、公印を押し許可証（証明書）を作成する。 許可条件を別紙に作成し、許可証に添付した場合は、許可証と別紙に割り印すること。 許可証に訂正がある場合、訂正箇所の上から公印を押印すること。</p> <p><b>(2) 処分に対する教示</b> 次の許可事務を行うに際し、許可条件を付す場合、条件を変更する場合及び申請によって求められた許可等を拒否する場合（不許可、申請の棄却、却下等）は、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定による取消訴訟の提起について教示し、教示書を交付すること。</p> <p>ア 青森県公安委員会による許可等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 制限外牽引許可</li> <li>(イ) 高齢運転者等標章の交付</li> <li>(ウ) 緊急通行車両、規制除外車両の確認</li> <li>(エ) 通行禁止除外指定車標章の交付</li> <li>(オ) 駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の交付</li> </ul> <p>イ 警察署長による許可等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 道路使用許可</li> <li>(イ) 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可</li> <li>(ウ) 通行許可</li> </ul>	

	<p>(エ) 駐車許可  (オ) 自動車保管場所証明  (カ) 保管場所標章の交付</p> <p><b>(3) 台帳（処理簿）への記載</b>  許可日（証明日）を台帳（処理簿）に記載する。</p>	
<b>6 交付</b>	<p>交付する際は、台帳（処理簿）に、確実に受領者にサインを記入させ、交付日を記入する。</p> <p>なお、受領者が押印を希望する場合は、押印させても差し支えないものとする。</p>	
<b>7 受付時間外の取扱い</b>	<p><b>(1) 基本方針</b>  受理及び交付は原則として青森県警察で定めた各種窓口業務における受付時間（以下「受付時間」という。）内とする。</p> <p><b>(2) 受付時間外の受理</b>  受付時間外に申請等があった場合、原則は受理しないこととするが、許可申請等の期限が切迫しており、申請等を受理しないことで申請者等が著しく不利益を被るものに関しては、本来の受付時間について説明の上、弾力的に対応することとする。</p> <p><b>(3) 受付時間外の許可</b>  即日許可する場合は、「緊急やむを得ない」と認めた場合とし、この際は、許可担当係員に連絡し、指示を受け、決裁権者の決裁を受けた後に、許可するものとする。</p> <p>決裁は、電話による口頭決裁でも良いが、この場合は必ず「電話受け」を作成し、経緯を明らかにしておくこと。</p>	<p>※自動車保管場所関係の取扱いは受付時間内に限る。</p> <p>※「緊急やむを得ない」場合とは、事前に申請手続きをすることが予測不可能な場合、又は急遽許可申請の事由が発生するなど客観的にやむを得ないと認められる場合をいう。</p>
<b>8 申請書の訂正</b>	<p><b>(1) 基本原則</b>  訂正は、申請者等が訂正箇所<sup>へ</sup>に二重線で取り繕うこととし、訂正箇所への申請(届出)者の押印は不要とする。ただし、訂正は、誤字・脱字等、申請内容の本質を変えない範囲内とし、訂正によって記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載させること。</p> <p><b>(2) 代理申請</b>  行政書士等による代理申請の場合は、申請者欄には申請者の氏名等を記載させ、その下又は横に代理人の氏名を記入し行政書士印を押印させること。</p> <p>この場合、申請者の押印は必要としない。訂正の際は基本原則と同様とし、訂正印は不要とする。</p>	
<b>9 交通規制課へ</b>	<p>次の事務に関する月別取扱い状況については、<u>翌月の</u></p>	

## の定期報告

5日までに交通規制課へ報告すること。

※報告期日が土日・祝祭日となるときは、直近の平日までとする。

(1) **第5章 道路使用許可事務**

別添第1-1「道路使用許可申請等取扱状況報告書」

別添第1-2「道路使用許可申請等取扱状況報告書  
(オンライン申請)」

(2) **第6章 自動車保管場所証明事務**

別添第2「自動車保管場所証明等取扱状況報告書」

(3) **第7章 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可事務**

別添第3「各種許可取扱状況報告書(制限外積載等)」

(4) **第9章 駐車許可事務**

別添第4「駐車許可事務取扱状況報告書」

(5) **第11章 高齢者運転者等標章処理事務**

別添第5「高齢運転者等標章取扱状況報告書」

## 第2章

# 交通規制の適用除外事務

# 目 次

1	根拠	3
2	交通規制の適用除外車両	3
3	標章の交付申請	3
4	申請書の受付	4
5	標章の交付	4
6	標章の有効期間	4
7	標準処理期間	4
8	標章の再交付申請	5
9	申請者の記載・押印等	5
10	標章の返納	5
11	駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の返納命令	5
12	標章交付に当たっての指導事項	6
13	更新を要する身体障害者用駐車禁止除外指定車標章の運用について	7
14	保存年限	7

## 《別紙 交通規制の対象から除く車両》

1	道路標識等による規制の対象から除く車両	8
2	最高速度の規制の対象から除く車両	8
3	車両の通行の禁止規制の対象から除く車両	8
4	駐停車禁止、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両	1 1
5	駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両	1 1
6	標章の交付	1 4
7	標章の掲出	1 4
8	被標章交付者の遵守事項	1 4

《別添》

・別添第1	通行禁止除外指定車標章交付申請書	-----	16
・別添第2	駐停車・駐車禁止除外指定車標章交付申請書	-----	17
・別添第3	通行禁止除外指定車標章交付台帳	-----	18
・別添第4	駐停車・駐車禁止除外指定車標章交付台帳	-----	19
・別添第5	通行禁止除外指定車	-----	20
・別添第6	駐車禁止除外指定車	-----	21
・別添第7	駐停車・駐車禁止除外指定車	-----	22
・別添第8	公安委員会標章の交付申請について（身体、心身、精神）	-----	23
・別添第9	公安委員会標章の交付申請について（駐停車・駐車、通行）	---	24
・別添第10	返納届	-----	25
・別添第11	駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の遵守事項違反取扱簿	--	26
・別添第12	駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の遵守事項違反取扱報告書	--	27
・別添第13	駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の遵守事項違反報告受理簿	--	28
・別添第14	標章返納命令書	-----	29
・別添第15	標章返納命令書交付依頼書	-----	30
・別添第16	標章返納命令書交付報告書	-----	31
・別添第17	駐車禁止除外標章管理台帳（更新予定者）	-----	32
・別添第18	身体障害者手帳の障害等級表	-----	33
・別添第19	戦傷病者手帳の障害程度表	-----	35
・別添第20	療育手帳制度の重度障害・精神障害者保健福祉手帳の障害等級	--	37

※備考：本章において法とは「道路交通法」、施行令とは「道路交通法施行令」、県規則とは「青森県道路交通規則」をいう。

区 分	処 理 要 領	備 考
1 根 拠	<p>交通規制の適用除外措置は、公共性、緊急性又は人道上の観点から、公安委員会があらかじめ交通規制の対象から除外するもので、県規則第4条により、交通規制の対象から除く車両を定める。</p>	<p>・法第4条第2項</p>
2 交通規制の適用除外車両	<p>公安委員会の行う交通規制(警察署長等の権限による交通規制も含む。)の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、別紙「交通規制の対象から除く車両」に掲げる車両とする。</p>	
3 標章の交付申請	<p>交通規制の適用除外車両のうち、標章の掲出が必要なものについては、次により交付申請をするものとする。</p> <p><b>(1) 申請先</b></p> <p>申請は、使用者の住居地又は所在地を管轄する警察署を経由して、公安委員会に申請書を提出して行うものとする。ただし、青森県身体障害者福祉協会、青森県医師会等からの申請については、交通規制課で受け付ける。</p> <p><b>(2) 申請書等</b></p> <p>ア 申請書</p> <p>(ア) 申請は、</p> <p>別添第1「通行禁止除外指定車標章交付申請書」</p> <p>別添第2「駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章交付申請書」</p> <p>により行うものとする。</p> <p>(イ) 申請書は2通提出させるものとする。ただし、交通規制課で受付した場合は1通とする。</p> <p>イ 添付書類</p> <p>申請書2通のうち、1通には次の書類を添付させることとし、警察署の控えについては写しを作成すること。</p> <p>(ア) 歩行困難者</p> <p>○ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾患児手帳の写し</p> <p>(イ) その他の申請者</p> <p>○ 指定を受けようとする車両の自動車検査証(自動車検査証記録事項が記載された書面を含む。以下、本章及び各章に同じ。)</p>	<p>・県規則第4条第2項「別記様式第3号(第4条関係)」</p> <p>「別記様式第4号(第4条関係)」</p> <p>・手帳の写しは、手帳番号、障害名(判定記録)、住所が確認できるページとする。</p> <p>・青森県警察本部長が必要と認める書面とは、委託契約書の写し等をいう。</p>

	<p>の写し</p> <p>○ 青森県警察本部長が必要と認める書面</p> <p><b>(3) 申請者</b> 申請者は、身体障害者等使用車の場合は、障害者、その親族、介護者、その他の申請については法人、事業主、当該車両の運転者のいずれでもよいが、法人の場合は代表者名を記入させるものとする。</p> <p><b>(4) 代替、更新申請</b> 代替及び更新申請は、新規申請と同様とする。</p>	
<b>4 申請書の受付</b>	<p><b>(1) 受付</b> 提出を受けた交通規制課及び警察署は、申請書の内容が有効と認められる場合にこれを受け付ける。</p> <p><b>(2) 台帳への記載</b> 警察署で受理したものは、処理の経過を明らかにするため、別添第3「通行禁止除外指定車標章交付台帳」、又は別添第4「駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章交付台帳」に必要事項を記載すること。</p> <p><b>(3) 送付</b> 申請書は、1通を署の控えとし、他の1通は別添第8及び9「公安委員会標章の交付申請について」により、添付書類とともに速やかに交通規制課へ送付すること。</p>	
<b>5 標章の交付</b>	<p><b>(1) 作成</b> 標章の作成は、交通規制課において行う。 その際交通規制課は、申請の内容をマスターデータとして電磁的に記録する。</p> <p><b>(2) 交付</b> 標章は、別添第5「通行禁止除外指定車証」、別添第6「駐車禁止除外指定車証」及び別添第7「駐停車・駐車禁止除外指定車証」により、受付警察署を経由して申請者に交付する。 なお、交通規制課から送付されてきた標章を受領した際は、必ず交通規制課へ連絡すること。</p> <p><b>(3) 台帳への記載</b> 処理の経過を明らかにするため、「通行禁止除外指定車標章交付台帳」又は「駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章交付台帳」に必要事項を記載し、受領確認欄にサインを記入させること。</p>	<p>・取りまとめ団体を経由して申請した場合は、当該団体を経由して申請者に交付する。</p> <p>・県規則第4条「別記様式第1号（第4条関係）」 「別記様式第2号（第4条関係）」 「別記様式第2号の2（第4条関係）」</p> <p>・押印希望者は押印可</p>
<b>6 標章の有効期間</b>	<p>標章の有効期限は、発行の日から3年とする。 ただし、リース車両については、リース期間内とする。</p>	

7 標準処理期間	7日間	
8 標章の再交付申請	<p><b>(1) 申請先</b>  標章を亡失、滅失、汚損又は破損したときは、申請者の住居地を管轄する警察署を経由して、公安委員会に申請書を提出して行うものとする。ただし、青森県身体障害者福祉協会、青森県医師会等からの再交付申請については、交通規制課で受け付ける。  申請書は2通提出させるものとする。</p> <p><b>(2) 受付</b>  提出を受けた交通規制課及び警察署は、申請書の内容が有効と認められる場合にこれを受け付ける。</p> <p><b>(3) 台帳への記載</b>  警察署で受理したものは、処理の経過を明らかにするため、別添第3「通行禁止除外指定車標章交付台帳」又は別添第4「駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章交付台帳」に必要事項を記載し、標章交付時には受領確認欄にサインを記入させること。</p> <p><b>(4) 送付</b>  申請書は、1通を署の控えとし、他の1通は速やかに交通規制課に送付すること。</p> <p><b>(5) 作成</b>  標章の作成は、交通規制課において行う。</p> <p><b>(6) 交付</b>  標章は、受付警察署を経由して申請者に交付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書は別添第1又は第2を使用し、申請書の右上部に「再交付申請」と朱書きする。</li> <li>・提出は申請書のみで添付書類は要しない。</li> <li>・再交付する標章の左上部には「再交付」と朱書きされ、有効期限は残期間となる。</li> <li>・押印希望者は押印可</li> </ul>
9 申請者の記載・押印等	<p>申請者氏名・住所欄の記載は、記名で足りることとし、押印は不要とする。</p> <p>なお、申請者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載させること。</p>	
10 標章の返納	<p>次に該当する場合は、別添第10「返納届」により標章を返納させ、交通規制課へ送付するものとする。</p> <p>返納された標章はマスターデータから削除する。</p> <p><b>(1) 標章の有効期間が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。</b></p> <p><b>(2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。</b></p> <p><b>(3) 標章の再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</b></p>	
11 駐停車・駐車、駐車禁止除外指	<p>公安委員会は、標章の交付を受けた者が遵守事項に違反した場合は、当該標章の返納を命ずることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県規則第4条第7項</li> </ul>

<p><b>定車標章の返納命令</b></p>	<p><b>(1) 標章を受けた者の遵守事項</b></p> <p>ア 現場において警察官の指示があった場合はこれに従うこと。</p> <p>イ 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。</p> <p>ウ 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。</p> <p><b>(2) 返納命令に係る手続き</b></p> <p>ア 遵守事項違反の報告</p> <p>(7) 遵守事項違反を現認・認知した警察官は、別添11「駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の遵守事項違反取扱簿」に登載の上、別添第12「駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の遵守事項違反取扱報告書」により、速やかにその状況を警察署長に報告すること。</p> <p>(4) 警察署長は、上記の報告を受けたときは、当該違反の状況を交通規制課長に報告する。</p> <p>イ 返納命令</p> <p>(7) 交通規制課長は、警察署長から遵守事項違反の報告を受けたときは、別添13「駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の遵守事項違反報告受理簿」に登載の上、その違反の状況により標章の返納命令を要すると認めるときは、別添14「標章返納命令書」を作成し、別添第15「標章返納命令書交付依頼書」に添付の上、当該違反を取り扱った警察署長にその交付を依頼する。</p> <p>(4) 依頼を受けた警察署長は、当該違反者に対し、速やかに標章返納命令書を交付するとともに、返納させた標章を添付の上、別添16「標章返納命令書交付報告書」により、その状況を交通規制課長に報告する。</p>	<p>・ 県規則第4条第6項</p>
<p><b>12 標章交付に当たっての指導事項</b></p>	<p><b>(1) 標章の掲出</b></p> <p>標章を使用する場合は、標章を車両内部前面の外から見やすい箇所に掲出すること。</p> <p>また、当該車両の移動が必要となるため、運転者の連絡先・用務先を別紙に記載して標章とともに掲出すること。</p> <p>二輪車の場合の標章掲出方法は、従来から盗難・汚損、凍結毀損等防止上から、後部トランクの中に備え付ける「携帯」として運用する。</p>	<p>・ 運転者の連絡先・用務先の記載は電話番号までは必要でなく、行き先が分かる程度の内容で良い。また、使用する用紙はメモ用紙でも良い。</p> <p>・ 標章交付時、本部作成の「標章使用時の注意事項」により、適正に指導すること</p>

	<p><b>(2) 標章により通行可能な道路</b>  標章により通行禁止が除外される道路は、公安委員会及び警察署長が道路標識等により通行を禁止した道路に限るものとする。</p> <p><b>(3) 標章により駐停車又は駐車可能な場所</b>  標章により駐車できる場所は、公安委員会及び警察署長が道路標識等により駐停車禁止（県規則第4条第1項第5号の該当者を除く）又は駐車禁止に指定した場所に限るものとする。</p>	と。 ・車両進入禁止、単独で規制する指定方向外進行禁止等は除外の対象とならない。 ・法定の駐停車禁止場所又は駐車禁止場所には駐停車又は駐車できない。
<b>13 更新を要する  身体障害者用駐  車禁止除外指定  車標章の運用に  ついて</b>	<p><b>(1) 「駐車禁止除外標章管理台帳(更新予定者)」の送付</b>  駐車禁止除外標章の有効期限満了1か月前に交通規制課から別添第17「駐車禁止除外標章管理台帳（更新予定者）」を送付するので、警察署にあっては更新予定対象者に電話等により</p> <p>ア 有効期間満了の期限が近づいていること。  イ 更新しなければ失効後駐車することができないこと。  ウ 更新希望せず失効させた場合は、駐車禁止除外指定車標章を警察署に返納すること。  を教示すること。</p> <p><b>(2) 取扱結果の記載</b>  取扱結果については、別添第17「駐車禁止除外標章管理台帳（更新予定者）」の「連絡別」欄に取扱結果を記載し、処理結果を明らかにしておくこと。</p>	
<b>14 保存年限</b>	<p><b>(1) 警察署</b></p> <p>ア 申請書 用済み後廃棄  イ 台帳 3年  ウ 台帳「駐車禁止除外標章管理台帳（更新予定者）」  用済み後廃棄</p> <p><b>(2) 交通規制課</b>  申請書（警察署から送付を受けたもの） 3年</p>	

《別紙 交通規制の対象から除く車両》

区 分	対 象 車 両	解 説
<b>1 道路標識等による規制の対象から除く車両</b>	(1) 緊急自動車	道路交通法施行令第13条に規定する自動車で、同令第14条に規定する要件を具備している場合をいう。
	(2) 警衛列自動車及び警護列自動車	・お召し自動車及び警衛のため随従する自動車をいう。 ・警護対象自動車及び警護のため随従する自動車をいう。
	(3) 災害対策基本法に規定する災害応急対策に使用中の車両	災害応急対策、物資の緊急輸送その他応急対策を実施するため使用中の車両をいう。
<b>2 最高速度の規制の対象から除く車両</b>	専ら交通の取締りに従事する車両	
<b>3 車両の通行の禁止規制</b> （道路標識、区間線及び道路標示に関する命令別表第一の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車及び歩行者専用」、及び「歩行者専用」の標識並びにこれらに係わ		規則第4条第1項第3号「リからタ」に掲げる車両は、外見上、除外車両と明らかでない車両であることから、駐車禁止規制からの除外対象に準じて通行禁止除外指定車標章の交付及び掲出の対象とする。
	<b>イ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両</b>	台風、津波、地震、噴火等の自然災害又は火災若しくは爆発、列車転覆、交通事故、船舶の沈没等の事故が発生した場合において、災害救助等のため使用中の車両をいう。
	<b>ロ 人の生命又は身体に危害の生ずるおそれのある緊急の事態における、関係者に対する警告のため使用中の車両</b>	人の生命、身体又は財産に被害が及ぶ緊急事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において、被害の拡大、防止等を図るため、関係者に警告等を行うため使用中の車両をいう。
	<b>ハ 犯罪捜査、交通指導取締り、その他の警察活動のため使用中の車両</b>	警察用自動車のうち、犯罪捜査、交通取締り、その他警察の責務を遂行するため使用中の車両をいう。
	<b>ニ 犯罪捜査、交通指導取締り、</b>	犯罪捜査、交通取締り、その他警察活動

<p>る「指定方向外進行禁止」の標識に標示された車両の通行禁止をいう。)の対象から除く車両(リからタに掲げる車両については、通行禁止除外指定車標章を掲出しているものに限る。)</p>	<p><b>その他の警察活動のため使用中の車両に随伴する車両</b></p>	<p>に警護、任意同行等で随伴する車両をいう。</p>
	<p><b>ホ 急病人の搬送治療中のため使用中の車両</b></p>	<p>救急用自動車等の緊急自動車その他の自動車で、現に傷病者を医療施設等に搬送治療中の車両をいう。</p>
	<p><b>ヘ 公職選挙法の規定による選挙運動又は政治活動のため使用中の車両</b></p>	<p>公職選挙法が適用される選挙は、衆議院議員及び参議院議員選挙、地方公共団体の長及び議会議員の選挙に限られており、これ以外の選挙運動用自動車又は政治活動用自動車は適用されない。</p>
	<p><b>ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の収集のため使用中の車両</b></p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物(汚物、糞尿を含む。)の収集のため市町村が使用中の車両、若しくは委託契約による清掃事業や汚物清掃事業に従事する民間車両の使用中の車両をいう。</p>
	<p><b>チ 道路の維持、修繕のための作業に使用中の道路維持作業用自動車</b></p>	<p>令第14条の2各号に規定する道路維持作業用自動車で、現に道路の維持及び道路の修繕のため使用中の車両をいう。 一般的に、工事又は作業を伴う設置又は管理は、道路使用許可対象行為として取り扱うこと。</p>
<p><b>標章掲出が必要</b></p>	<p><b>リ 信号機、道路標識その他の交通安全施設の緊急点検又は緊急保守のため使用中の車両</b></p>	<p>信号機、道路標識その他の交通安全施設の緊急点検又は緊急保守のため使用中の車両をいう。一般的に工事又は作業を伴う設置又は管理は、道路使用許可対象行為として取り扱うこと。</p>
	<p><b>ヌ 電気、ガス、水道、電話、鉄道の踏切等保安装置の緊急点検又は緊急保守のため使用中の車両</b></p>	<p>電気、ガス、その他の公益事業者又は当該民間事業者が、当該事業に係る施設又は設備の緊急点検又は緊急保守のため使用中の車両をいう。</p>
	<p><b>ル 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両</b></p>	<p>積載している貨物が、専ら通常郵便物配達中の車両であり、現に通常郵便の集配又は電報の配達を行っている車両を除外するもので、これ以外の小包等の集配、集金業務、保険業務等に使用する車両は含まれない。業務を行う者は郵便局員に限らず、委</p>

標章掲出  
が必要

	<p>託契約による臨時雇い等の者も含み、車両も郵便局所有の車両に限らず、委託契約により用務に従事する車両も除外対象とする。</p> <p>ただし、小包郵便の混在する車両は除外しないこととする。</p>
<p><b>ヲ 医師法に基づく医師が傷病者の緊急往診のため使用中の車両</b></p>	<p>医師法の医師が現に傷病者の緊急往診、緊急手当のため（歯科医師法に基づく歯科医師が、緊急往診のため往診用歯科診療器材を搭載した車両による緊急往診含む。）使用中の車両のことで、急を要しない定期的往診は除外としないこととする。</p> <p>なお、獣医師は除外対象に該当しない。</p>
<p><b>ワ 報道機関による緊急取材のため使用中の車両</b></p>	<p>地震、火災、風水害等の各種災害及び事件事故等が発生し又は発生直前において行う緊急取材活動に使用中の車両で、単なる業界紙程度の一般的な取材は除外しない。</p>
<p><b>カ 患者輸送車</b></p>	<p>医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であって、物品積載設備を有していないなどの構造上の要件を満たしている車両をいう。（自動車検査証の車体の形状欄に「患者輸送車」の記載あるものに限る。）</p>
<p><b>ヨ 車いす移動車</b></p>	<p>車いすに着座した状態で乗降でき、かつ車いすを固定することにより、専ら車いす利用者の移動の用に供する自動車で、物品積載設備を有していないなどの構造上の要件を満たしている車両をいう。（自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」の記載あるものに限る。）</p>
<p><b>タ イからヨに掲げるもののほか、公安委員会が公共の目的のため特に必要があると認めた車両</b></p>	<p>公安委員会が公共の目的のため特に必要があると認めた車両とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検察官、検察事務官、及び特別司法警察員が行う犯罪捜査</li> <li>・ 裁判官、裁判所の発する令状の執行</li> <li>・ 刑務所、少年院又は少年鑑別所が行う収容、護送業務</li> <li>・ 電波管理法に基づく違法電波探査業務</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狂犬病予防法による犬の捕獲業務</li> <li>・ 食品衛生法による臨検検査業務</li> <li>・ 環境基本法に基づく公害調査業務などの車両をいう。</li> </ul>
<p>4 駐停車禁止、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両</p>	<p>イ 前号に規定する車両。ただし、同号リからタまでに規定する車両は、駐停車・駐車禁止除外指定車標章を掲出している車両に限る。</p>	<p>同号「リからタ」に掲げる車両は外見上、除外車両と明らかでない車両であることから、通行禁止規制からの除外対象に準じて駐停車・駐車禁止除外指定車標章の交付及び掲出の対象とする。</p>
	<p>ロ 犯罪の捜査、交通指導取締りその他警察活動のため停止を求められている車両</p>	<p>職務質問、交通取締りその他の警察活動により停止を求められ、駐車中の車両をいう。</p>
<p>5 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>標章掲出が必要</p> </div>	<p>イ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るもので、当該都道府県内に限り効力を有するとされたもの以外のものを含む。）を掲出しているもの（（ホ）にあつては昼間（日の出時から日没時までの時間をいう。）、（へ）にあつては青森県内に限る。）。</p>	<p>「他の都道府県公安委員会の交付に係るもので、当該都道府県内に限り効力を有するとされたもの以外のものを含む。」とは、駐車禁止除外標章に他都道府県内限定等の記載がない標章（他都道府県でも効力を有する標章）の意味である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則第4条第1項第5号イ（ホ）の標章の効力は、「昼間に限る。」の意味である。</li> <li>・ 同号イ（へ）の標章の効力は、「青森県内に限る。」の意味である。</li> </ul>
	<p>（イ）身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者</p>	<p>「身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な者であると認められる者」とは、次の別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則、別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者をいう。ただし、下肢不自由の障害の級別は、規則第4条第1項第5号イ（へ）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち公安委員会が移動が著しく困難である者と認めるものとして5を超える「3級の2及び3級の3」に該当する等級の移動が著しく歩行困難な者を除外対象（ただし、標章の効力は青森県内に限る。）とする。</p> <p>※ 身体障害者の障害等級の詳細は「別表</p>

**別表第1（第4条関係）**

障 害 名		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	_____
	移動機能	1級から2級までの各級	_____
心臓機能障害		1及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害		1及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害		1及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸機能障害		1及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害		1及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	_____
肝臓機能障害		1及び3級	特別項症から第3項症までの各項症

○「身体障害者手帳の交付を受けている者」とは、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害者をいう。

- ・ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号は、別添第18「身体障害者手帳の障害等級表」ととおりである。

**(ロ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第**

「戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難と認められる者」とは、前

<p><b>1の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者</b></p>	<p>記の別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害（恩給法別表第1号表の2）の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 恩給表別表第1号表の2は、別添第19「戦傷病者手帳の障害程度表」のとおりである。</li> </ul>
<p><b>(ハ)療育手帳の交付を受けている者のうち重度の障害を有する者</b></p>	<p>「療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を有する者」とは、別添第20「療育手帳制度について」第3の1の(1)に定める重度の障害を有する者を除外対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「重度の障害」とは、日常生活において常時介護を有する程度の重度の知的障害を有する者で、療育手帳の障害の程度の記載欄にはAと記載されている。</li> </ul>
<p><b>(ニ)精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者のうち、1級の障害を有する者</b></p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める障害等級は、重度のものから1級、2級及び3級となっているが、1級の障害を有する者を除外対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「1級の障害」とは、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の重度の精神障害の状態、手帳には1級と記載されている。</li> <li>・ 精神障害者の障害等級は、別添第20「療育手帳制度の重度障害、療育精神障害者保健福祉手帳の障害等級」のとおりである。</li> </ul>
<p><b>(ホ)小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者</b></p>	<p>小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者で、色素性乾皮症に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 色素性乾皮症とは、紫外線により皮膚の障害を引き起こす遺伝性の疾患をいう</li> <li>・ 除外期間は、昼間（日の出時から日没時までの時間をいう。）に限る。</li> </ul>
<p><b>(ヘ)身体障害者福祉法に基づ</b></p>	<p>公安委員会が移動が著しく困難であるも</p>

	<p><b>く身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、公安委員会が移動が著しく困難である者と認めるもの</b></p>	<p>のと認める者は、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、下肢不自由の障害で4級を超える等級に該当する者で、移動が著しく歩行困難な者をいう。ただし、駐車禁止除外標章の効力は「青森県内に限る。」とする。</p>
	<p><b>ロ 放置車両の確認及び標章取付けのため現に使用する車両で駐車禁止除外指定車標章を掲出しているもの</b></p>	<p>法第51条の8第1項に規定する放置車両確認事務を行う者が、現に使用する車両で駐車禁止除外標章を掲出しているものをいう。</p>
<p><b>6 標章の交付</b></p>	<p>公安委員会は、申請があった場合において、申請に係る車両が3（リ）から（タ）に該当すると認められるとき又は5イ（イ）から（へ）に掲げる者のいずれかに該当する者が使用すると認めるときは、標章を交付しなければならない。</p>	
<p><b>7 標章の掲出</b></p>	<p>標章の交付を受けた者は、当該標章を車両の見やすい箇所に掲出しなければならない。</p>	<p>通行禁止除外指定車標章及び駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者に対する車両への標章掲出義務が定められた。駐車禁止除外指定車標章は駐車する場合「連絡先又は用務先を書いたメモ用紙」（住所、氏名、電話番号等の個人情報ではなく、「〇〇病院、〇〇商店買物等」とする。）の掲出義務も含まれる。</p>
<p><b>8 被標章交付者の遵守事項</b></p>	<p>駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。</p> <p>(2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。</p> <p>(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該標章の交付を受けた者が、他</p>	

人の介助を受けて車両に乗  
降するため必要な限度にお  
いて貸与する場合を除く。)

別添第 1

別記様式第 3 号(第 4 条関係)

通行禁止除外指定車標章交付申請書	
年 月 日	
青 森 県 公 安 委 員 会 殿	
申請者 住所 氏名 電話	
申 請 の 理 由 (使用目的)	----- -----
事業所の所在地	
事業所名及び 責任者名	電話 ( )
除外の指定を受け ようとする車両	車両登録番号 使用者
	-----
	車両登録番号 使用者
	-----
	車両登録番号 使用者
通行許可を受けよう とする区間及び路線	
申 請 の 種 類	新規 代替 期間更新
旧 標 章 番 号	
※ 交 付 年 月 日	年 月 日
※ 標 章 番 号	
備 考	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別添第2

別記様式第4号(第4条関係)

<p>駐停車・駐車禁止 駐 車 禁 止</p> <p>除外指定車標章交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青 森 県 公 安 委 員 会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">電話 ( )</p>			
申請の理由 (使用目的)			
事業所の所在地 及び事業所名			
手帳等の交付を受けている者 (身体障害等の理由で申請の場合に記入すること。)	住 所		
	氏 名	電話 ( )	
	手帳番号	第	号
除外の指定を受けようとする車両	登録番号		
	登録番号		
	登録番号		
申請の種類	新規	代替	期間更新
旧 標 章 番 号			
※ 交 付 年 月 日	年	月	日
※ 標 章 番 号			
※ 有 効 期 間	年	月	日まで
備 考			

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。



別添第4

交	01	12	3年
( 年 月末まで保存)			

駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章交付台帳

番 号	申請書 受理月日	申請者氏名	使用者氏名	自動車登録番号	使用目的	本部へ申請書送付		本部から標章受領			申請者へ標章交付			旧 標 章	備 考
						送付月日	受領連絡	標章番号	受領月日	受領連絡	連絡月日	交付月日	受領確認		
					身・心・精										
					身・心・精										
					身・心・精										
					身・心・精										
					身・心・精										
					身・心・精										
					身・心・精										
					身・心・精										
					身・心・精										
					身・心・精										

別添第5

別記様式第1号(第4条関係)

表

番 号		
<h1>通行禁止除外指定車</h1>		
車両登録番号	使用者( )	
除外する区域 又は道路の区間		
有効期限	年	月 日まで
発行日	年	月 日
青 森 県 公 安 委 員 会 印		

裏

使用目的 ( )
<u>注 意 事 項</u>
1 この標章は、使用目的以外には使用しないこと。
2 この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。 (自動二輪車、原動機付自転車にあっては、携帯すること。)
3 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従うこと。

- 注 1 色彩は、「通行禁止除外指定車」の文字を赤色、その他の文字を黒色、表の縁を黄色、裏の縁を黒色、地を白色とする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格B6横長とする。

別添第6

別記様式第2号の2(第4条関係)

表

<b>駐車禁止除外指定車</b>	番 号 発行日	第 年	号 月	日
<h1>使用中</h1>				
車両番号				
号				
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両				
運転者の連絡先/用務先				
別紙のとおり				
有効期限				
年 月 日まで				
<h2>青森県公安委員会印</h2>				

**注意事項**

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければなりません。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

5 この標章を不正に使用した場合には、処罰され又は返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。

- (1) 有効期限が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

注 1 色彩は、縁及び文字を黒色、表地を赤褐色、裏地を白色とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格B6横長とする。

別添第7

別記様式第2号(第4条関係)

表

駐停車・駐車禁止除外指定車	番 号 第 号 発行日 年 月 日
使用中	
<u>車両番号</u>	
<u>運転者の連絡先／用務先</u> 別紙のとおり	
有効期限 年 月 日まで	
青森県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	

裏

<p><u>注意事項</u></p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐停車禁止及び駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>※ 次のような場所では駐車できません。</p><ul style="list-style-type: none"><li>● 法定駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項各号及び同法第75条の8)</li><li>● 法定駐車禁止の場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)</li><li>● 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)</li><li>● 車庫代わりの駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)</li><li>● 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)</li></ul></div> <p>2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</p> <p>3 <u>この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければなりません。</u></p> <p>4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。</p> <p>5 この標章を不正に使用した場合には、処罰され又は返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次の場合は、この標章((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。</p> <p>(1) 有効期限が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。</p> <p>(3) 使用する必要がなくなったとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 被交付者等 住所 氏名</p>
--

注 1 色彩は、縁及び文字を黒色、表地を青褐色、裏地を白色とする。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格B6横長とする。

別添第8

交	01	12	1年未満
( 年 月末まで保存)			

事 務 連 絡  
年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

公安委員会標章の交付申請について（身体、心身、精神）  
みだしについて、下記のとおり駐車禁止除外指定車標章（身体、心身、精神障害者  
使用車）の交付申請を受理したので送付します。

記

種 別	使 用 者 名	備 考
<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 心身 <input type="checkbox"/> 精神		
<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 心身 <input type="checkbox"/> 精神		
<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 心身 <input type="checkbox"/> 精神		
<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 心身 <input type="checkbox"/> 精神		
<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 心身 <input type="checkbox"/> 精神		
<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 心身 <input type="checkbox"/> 精神		
<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 心身 <input type="checkbox"/> 精神		
<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 心身 <input type="checkbox"/> 精神		

別添第9

交	01	12	1年未満
( 年 月末まで保存)			

事務連絡  
年 月 日

青森県警察本部長 殿

警察署長

公安委員会標章の交付申請について（駐停車・駐車、通行）  
みだしについて、下記のとおり駐停車・駐車禁止除外指定車標章及び通行禁止除外指定車標章の交付申請を受理したので送付します。

記

種 別	使 用 者 名	備 考
<input type="checkbox"/> 駐停車・駐車 <input type="checkbox"/> 通行		
<input type="checkbox"/> 駐停車・駐車 <input type="checkbox"/> 通行		
<input type="checkbox"/> 駐停車・駐車 <input type="checkbox"/> 通行		
<input type="checkbox"/> 駐停車・駐車 <input type="checkbox"/> 通行		
<input type="checkbox"/> 駐停車・駐車 <input type="checkbox"/> 通行		
<input type="checkbox"/> 駐停車・駐車 <input type="checkbox"/> 通行		
<input type="checkbox"/> 駐停車・駐車 <input type="checkbox"/> 通行		
<input type="checkbox"/> 駐停車・駐車 <input type="checkbox"/> 通行		





別添第12

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			
年 月 日			

駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の遵守事項違反取扱報告書  
警察署

番 号	
違反日時	年 月 日 時 分
違反場所	
違反者氏名	
車両番号	
遵守事項の 違反種別 (該当違反項目 の数字を○で 囲む。)	1 現場警察官の指示違反 2 標章記載事項の遵守違反 (違反内容 ) 3 標章不正目的使用違反 4 標章不正譲渡・貸与違反
標章種別(用途)	
標章交付番号	
状 況 等	



## 標 章 返 納 命 令 書

殿

青 森 県 公 安 委 員 会 印

青森県道路交通規則第4条第7項の規定により、青森県公安委員会が同規則第4条第4項の規定に基づき交付した駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の返納を命ずる。

記

1 標章の種別

駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章

2 標章交付年月日及び番号

- (1) 交付年月日 年 月 日  
(2) 交付番号 号

3 被交付者及び車両

- (1) 住所・氏名等

住所

氏名

職業

- (2) 車両番号

4 返納理由

別添第15

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長 殿

交通規制課長

標章返納命令書交付依頼書

みだしのことについては、青森県道路交通規則第4条第7項の規定により、次のとおり青森県公安委員会が駐停車・駐車、駐車禁止除外指定車標章の返納を命ずることとなり、「標章返納命令書」を送付するので、必要事項を教示の上該当者に交付し、返納させた標章の受領を依頼する。

記

番号	被交付者	標章種別(用途)	標章交付番号	返納命令の理由

別添第16

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

標章返納命令書交付報告書

みだしのことについては、次のとおり被交付者に標章返納命令書を交付し、返納させた標章を受領したので、送付の上、報告する。

記

番号	被交付者	標章種別(用途)	標章交付番号	標章の 交付年月日	標章の 返納年月日

# 駐車禁止除外標章管理台帳（更新予定者）

〇〇警察署管内（〇月中更新予定者）

一連 番号	発行 年月日	有効 年月日	警察署	住 所	氏 名	電話番号	手帳番号	連絡別	申請書 受理月日	備 考
								済・無 月 日		
								済・無 月 日		
								済・無 月 日		
								済・無 月 日		
								済・無 月 日		
								済・無 月 日		
								済・無 月 日		
								済・無 月 日		
								済・無 月 日		
								済・無 月 日		

身体障害者手帳の障害等級表

別表第5号(5条関係)抜粋

		1級	2級	3級	4級
視覚障害		両目の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のあるものについては、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声話を理解し得ないもの)	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの
心臓、じん蔵若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

注意:太線枠内が、新基準値の等級を示すものである。

		5級	6級	7級	
視 覚 障 害		1 両目の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの		
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
	平衡機能障害	平衡機能の著しい障害			
音声機能、言語機能又はそ しやく機能の障害					
肢体不自由	上肢	1 両上肢のおや指の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
	下肢	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体幹	体幹の機能の著しい障害			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
心臓、じん蔵若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	心臓機能障害				
	じん蔵機能障害				
	呼吸器機能障害				
	ぼうこう又は直腸の機能障害				
	小腸機能障害				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

別添第19

戦傷病者手帳の障害程度表

恩給法(大正12年法律第48号)

別表第1号表の2(第49条の2関係)抜粋

重度障害の程度	重度障害の状態
特別項症	1 心身障害のため、自己周辺の日常生活活動が全く不能であって、常に複雑な介護を要するもの 2 両眼の視力が明暗を弁別できないもの 3 両上肢又は両下肢を全く失ったもの 4 身体諸部の障害を総合して、その程度が第1項症に第1項症から第6項症までを加えたもの
第1項症	1 心身障害のため、自己周辺の日常生活活動が著しく妨げられ、常に介護を要するもの 2 咀嚼及び言語の機能を共に廃したもの 3 両眼の視力が、視標0.1を50センチメートル以上では弁別できないもの 4 レ線像に示された肺結核の病型が広汎空洞型であって、結核菌を大量かつ継続的に排出し、常に高度の安静を要するもの 5 呼吸困難のため、換気機能検査も実施できないもの 6 肘関節以上で両上肢を失ったもの 7 膝関節以上で両下肢を失ったもの
第2項症	1 咀嚼または言語の機能を廃したもの 2 両眼の視力が、視標0.1を1メートル以上では弁別できないもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、総頸動脈瘤、無名動脈瘤又は腸骨動脈瘤を発したもの 5 腕関節以上で両上肢を失ったもの 6 一上肢又は一下肢を全く失ったもの 7 足関節以上で両下肢を失ったもの
第3項症	1 心身障害のため、家庭内における日常生活活動が著しく妨げられるもの 2 両眼の視力が、視標0.1を1.5メートル以上では弁別できないもの 3 レ線像に示された肺結核の病型が非広汎空洞型であって、結核菌を継続的に排出し、常に中等度の安静を要するもの 4 呼吸機能を高度に妨げるもの 5 心臓の機能の著しい障害のため、家庭内における日常生活活動において心不全症状又は狭心症症状を起こすもの 6 腎臓もしくは肝臓の機能又は造血機能を著しく妨げるもの 7 肘関節以上で一上肢を失ったもの 8 膝関節以上で一下肢を失ったもの
第4項症	1 咀嚼又は言語の機能を著しく妨げるもの 2 両眼の視力が視標0.1を2メートル以上では弁別できないもの 3 両耳の聴力が、5センチメートル以上では大声を解し得ないもの 4 両睾丸を全く失ったもので、脱落症状が著しくないもの 5 腕関節以上で一上肢を失ったもの 6 足関節以上で一下肢を失ったもの

第5項症	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 心身障害のため、社会における日常生活活動が著しく妨げられるもの</li> <li>2 頭部、顔面等に大きい醜形を残したもの</li> <li>3 一眼の視力が視標0.1を50センチメートル以上では弁別できないもの</li> <li>4 レ線像に示された肺結核の病型が不安定非空洞型であって、病巣が活動性を有し、常に軽度の安静を要するもの</li> <li>5 呼吸困難を中程度に妨げるもの</li> <li>6 心臓の機能の中程度の障害のため、社会生活活動において心不全症状又は狭心症症状をおこすもの</li> <li>7 腎臓もしくは肝臓の機能又は造血機能を中程度に妨げるもの</li> <li>8 一側のすべての手指を全く失ったもの</li> </ul>
第6項症	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 頸部又は軀幹の運動を著しく妨げるもの</li> <li>2 一眼の視力が、視標0.1を1メートル以上では弁別できないもの</li> <li>3 脾臓を失ったもの</li> <li>4 一側のおや指及びひとさし指を全く失ったもの</li> <li>5 一側のすべての手指の機能を全廃したもの</li> </ul>

- (注) 1 上記の表に掲げる各症に該当しない障害の程度は、同表に掲げる各症に準じて査定するものとする
- 2 レ線像に示された肺結核の病型は、「日本結核病学会病型分類」による
- 3 視力を測定する場合には、屈折異常があるものについては矯正視力によるものとし、視標は万国共通視力標によるものとする

## 別添第20

### 1 療育手帳制度の重度障害

療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号)抜粋

#### 第3 障害の程度の判定

1 障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、療育手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとする。

##### (1) 重度

18歳未満の者

昭和39年3月13日児発第197号児童局長通知(「重度知的障害児収容棟の設備及び運営について」)の1対象児童の(1)又は(2)に該当する程度の障害であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの

18歳以上の者

昭和43年7月3日児発第422号児童家庭局長通知(「重度知的障害児収容棟の設備及び運営について」)の1対象児童の(1)又は(2)に該当する程度の障害であつて、日常生活において常時介護を要する程度のもの

### 2 精神障害者保健福祉手帳の障害等級

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)抜粋

第6条 法第45条第2項に規定する政令で定める精神障害状態は、第3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする。

2 精神障害者保健福祉手帳には、次項に規定する障害等級を記載するものとする。

3 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## 第3章

# 緊急自動車及び 道路維持作業用自動車の 届出指定事務

# 目 次

1	根拠	2
2	対象車両	2
3	届出事務	2
4	指定事務	4
5	記載事項変更・再交付事務	5
6	申請（届出）者の記名・押印等	6
7	標章の返納	6
8	保存年限	7
《別紙1 届出及び指定対象車両の解説》		
1	届出対象車両	8
2	指定対象車両	10
《別紙2 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の特例》		
1	緊急自動車	13
2	道路維持作業用自動車	15
《様式》		
○台帳	指定証・届出確認証交付台帳	16
《別添》		
○別添第1	緊急自動車・道路維持作業用自動車の指定申請書及び届出書	17
○別添第2	緊急自動車・道路維持作業用自動車の指定証及び届出確認証 記載事項変更	18
○別添第3	緊急自動車・道路維持作業用自動車の指定証及び届出確認証 再交付申請書	19
○別添第4	緊急自動車・道路維持作業用自動車の指定証及び届出確認証 公安委員会標章の交付申請について	20 21
《参考資料》		
○届出指定事務フローチャート		22

※ 本章において法とは「道路交通法」、施行令とは「道路交通法施行令」、県規則とは「青森県道路交通規則」をいう。

区 分	処 理 要 領	備 考
1 根拠	<p>(1) 緊急自動車～施行令第13条第1項  ア 届出～第1号、第1号の2  イ 指定～第1項のうち、第1号、第1号の2を除くもの</p> <p>(2) 道路維持作業用自動車～施行令第14条の2  ア 届出～第1号  イ 指定～第2号</p>	<p>・別紙2「緊急自動車及び道路維持作業用自動車の特例」</p>
2 対象車両	<p>(1) 緊急自動車届出対象車両  ア 消防用自動車のうち、ポンプ車、ポンプ積載車はしご車、広報車等。(自衛隊用自動車を除く)  イ 救急用自動車。(自衛隊用自動車を除く)</p> <p>(2) 緊急自動車指定対象車両  ア 消防用自動車のうち、人員輸送車、災害対応多目的車等。  イ 応急手当(二輪車)、ドクターカー、ホスピスカー、警察、自衛隊、検察庁、矯正施設、入国管理、公益事業、水防、臓器運搬、道路における危険防止、電波監視、事故例調査、原子力災害対策の業務において使用する自動車。</p> <p>(3) 道路維持作業用自動車届出対象車両  路面補修作業、清掃作業、除雪作業等のため必要な、特別の構造または装置を有する自動車。</p> <p>(4) 道路維持作業用自動車指定対象車両  道路管理者が道路の損傷箇所等を発見するため使用する自動車(道路パトロール車)。</p>	<p>・別紙1「届出及び指定対象車両の解説」</p>
3 届出事務	<p>(1) 届出</p> <p>ア 届出先  届出は、当該自動車の使用の本拠地を管轄する警察署を經由して、公安委員会に別添第1「緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書(以下「届出書」という。)」を提出して行うものとする。</p> <p>イ 届出書  新規・変更登録が必要な場合は届出書3通提出させるものとし、うち1通には自動車の外観図又は艤装図面を添付させること。(※外観図又は艤装図がない場合は、自動車の4面を確認できるカラー写真でも可。)  既にナンバーを取得し、変更登録の必要のない場合は2通提出させるものとし、1通には外観図又は艤装図、及び自動車検査証の写しを添付させる。</p> <p>ウ 届出者</p>	<p>・県規則第14条第1項「別記様式第6号(第13条及び第14条関係)」</p>

	<p>届出者は、自動車を使用する者であれば法人、個人のいずれでもよいが、法人の場合は代表者名を記入させるものとする。</p>	
<b>(2) 対象車両</b>	<p>届出の対象車両は、別紙1「1 届出対象車両」に掲げる車両とする。</p>	
<b>(3) 届出書の受付</b>	<p>ア 受付 提出を受けた警察署は、届出書の内容が有効と認められる場合にこれを受け付ける。 受付時に新規登録又は変更登録の必要の有無を確認し、必要ない場合は届出書を2通提出させ受付済証を交付しないこと。また、自動車検査証の使用者と届出書の使用者が同一でない場合は変更登録を指導すること。</p> <p>イ 受付済証の交付 受付済証は、届出書の1通の備考欄に「受付印」及び「受付済印」を押印し、受付済印の枠内に受付者の階級を記載し、及び署名して届出者に交付する。</p> <p>ウ 記録 処理の経過を明らかにするため、様式「指定証・届出確認証交付台帳」に必要事項を記載すること。</p> <p>エ 送付 届出書は、1通を署の控えとし、他の1通は添付書類とともに速やかに交通規制課へ送付すること。</p> <p>オ 登録番号の報告 別添第4「緊急自動車・道路維持作業車届出確認証（以下「届出確認証」という。）」には登録番号が記載されることから、登録後、自動車検査証の写しを提出させ、自動車検査証の使用者と届出書の使用者が同一であるか確認し、交通規制課に送付、メール、FAX等により送信すること。</p>	<p>・参考資料 「届出指定事務フローチャート」</p> <p>・道路交通法の特例は、公安委員会から届出確認証の交付を受けたことにより認められるものであり、受付済証では特例を受けることはできない。</p>
<b>(4) 届出確認証の交付</b>	<p>ア 作成 届出確認証の作成は、交通規制課において行う。その際交通規制課は、届出の内容をマスターデータとして電磁的に記録する。</p> <p>イ 交付 届出確認証は、受付警察署を経由して届出者に交付する。 その際、受付済証を回収し、廃棄すること。</p> <p>ウ 記録 処理の経過を明らかにするため、様式「指定証・届出確認証交付台帳」に必要事項を記載し、受領確認欄にサインを記入させること。</p>	<p>・県規則第14条第2項「別記様式第7号（第13条及び第14条関係）」</p> <p>・届出確認証交付時、本部作成の「緊急自動車、道路維持作業用自動車を運転される方へ」により、適正な運行に努めるよう指導すること。</p> <p>・押印希望者は押印可</p>

	エ 備付け 届出確認証の交付を受けた者は、当該届出に係る車両に、届出確認証を備え付けるものとする。	・ 県規則第15条
(5) 標準処理期間	受付から届出確認証交付までの所要日数は10日とする。	
4 指定事務	(1) 申請 ア 申請先 申請は、当該自動車の使用の本拠地を管轄する警察署を経由して、公安委員会に別添第1「緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書（以下「申請書」という。）」を提出して行うものとする。 イ 申請書 申請書は、2通を提出させるものとし、うち1通には自動車の外観図又は艤装図面、及び自動車の4面が確認できるカラー写真を添付させること。 ウ 申請者 申請者は、自動車を使用する者であれば法人、個人のいずれでもよいが、法人の場合は代表者名を記入させるものとする。ただし、道路維持作業用自動車の指定に係る申請者は、道路管理者に限定される。	・ 県規則第13条第1項 「別記様式第6号（第13条及び第14条関係）」  ・ 施行令第14条の2第2号に 「当該道路の管理者の申請に基づき…」と明文化されている。
	(2) 対象車両	指定申請の対象車両は、別紙1「2 指定対象車両」に掲げる車両とする。
	(3) 申請書の受付	ア 受付 提出を受けた警察署は、申請書の内容が有効と認められる場合にこれを受け付ける。 イ 記録 処理の経過を明らかにするため、様式「指定証・届出確認証交付台帳」に必要事項を記載すること。 ウ 送付 申請書は1通を署の控えとし、他の1通は添付書類とともに速やかに交通規制課へ送付すること。 エ 登録番号の報告 別添第4「緊急自動車・道路維持作業車指定証（以下「指定証」という。）」には登録番号が記載されることから、登録後、自動車検査証の写しを提出させ、自動車検査証の使用者と届出書の使用者が同一であるか確認し、写しを交通規制課に送付、メール、FAX等により送信すること。
(4) 指定証の交付	ア 作成 指定証の作成は、交通規制課において行う。	・ 県規則第13条第2項 「別記様式第7号（第13

		<p>その際交通規制課は、申請の内容をマスターデータとして電磁的に記録する。</p> <p>イ 交付 指定証は、受付警察署を経由して申請者に交付する。</p> <p>ウ 記録 処理の経過を明らかにするため、様式「指定証・届出確認証交付台帳」に必要事項を記載し、受領確認欄にサインを記入させること。</p> <p>エ 備付け 指定証の交付を受けた者は、当該指定に係る車両に、指定証を備え付けるものとする。</p>	<p>条及び第14条関係)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定証交付時、本部作成の「緊急自動車、道路維持作業用自動車を運転される方へ」により、適正な運行に努めるよう指導すること。</li> <li>・押印希望者は押印可</li> <li>・県規則第15条</li> </ul>
	<b>(5) 標準処理期間</b>	受付から指定証交付までの所要日数は10日とする。	
<b>5 記載事項変更・再交付事務</b>	<b>(1) 記載事項の変更</b>	<p>ア 届出先 届出確認証又は指定証(以下「標章」という。)の記載事項変更届出は、当該標章交付に係る車両の使用の本拠地を管轄する警察署を経由して、公安委員会に別添第2「緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証又は届出確認証記載事項変更届(以下「記載事項変更届」という。)」を提出して行うものとする。</p> <p>記載事項変更届は、2通を提出させるものとし、うち1通には変更内容が確認できる書面の写しを添付させること。</p> <p>イ 変更対象車両 自動車を所有する者及び使用者が同じで次の事項を変更する場合</p> <p>(ア) 自動車を所有(使用)する者の住所及び氏名 (イ) 自動車の使用の本拠の位置及び名称 (ウ) 希望ナンバーによる登録番号の変更</p> <p>ウ 受付 提出を受けた警察署は、変更届の内容が有効と認められる場合にこれを受け付ける。</p> <p>エ 記録 処理の経過を明らかにするため、様式「指定証・届出確認証交付台帳」に必要事項を記載し、標章交付時には受領確認欄にサインさせること。</p> <p>オ 送付 記載事項変更届は、1通を署の控えとし、他の1通は添付書類とともに速やかに交通規制課に送付すること。</p> <p>カ 作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証の写し等</li> <li>・押印希望者は押印可</li> </ul>

	<p>標章の作成は、交通規制課において行う。</p> <p>その際交通規制課は、電磁的に記録されているマスターデータの内容を変更する。</p> <p>キ 交付 標章は、受付警察署を経由して届出者に交付する。</p>	
<b>(2) 再交付</b>	<p>ア 申請先 標章の再交付申請は、標章を亡失、滅失、汚損又は破損したとき、当該標章交付に係る車両の使用の本拠地を管轄する警察署を経由して、公安委員会に別添第3「緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証又は届出確認証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を提出して行うものとする。</p> <p>イ 申請書 再交付申請書は、2通提出させるものとし、関係書類の添付は要しない。</p> <p>ウ 受付 提出を受けた警察署は、申請書の内容等が有効と認められる場合にこれを受け付ける。</p> <p>エ 記録 処理の経過を明らかにするため、様式「指定証・届出確認証交付台帳」に必要事項を記載し、標章交付時には受領確認欄にサインを記入させること。</p> <p>オ 送付 再交付申請書は、1通を署の控えとし、他の1通は速やかに交通規制課に送付すること。</p> <p>カ 作成 標章の作成は、交通規制課において行う。</p> <p>キ 交付 標章は、受付警察署を経由して申請者に交付する。</p>	<p>・ 押印希望者は押印可</p> <p>・ 標章の右上隅に「再交付」と朱書きされる。</p>
<b>6 申請(届出)者の記名・押印等</b>	<p>申請(届出)者欄の氏名・住所の記載にあつては記名で足り、押印は不要とする。</p> <p>なお、申請(届出)者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載させるものとする。</p>	
<b>7 標章の返納</b>	<p>次に該当する場合は、標章を返納させ、交通規制課へ送付するものとする。</p> <p>返納された標章はマスターデータから削除する。</p> <p>(1) 廃車又は売却したとき。 (2) 標章の再交付を受けたとき。 (3) 再交付後、旧標章を発見したとき。 (4) 使用目的を変更するなど、緊急自動車、道路維持作業用自動車として使用しなくなったとき。</p>	<p>・ 返納届の作成を要しない。</p>

<p><b>8 保存年限</b></p>	<p><b>(1) 警察署</b>  ア 申請(届出)書・記載事項変更届・再交付申請書  用済み後廃棄  イ 台帳「指定証・届出確認証交付台帳」 3年</p> <p><b>(2) 交通規制課</b>  各申請(届出)書(警察署から送付を受けたもの)  3年</p>	
----------------------	--	--

## 《別紙 1 届出及び指定対象車両の解説》

### 1 届出対象車両

区 分 と 形 状	備 考
<p><b>1 緊急自動車</b></p> <p><b>(1) 消防用自動車</b>（令第13条第1項第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防機関<u>その他の者</u>が</li> <li>○ 消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、</li> <li>○ 消防のために必要な<u>特別の構造又は装置を有するもの</u></li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">消 防 用 自 動 車 の 種 別</p> <p>ポンプ車、はしご車、水槽車、化学車、放水塔車、広報車、司令車、先行車、空中作業車、排煙車、高発泡車、照明車、電源車、林野火災工作車、空気充てん車、ポンプ積載車、資機材運搬車、泡原液搬送車、高所放水車、放水砲車、消化剤投入車、無線車、破壊工作車、レッカー車、耐煙救出車、クレーン耐熱救難車、震災救援車、多重情報処理車、震災工作車</p> </div> <p><b>(2) 救急用自動車</b>（令第13条第1項第1号の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国、都道府県、市町村、日本道路公団、新東京国際空港公団、関西国際空港株式会社又は医療機関が</li> <li>○ 傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、</li> <li>○ 傷病者の緊急搬送のために必要な<u>特別の構造又は装置を有するもの</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>令</u>とは、道路交通法施行令をいう。以下同じ。</li> <li>・ <u>その他の者</u>とは、あらゆる自然人及び法人を指す。（自衛隊を除く。）</li> <li>・ <u>特別の構造又は装置を有するもの</u>とは、その構造等が本来的に消防活動の用に供されるべく製作されたものをいう。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急自動車となる救急用自動車の使用者は、左記の者に限定される。</li> <li>・ <u>特別の構造又は装置</u>とは、専ら傷病者の緊急輸送のために用いられる寝台、応急手当のための器具等をいう。</li> </ul>
<p><b>2 道路維持作業用自動車</b>（令第14条の2第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標示を設置するため必要な<u>特別の構造又は装置を有する自動車</u>で</li> <li>○ その自動車を<u>使用する者</u>が公安委員会に届出したもの</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">道 路 維 持 作 業 用 自 動 車 の 種 別</p> <p>路面コンクリート破砕車、舗装版破砕車、路面切削機、ヒータプレーナ、モータグレーダ、ロードスタビライザ、ローラ類、トラクタショベル、バックハウ、ショベルローダ、タイヤドーザ、コンクリートミキサー、</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>特別の構造又は装置を有する</u>とは、専ら道路の維持、修繕、道路標示の設置のための構造や装置を有するもの及び本来的にこれらの機能を備えていることをいう。</li> <li>・ <u>使用する者</u>には、道路管理者の他、道路管理業務の受託者又は請負人を含む。</li> </ul>

修	アスファルトフィニッシャ、アスファルトディストリビュータ、 アスコン運搬車、路面補修車、骨材散布車
清 掃	散水車、水タンク車、トンネル清掃車、路面清掃車、デリニュータ清掃車、 ガードレール清掃車、側溝清掃車、草刈車、剪定車、排水管清掃車
除 雪	凍結防止剤散布車、除雪トラック、モータグレーダ、タイヤドーザ、 ショベルローダ、ロータリー除雪車、スノーローダ、スノーメルタ
そ の 他	すべり抵抗測定車、大気汚染調査車、橋梁点検車、リフト車、クレーン車、 レッカー車、応急作業車、交通規制車、ラインマーカ、発電車、投光車、 維持用万能トラクタ

## 2 指定対象車両

区 分 と 形 状	備 考
<p><b>1 緊急自動車(令第13条第1項)</b></p> <p><b>(1) 第1号の3〈消防用〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>消防機関</u>が</li> <li>○ 消防のための出動に使用する<u>消防用自動車</u></li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">消 防 用 自 動 車 の 種 別</p> <p>支援車、災害対応多目的車、人員輸送車、消防用自動二輪車</p> </div> <p><b>(2) 第1号の4〈応急手当用〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県又は市町村が</li> <li>○ 傷病者の<u>応急手当</u>のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車</li> </ul> <p><b>(3) 第1号の5〈ドクターカー〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>医療機関</u>が</li> <li>○ 都道府県又は市町村の要請を受けて</li> <li>○ 医師を傷病者の所在する場所まで搬送するために使用する自動車</li> </ul> <p><b>(4) 第1号の6〈ホスピスカー〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>医療機関</u>が</li> <li>○ 緊急の往診を行う医師を傷病者の居宅まで搬送するために使用する自動車</li> </ul> <p>※ 国家公安委員会が定める基準</p> <p>ア 重度の傷病者でその居宅においても療養している患者（以下「患者」という。）の患家からいつでも連絡を受けることができる医師又は看護職員及び当該患家の求めに応じて患者の居宅をいつでも往診することができる医師をあらかじめ指定し、その氏名、連絡先、担当日等を文書により当該患家に提供していること。</p> <p>イ 患者の疼痛等を直ちに緩和することが必要な場合において、自動車による緊急の往診をすることができること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用者は<u>消防機関</u>に限定される。</li> <li>・ <u>消防用自動車</u>とは、特別の構造又は装置を有するもの以外の自動車である。</li> <li>・ その使用主体によって、緊急自動車としての適格性を担保する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>応急手当</u>とは、当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間やむを得ないものとして行われるものに限る。</li> <li>・ <u>医療機関</u>とは、医療法に規定する病院又は診療所をいう。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療所において単独で24時間の緊急往診体制を確保していること。</li> <li>・ 重度の傷病者とは、自宅で最後を迎えたい意思を持ち、緊急搬送により症状が悪化するおそれのある在宅末期ガン患者等である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 往診距離（半径）が16kmを超える在宅患者の看取り実績が年間10人以上であること。</li> </ul>

**(5) 第1号の7〈警察用〉**

- 警察用自動車のうち、
- 犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの

**(6) 第2号〈自衛隊用〉**

- 自衛隊用自動車のうち、
- 部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの

**(7) 第3号〈検察庁犯罪捜査用〉**

- 検察庁において使用する自動車のうち、
- 犯罪捜査のため使用する自動車

**(8) 第4号〈矯正施設の緊急警備用〉**

- 刑務所その他矯正施設において使用する自動車のうち、
- 逃走者の逮捕若しくは連戻し又は被収容者の警備のため使用するもの

**(9) 第5号〈入国管理警備用〉**

- 入国者収容所又は地方出入国在留管理局において使用する自動車のうち、
- 容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの

**(10) 第6号〈公益事業危険防止応急作業用〉**

- 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、
- 危険防止のための応急作業に使用する自動車

**(11) 第7号〈水防用〉**

- 水防機関が
- 水防のための出動に使用する自動車

**(12) 第8号〈保存血液の応急運搬用〉**

- 保存血液を販売する者が
- 保存血液の応急運搬のため使用する自動車

**(13) 第8号の2〈臓器摘出応急運搬用〉**

- 医療機関が
- 臓器の移植に関する法律の規定により死体から摘出された臓器、
- 同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師
- 又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車

**(14) 第9号〈道路の危険防止用〉**

- 道路の管理者が使用する自動車のうち、
- 道路における危険を防止するため必要がある場合において、
- 道路の通行を禁止し、若しくは制限するた

・ 警察用自動車とは、警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。

・ 自衛隊用自動車とは、自衛隊において使用する自動車をいい、消防用自動車、救急用自動車をも含む。

・ 平成31年4月1日以前に地方入国管理局から申請を受けて、公安委員会が指定済の緊急自動車については再申請を要しない。

・ 臓器の移植に関する法律の規定とは、同法第6条をさす。

・ 死体とは、脳死した者の身体を含む。

<p>めの応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの</li> </ul> <p><b>(15) 第10号〈不法無線局の探査活動用〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>総合通信局又は沖縄総合通信事務所</u>において使用する自動車のうち、</li> <li>○ 不法に開設された<u>無線局</u>の探査のための出動に使用するもの</li> </ul> <p><b>(16) 第11号〈事故例調査用〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、</li> <li>○ <u>事故例調査</u>のための出動に使用するもの</li> </ul> <p><b>(17) 第12号〈原子力災害対策用〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国、都道府県、市町村、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人放射線医学総合研究所又は<u>原子力事業者</u>が、</li> <li>○ 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急対策として</li> <li>○ 放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の運搬のため使用するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>総合通信局又は沖縄総合通信事務所</u>には、各地方の電波監理局等を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 東北電波監理局(仙台市)</li> <li>* 東北電波監理局八戸出張所(八戸市)</li> </ul> </li> <li>・ <u>無線局</u>は、電波法第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。</li> <li>・ <u>事故例調査</u>は、交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。</li> <li>・ 原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定された者をいう。</li> </ul>		
<p><b>2 道路維持作業用自動車(令第14条の2第2号)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路の管理者が</li> <li>○ 道路の損傷箇所等を発見するため使用する<u>自動車</u>で、</li> <li>○ (内閣府令で定めるところにより、その車体を塗色をしたものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 車体の両側面及び後面に、幅15cmの帯状かつ水平の白線</li> <li>イ 車体のその他の部分を黄色</li> </ul> </li> <li>○ 道路の管理者の申請に基づき、公安委員会が指定したもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自動車</u>には、道路管理業務の受託者又は請負人が使用する自動車をも含む。</li> <li>・ <u>内閣府令</u>は道路交通法施行規則第6条の2をさす。</li> <li>・ 申請者は道路管理者に限定される。</li> </ul>		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">道路維持作業用自動車の特例</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路の損傷箇所等の発見活動(道路パトロール)に加えて、当該箇所等の応急措置等を使用(令第13条第1項第9号)する場合は、緊急自動車としての指定を同時に行うことができる。</td> </tr> </table>		道路維持作業用自動車の特例	道路の損傷箇所等の発見活動(道路パトロール)に加えて、当該箇所等の応急措置等を使用(令第13条第1項第9号)する場合は、緊急自動車としての指定を同時に行うことができる。
道路維持作業用自動車の特例			
道路の損傷箇所等の発見活動(道路パトロール)に加えて、当該箇所等の応急措置等を使用(令第13条第1項第9号)する場合は、緊急自動車としての指定を同時に行うことができる。			

## 《別紙2 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の特例》

### 1 緊急自動車

#### 緊急自動車の特例

##### 1 右側通行の特例（道路交通法第39条第1項）

- (1) 右側通行をしなければ追い越しができない場合
- (2) 左側が渋滞して迅速な通行ができない場合
- (3) 道路の左右が構造的に分離されていて、左側を通行していくと著しく遅延し、右側通行すると極めて迅速な緊急用務の遂行ができる場合
- (4) 道路の右側に緊急用務の対象がある場合
- (5) 左側に歩行者があつて、危険な場合
- (6) 左側が極端な悪路で緊急走行に不適な場合

##### 2 停止義務免除の特例（道路交通法第39条第2項）

- (1) 信号機の信号による停止
- (2) 警察官の行う手信号又は燈火を振つての信号による停止
- (3) 歩道又は路側帯を横断する場合の直前停止
- (4) 乗降中の路面電車の後方停止
- (5) 踏切停止
- (6) 横断歩道を横断する歩行者保護のための停止
- (7) 自転車横断帯を横断する自転車保護のための停止
- (8) 一時停止標識での停止
- (9) 身体障害者保護のための停止
- (10) 単路横断保護者のための停止

##### 3 通行禁止道路通行の特例（道路交通法第41条第1項）

- (1) 通行止め
- (2) 車両通行止め
- (3) 車両進入禁止
- (4) 二輪の自動車以外の自動車通行止め
- (5) 大型貨物自動車等通行止め
- (6) 特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め
- (7) 大型乗用自動車通行止め
- (8) 二輪の自動車・原動機付自転車通行止め
- (9) 車両(組合せ)通行止め
- (10) 指定方向外進行禁止
- (11) 高さ制限
- (12) 自転車専用
- (13) 自転車及び歩行者専用
- (14) 歩行者専用
- (15) 一方通行

##### 4 安全地帯、立入禁止部分進入の特例（道路交通法第41条第1項）

##### 5 キープレフト原則除外の特例（道路交通法第41条第1項）

##### 6 歩行者の側方通過時の安全間隔保持、徐行義務免除の特例（道路交通法第41条第1項）

##### 7 車両通行帯に従わない通行の特例（道路交通法第41条第1項）

- 8 バス専用通行帯等の通行の特例（道路交通法第41条第1項）
- 9 路線バス等優先通行帯通行の特例（道路交通法第41条第1項）
- 10 路外に出る場合の右左折の方法に従わない特例（道路交通法第41条第1項）
- 11 車両横断禁止標識、転回禁止標識等に従わない特例（道路交通法第41条第1項）
- 12 進路変更禁止場所での進路変更の特例（道路交通法第41条第1項）
- 13 二重追越しの特例（道路交通法第41条第1項）
- 14 追越し禁止場所での追い越しの特例（道路交通法第41条第1項）
  - (1) 追越し禁止の道路標識がある場所
  - (2) 道路の曲がり角付近
  - (3) 上り坂の頂上付近
  - (4) 勾配の急な下り坂
  - (5) 車両通行帯のないトンネル
  - (6) 交差点及びその手前30メートル以内
  - (7) 踏切及びその手前30メートル以内
  - (8) 横断歩道及びその手前30メートル以内
  - (9) 自転車横断帯及びその手前30メートル以内
- 15 交差点での右左折方法に従わない特例（道路交通法第41条第1項）
- 16 進行方向を指定した通行区分に従わない特例（道路交通法第41条第1項）
- 17 横断歩道接近時の減速義務免除の特例（道路交通法第41条第1項）
- 18 自転車横断帯接近時の減速義務免除の特例（道路交通法第41条第1項）
- 19 横断歩道及びその手前30メートル以内での追抜き禁止除外の特例（道路交通法第41条第1項）
- 20 自転車横断帯及びその手前30メートル以内での追抜き禁止除外の特例（道路交通法第41条第1項）
- 21 最高速度の特例
  - (1) 高速自動車国道の本線車道では100km/h（道路交通法施行令第27条第2項）
  - (2) 一般道路等では80km/h（道路交通法施行令第12条第3項）
  - (3) 速度違反取締中の緊急自動車は速度無制限（道路交通法第41条第2項）
- 22 交通事故を起こした場合の運転継続の特例（道路交通法第72条第4項）
- 23 本線車道での横断、転回、後退ができる特例（道路交通法第75条の5）
- 24 加速車線を通行しないで本線車道に流入できる特例（道路交通法第75条の7第1項）
- 25 出口に接続する斜線又は減速車線を通行しないで流出できる特例（道路交通法第75条の7第2項）
- 26 座席ベルト装着義務免除の特例（道路交通法第71条の3）

## 2 道路維持作業用自動車

### 道 路 維 持 作 業 用 自 動 車 の 特 例

- 1 右側通行の特例（道路交通法第41条第4項）
- 2 立入禁止部分立入りの特例（道路交通法第41条第4項）
- 3 キープレフト原則除外の特例（道路交通法第41条第4項）
- 4 車両通行帯に従わない通行の特例（道路交通法第41条第4項）
- 5 バス専用通行帯等の通行の特例（道路交通法第41条第4項）
- 6 バス優先通行帯通行の特例（道路交通法第41条第4項）
- 7 最低速度規制に従わない特例（道路交通法第41条第4項、一般道路等の場合）
- 8 横断、転回禁止標識等に従わない特例（道路交通法41条第4項）
- 9 高速自動車国道の本線車道における最低速度に従わない特例（道路交通法第75条の9第2項）
- 10 本線車道における横断、転回、後退の特例（道路交通法第75条の9第2項）
- 11 重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分の特例（道路交通法第75条の9第2項）

指定証・届出確認証交付台帳

交	01	12	3年
( 年 月 末まで保存)			

番 号	申請書 受理月日	種別	使用者氏名	自動車車台番号	本部へ申請書送付		自動車登録番号	登録番号 本部連絡	本部から標章受領			使用者へ標章交付			備 考
					送付月日	受領連絡			標章番号	受領月日	受領連絡	連絡月日	交付月日	受領確認	
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													
		緊道 指届													

別添第 1

別記様式第 6 号(第13条及び第14条関係)

緊 急 自 動 車 指 定 申 請 書 道 路 維 持 作 業 用 自 動 車 届 出 書	
年 月 日	
青 森 県 公 安 委 員 会 殿	
申請(届出)者 住所 氏名 電話 ( )	
用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類、車名及び型式	
自動車登録番号又は車両番号	
自動車の使用の本拠の位置及び名称	
検査予定日 (指定申請の場合に記入すること)	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別添第 2

別記様式第 8 号(第15条関係)

緊急自動車指定証 道路維持作業用自動車届出確認証		記載事項変更届  年 月 日
青森県公安委員会 殿		
申請者 住所 氏名 電話 (        )		
指定証、届出確認証 の交付年月日及び 番号	交付年月日  番 号	年 月 日
用 途		
変 更 事 項	新	
	旧	
備 考		

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別添第3

別記様式第9号(第15条関係)

緊 急 自 動 車 指 定 証 道路維持作業用自動車 届出確認証		再交付申請書  年 月 日
青 森 県 公 安 委 員 会 殿		
申請者 住所 氏名 電話 (            )		
申 請 の 理 由		
指定証、届出確認証 の交付年月日及び 番号	交付年月日	年 月 日
	番 号	
自動車を使用している 者の住所及び氏名		
届 指 出 定 に 係 る 自 動 車	用 途	
	自動車の種類、 車名及び形式	
	自動車登録番号 又は車両番号	
備 考		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別添第 4

別記様式第 7 号(第13条及び第14条関係)

番 号 _____	
緊 急 自 動 車 指 定 証 道路維持作業用自動車 届出確認証	
年 月 日	
青 森 県 公 安 委 員 会	
用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類、車名及び型式	
車両登録番号又は車両番号	
自動車使用の本拠の位置及び名称	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 B 6 縦長とする。

交	01	12	1年未満
( 年 月末まで保存)			

事 務 連 絡  
年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

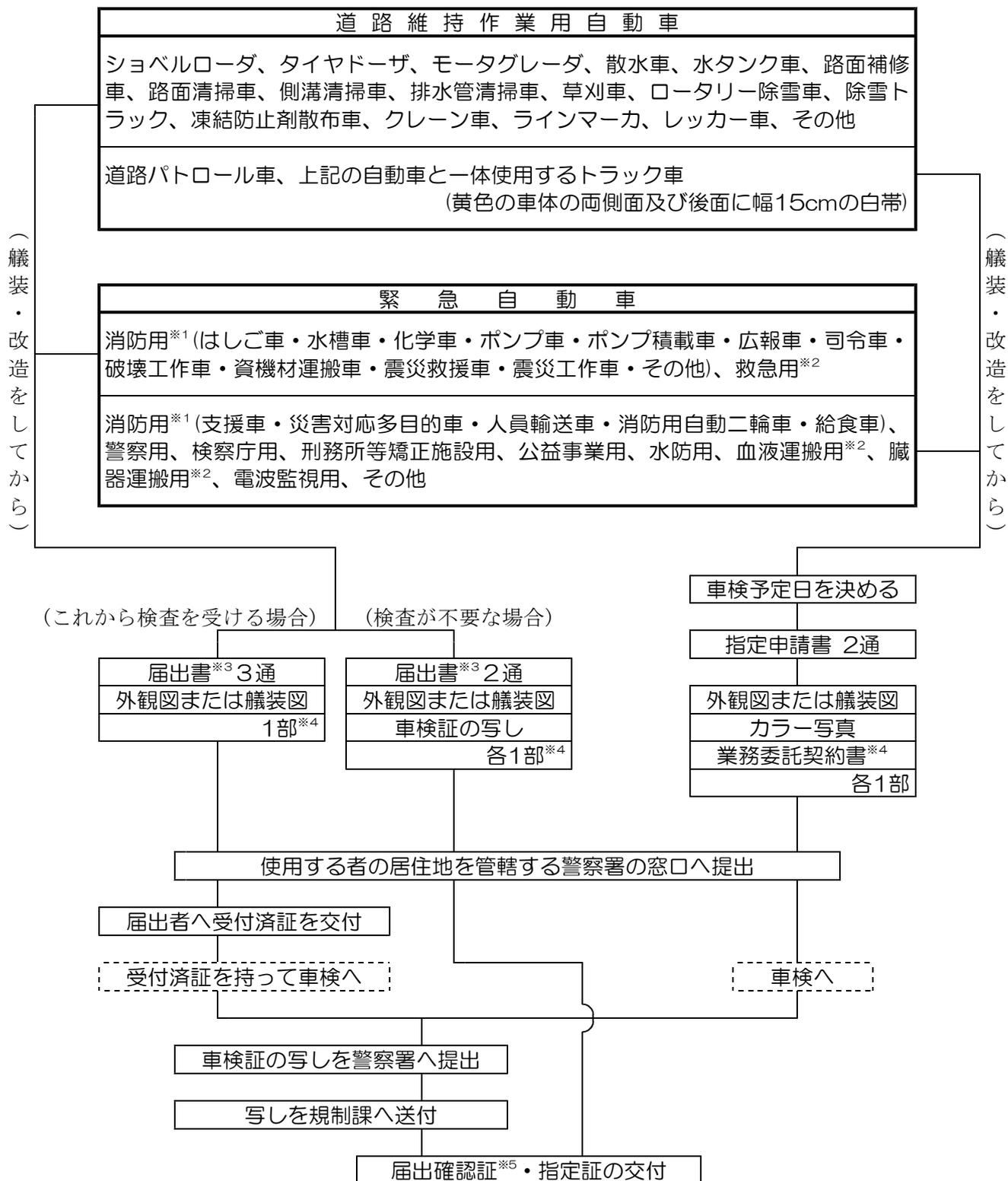
公安委員会標章の交付申請について  
みだしについて、下記のとおり緊急自動車（道路維持作業用自動車）に係る申請（届出）を受理したので送付します。

記

種 別	使 用 者 名	備 考
<input type="checkbox"/> 緊急 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出) <input type="checkbox"/> 維持 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出)		
<input type="checkbox"/> 緊急 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出) <input type="checkbox"/> 維持 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出)		
<input type="checkbox"/> 緊急 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出) <input type="checkbox"/> 維持 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出)		
<input type="checkbox"/> 緊急 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出) <input type="checkbox"/> 維持 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出)		
<input type="checkbox"/> 緊急 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出) <input type="checkbox"/> 維持 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出)		
<input type="checkbox"/> 緊急 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出) <input type="checkbox"/> 維持 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出)		
<input type="checkbox"/> 緊急 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出) <input type="checkbox"/> 維持 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出)		
<input type="checkbox"/> 緊急 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出) <input type="checkbox"/> 維持 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出)		
<input type="checkbox"/> 緊急 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出) <input type="checkbox"/> 維持 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出)		
<input type="checkbox"/> 緊急 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出) <input type="checkbox"/> 維持 ( <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 届出)		

注) 緊急～緊急自動車、維持～道路維持作業用自動車

# 届出指定事務フローチャート



※1 車体色は朱色に限られる。

※2 車体色は白色に限られる。

※3 道路維持作業用自動車届出書の用途欄には、「清掃作業用」「路面補修作業用」「除雪作業用」「(その他具体的な)作業用」を記載すること。

※4 道路維持作業用自動車の指定申請は道路管理者に限られる。民間業者の自動車を指定しようとする場合は、申請理由の業務について道路管理者との間に交わした業務委託契約書の写しを添付すること。

※5 届出確認証は、受付済証と引き替えに交付すること。

## 第4章 災害対策関係事務

# 目 次

第1 緊急通行車両確認事務	-----	3
1 意義	-----	3
2 法に基づく対象車両	-----	3
3 原災法の規定により読み替えて適用される対象車両	-----	4
4 国民保護法の規定に基づく対象車両	-----	4
5 申出の受理	-----	5
6 審査	-----	7
7 証明書及び標章の作成・交付等	-----	7
8 標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納	-----	7
9 交通検問所における緊急通行車両の通行手続	-----	8
10 標準処理期間	-----	8
11 確認に当たっての留意事項	-----	8
12 保存年限	-----	9
第2 緊急通行車両等事前届出事務	-----	9
第3 規制除外車両確認事務	-----	9
1 意義	-----	9
2 除外対象車両	-----	9
3 申出の受理	-----	10
4 審査	-----	11
5 証明書及び標章の作成・交付等	-----	11
6 標準処理期間	-----	11
7 確認に当たっての留意事項	-----	11
8 保存年限	-----	11
第4 規制除外車両事前届出事務	-----	12
1 意義	-----	12
2 対象車両	-----	12
3 事前届出の受理	-----	12
4 規制除外車両事前届出済証の交付	-----	13
5 規制除外車両事前届出済証の再交付及び返納	-----	13
6 保存年限	-----	14
第5 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務	-----	14
1 意義	-----	14
2 大震法に基づく対象車両	-----	14
3 標章及び証明書の交付	-----	15
4 届出済証の交付を受けている車両の取扱い	-----	15
5 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い	-----	15
6 保存年限	-----	16

## 別記様式

1	緊急通行車両確認証明書交付簿	-----	17
2	緊急交通路通行車両管理簿	-----	18
3	規制除外車両事前届出書	-----	19
4	規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）	-----	20
5	規制除外車両確認申出書	-----	21
6	規制除外車両確認証明書	-----	22
7	規制除外車両確認証明書交付簿	-----	23
8	緊急輸送車両確認証明書交付簿	-----	24
9	規制除外車両事前届出書の送付について	-----	25

## 別添

1	緊急通行車両等事前届出書(別記様式第1号)	-----	26
2	緊急通行車両確認申出書(別記様式第3(第6条関係))	-----	27
3	緊急通行車両確認証明書(別記様式第5(第6条の2関係))	-----	28
4	緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書(別記様式第6(第6条の3関係))	-----	29
5	緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書(別記様式第7(第6条の4関係))	-----	30
6	緊急輸送車両確認申出書(別記様式第6(第6条関係))	-----	31
7	緊急輸送車両確認証明書(別記様式第8(第6条の2関係))	-----	32
8	緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	-----	33
9	緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書	-----	34
10	指定行政機関等	-----	35

## ※ 備考1

- 凡例 「法」：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）  
「災対法施行令」：災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）  
「災対法施行規則」：災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）  
「大震法」：大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）  
「大震法施行令」：大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）  
「原災法」：原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）  
「原災法施行令」：原子力災害特別措置法施行令（平成12年政令第195号）  
「国民保護法」：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）

## 備考2

本章における標章とは、災対法施行規則第6条の2第1項「別記様式第4」及び大震法施行規則第6条の2「別記様式第7」に定めるものをいう。

第1 緊急通行車両確認事務（令和5年9月1日～改正）

区 分	処 理 要 領	備 考
<p>1 意義</p>	<p>法第76条第1項に基づき、公安委員会が通行禁止又は制限を行った場合に通行できる車両を確認するもの。（道路交通法第39条第1項の緊急自動車は、確認を受けなくても通行できる。）</p> <p>緊急自動車であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、災対法施行令第33条第2項において、法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法施行令第33条第1項</li> <li>・ 大震法施行令第12条第1項</li> <li>・ 原災法施行令第8条第2項</li> </ul>
<p>2 法に基づく対象車両</p>	<p>災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため使用する車両で、次の(1)及び(2)若しくは(3)に該当する車両であること。</p> <p><b>(1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両</b></p> <p>災害時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災業務計画等に基づき、法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両であり、次の事項について行うものであること。</p> <p>ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項</p> <p>キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>ク 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>	

	<p><b>(2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両</b></p> <p>(1)の要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する車両であること。</p> <p><b>(3) 報道機関の車両</b></p> <p>指定公共機関等との協定等に基づく緊急取材車両であること。</p>	
<p><b>3 原災法の規定により読み替えて適用される対象車両</b></p>	<p>緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原災法施行令第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用することによる車両で、次の(1)、(2)いずれにも該当する車両であること。</p> <p><b>(1) 緊急事態応急対策のために使用される車両</b></p> <p>原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用する車両で、次の事項について行うものであること。</p> <p>ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項</p> <p>ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項</p> <p>オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>カ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項</p> <p>ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項</p> <p><b>(2) 指定行政機関等が保有する車両</b></p> <p>指定行政機関等及び原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により、常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。</p>	
<p><b>4 国民保護法の規定に基づく対</b></p>	<p>国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保</p>	

<p><b>象車両</b></p>	<p>護のための措置を実施するための車両で、次の(1)、(2)いずれにも該当する車両であること。</p> <p><b>(1) 武力攻撃事態等において国民の保護措置等に使用される車両</b></p> <p>武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次の事項に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される車両であること。</p> <p>ア 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置</p> <p>イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置</p> <p>ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置</p> <p>エ 運送及び通信に関する措置</p> <p>オ 国民の生活の安定に関する措置</p> <p>カ 被害の復旧に関する措置</p> <p><b>(2) 指定行政機関等が保有する車両</b></p> <p>指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。</p>	
<p><b>5 申出の受理</b></p>	<p><b>(1) 申出先</b></p> <p>ア 災害発生前</p> <p>当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署において当該確認を行うものとする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署（青森県内に限る。）において確認することを妨げない。</p> <p>イ 災害発生時等</p> <p>警察本部、警察署又は交通検問所において当該確認を行うものとする。この場合において、申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する青森県警察に限られるものではないことに留意すること。</p> <p><b>(2) 申出書等</b></p> <p>ア 申出書</p> <p>別添第2「緊急通行車両確認申出書（以下「確認申出書」という。）」1通を提出させる。ただし、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けているものは、緊急通行車両等事前届出済証を提示させること（確認後、申出者に返還すること。）。</p> <p>※緊急通行車両等事前届出済証の提示を受けた場合、以下の添付書類を省略することができる。</p>	<p>・ 災対法施行規則第6条第1項「別記様式第3（第6条関係）」</p>

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類  
例) 防災業務計画等の写し

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、防災業務計画等の写しに加えて、

- ・ 契約書の写し
- ・ 輸送協定書の写し
- ・ 当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等

のいずれかを添付させるものとする。

(ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

例) ・ 指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリスト

- ・ 指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）

**(3) 申出を行う者**

ア 指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者

イ 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

**(4) 書面の形式的審査**

申出があった場合、次の事項について形式的審査を行い、内容の補正又は訂正がない場合は遅滞なく受理すること。

ア 確認申出書は、所定の様式が使用されているか。

イ 確認申出書の記載事項が充足されているか。

ウ 申出に必要な添付書類が具備されているか。

**(5) 交付簿の記載**

受理した際は、別記様式第1「緊急通行車両確認証明書交付簿（以下「交付簿」という。）」に記載すること。

**(6) 事務の合理化**

同一の申出者から、同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、

	<p>その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができる。</p> <p>その際、前記(2)イの添付書類(イ)又は(ウ)の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。</p>	
6 審査	<p><b>(1) 車両の審査</b> 個々の申請ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記区分2「法に基づく対象車両」の交付対象車両に該当していること</li> <li>・災害応急対策のために使用される車両であること</li> </ul> <p>を総合的に審査するものとする。</p> <p><b>(2) 交通検問所での取扱い</b> 交通検問所に申請があった場合は、警察署に連絡し、警察署では電話受けて決裁すること。</p> <p><b>(3) 事前届出車両に係る確認の特例</b> 緊急通行車両の事前届出制度により、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のため必要な審査は省略するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生前の確認申出は受付時間内を原則とし、交付は後日とする。ただし、災害発生時においては、即日交付とする。</li> </ul>
7 証明書及び標章の作成・交付等	<p><b>(1) 標章等の作成</b> 決裁終了後、別添第3「緊急通行車両確認証明書」及び標章を作成する。</p> <p><b>(2) 標章等の交付</b> 交付した際は、「交付簿」の備考欄にサインを記入させ、交付年月日を記入する。</p> <p><b>(3) 標章等の有効期限</b> 標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年後の日とする。</p> <p><b>(4) 交付簿の作成</b> 交付簿は、交通規制課、各警察署、各検問所別において作成する。</p> <p><b>(5) 交付番号の付与</b> 別途示す通達「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の一部改正について」（令和7年3月10日付け交規第889号）を参照すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災対法施行令第33条第3項</li> <li>・災対法施行規則第6条の2第2項「別記様式第5（第6条の2関係）」</li> <li>・押印希望者は押印可</li> </ul>
8 標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納	<p>(1) 記載事項変更 標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた場合は、交付した標章及び証明書とともに、別添第4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災対法施行規則第6条の3「別記様式第6（第6条の3関係）」</li> </ul>

	<p>「緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書」及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出させる。</p> <p>この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載すること。</p> <p>(2) 再交付</p> <p>標章及び証明書の交付後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに、別添第5「緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書」を提出させる。</p> <p>この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等に係る緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載すること。</p> <p>(3) 返納</p> <p>標章及び証明書の交付後に、次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書を返納させること。</p> <p>ア 災害応急対策を実施する車両のための車両として使用されるものでなくなったとき。</p> <p>イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。</p> <p>ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。</p> <p>この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載すること。</p>	<p>・標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐ。</p> <p>・災対法施行規則第6条の4「別記様式第7(第6条の4関係)」</p> <p>・災対法施行規則第6条の5</p>
<p><b>9 交通検問所における緊急通行車両の通行手続</b></p>	<p>標章及び証明書の交付を受けた車両の運転者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断する。</p> <p>その際、標章及び証明書と実際の車両の登録番号等に齟齬がないか否かを確認するとともに、規制除外車両と併せて別記様式第2「緊急交通路通行車両管理簿」に、通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。</p>	
<p><b>10 標準処理期間</b></p>	<p>2日間</p>	
<p><b>11 確認に当たつての留意事項</b></p>	<p>(1) <b>教示すべき事項</b></p> <p>緊急通行車両確認証明書等を交付する際、「用済み後、緊急通行車両確認証明書等を交付警察署へ返却すること。」を教示すること。</p>	

	(2) <b>交通規制課への報告</b> 災害発生時に標章等を交付したときは、交付枚数及び最終番号を毎日、交通規制課へ報告すること。	・災害発生前に交付した標章等については報告不要。
12 保存年限	(1) <b>緊急通行車両確認申出書</b> 5年 (2) <b>緊急通行車両確認証明書交付簿</b> 5年 (3) <b>緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書</b> 5年 (4) <b>緊急通行車両確認標章・証明書再交付届出書</b> 5年	

## 第2 緊急通行車両等事前届出事務

(※令和5年9月1日をもって、緊急通行車両等事前届出済証の新規交付はなくなった。ただし、すでに交付済みの緊急通行車両等事前届出済証は有効。)

※ 別添第1「緊急通行車両等事前届出書（別記様式第1）」

## 第3 規制除外車両確認事務

区 分	処 理 要 領	備 考
1 意義	法第76条第1項の規定に基づいて公安委員会が通行の禁止又は制限をした場合、緊急通行車両以外の車両は通行が禁止される場所であるが、災害時の応急対策に従事しないものであっても社会生活維持に不可欠な車両及び円滑な応急対策を確保する上で必要な車両については、規制除外対象車両として、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限りにおいて通行を認めることとしたものである。	
2 除外対象車両	(1) <b>公安委員会の意思決定で除外対象とする車両</b> 災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているもの (2) <b>公安委員会交付の規制除外車両確認証明書が必要な車両</b> ア 災害発生直後から規制除外対象となる車両 (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両 (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 (3) <b>事前届出車両以外の車両</b> 規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない	

	<p>い。</p> <p>ア 第一局面（大規模災害発生直後） 事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し、規制除外車両であることの確認を行う。</p> <p>イ 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面） 順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。 規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整するものとする。</p>	
<p><b>3 申出の受理</b></p>	<p><b>(1) 申出先</b> 警察本部交通規制課、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所で行う。</p> <p><b>(2) 申出書等</b></p> <p>ア 申出書 別記様式第5「規制除外車両確認申出書」 1通</p> <p>イ 添付書類（各1通） 業務内容を疎明する書類</p> <p>(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 自動車検査証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し</p> <p>(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両 自動車検査証及び使用者が医薬品・医療機器・医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し</p> <p>(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） 自動車検査証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）</p> <p>(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 自動車検査証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）</p> <p><b>(3) 申出者</b> 規制除外車両確認証明書等の交付を受けようとする者。</p> <p><b>(4) 書面の形式的審査</b> 申出があった場合、次の事項について形式的審査を行い、内容の補正又は訂正がない場合は遅滞なく受理すること。</p>	<p>・重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。</p>

	<p>ア 申出書は、所定の様式が使用されているか。</p> <p>イ 申出書の記載事項が充足されているか。</p> <p>ウ 申出に必要な添付書類が具備されているか。</p> <p><b>(5) 交付簿の記載</b>          受理した際は、確実に別記様式第7「規制除外車両確認証明書交付簿」に記載すること。</p>	
<b>4 審査</b>	<p>個々の申出ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制除外対象車両に該当していること</li> <li>・ その目的のために使用される車両であることを総合的に審査するものとする。</li> </ul>	
<b>5 証明書及び標章の作成・交付等</b>	<p><b>(1) 標章等の作成</b>          決裁終了後、別記様式第6「規制除外車両確認証明書」及び標章を作成する。</p> <p><b>(2) 確認標章等の交付</b>          交付した際は、「事前届出受理簿」にサインを記入させ、交付年月日を記入する</p> <p><b>(3) 確認標章の有効期限</b>          有効期限は別途指示する場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日とする。</p> <p><b>(4) 交付簿の作成</b>          規制除外車両確認証明書交付簿は、交通規制課、各警察署、各検問所別において作成する。</p> <p><b>(5) 交付番号の付与</b>          別途示す通達「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の一部改正について」（令和7年3月10日付け交規第889号）を参照すること。</p>	<p>・ 押印希望する場合は押印可</p>
<b>6 標準処理期間</b>	2日間	
<b>7 確認に当たつての留意事項</b>	<p><b>(1) 教示すべき事項</b>          規制除外車両確認証明書等を交付する際、「用済み後、規制除外車両確認証明書等を交付警察署へ返却すること。」を教示すること。</p> <p><b>(2) 交通規制課への報告</b>          交付枚数及び最終番号を毎日、交通規制課へ連絡すること。</p> <p><b>(3) 対象となる規制除外車両</b>          対象となる規制除外車両については、警察本部の指示に従うこと。</p>	
<b>8 保存年限</b>	<p><b>(1) 規制除外車両確認申出書</b> 5年</p> <p><b>(2) 規制除外車両確認証明書交付簿</b> 5年</p>	

#### 第4 規制除外車両事前届出事務

区 分	処 理 要 領	備 考
1 意義	<p>地震等の災害発生時、地域の社会生活活動を確保するため、災害時の応急対策に従事しないものであっても社会生活維持に不可欠な車両及び円滑な応急対策を確保するうえで必要な規制除外対象車両の交通需要を事前に把握し、かつそのための事務手続きを省力化、効率化することを目的とする。</p>	
2 対象車両	<p>前記「第3 規制除外車両確認事務」の区分2 除外対象車両(2)アに定める次の項目に該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しない次の車両</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両</li> <li>・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</li> <li>・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</li> <li>・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</li> </ul>	<p>※災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両であって特別の自動車番号標を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。</p>
3 事前届出の受理	<p>(1) 事前届出先 当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請することとする。</p> <p>(2) 事前届出書等</p> <p>ア 事前届出書 別記様式第3「規制除外車両事前届出書」 2通</p> <p>イ 添付書類（各1通） 前記「第3 規制除外車両確認事務」の区分3 申出の受理(2)イに規定する業務内容を疎明する書類</p> <p>(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 自動車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し</p> <p>(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両 自動車検査証及び使用者が医薬品・医療機器・医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し</p> <p>(ウ) 患者等搬送用車両 自動車検査証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）</p> <p>(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送</p>	

	<p>用車両 自動車検査証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）とする。 なお、重機用輸送車両については、建設用重機と同一の利用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。 ※ 警察行政手続サイトから申請する場合は、上記申請書類等のデータとする。</p> <p><b>(3) 事前届出を行う者</b> 事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の利用者又は管理責任者とする。</p> <p><b>(4) 書面の形式的審査</b> 申請があった場合、次の事項について形式的審査を行い、内容の補正又は訂正がない場合は遅滞なく受理すること。 ア 事前届出書は、所定の様式が使用されているか。 イ 事前届出書の記載事項が充足されているか。 ウ 事前届出に必要な添付書類が具備されているか。</p> <p><b>(5) 事前届出書の送付</b> 受理した際は、別記様式第4「規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）」に記載し、別記様式第9「規制除外車両事前届出書の送付について」とともに交通規制課に送付すること。</p>	
<p><b>4 規制除外車両 事前届出済証の 交付</b></p>	<p><b>(1) 事前届出済証の作成・送付</b> 審査及び規制除外車両事前届出済証の作成は、交通規制課で行い、作成後警察署へ送付する。</p> <p><b>(2) 事前届出済証の交付</b> 規制除外車両事前届出済証を交付する際は、規制除外車両事前届出受理簿に交付年月日を記載し、サインを記入させる。</p>	<p>・押印希望者は押印可</p>
<p><b>5 規制除外車両 事前届出済証の 再交付及び返納</b></p>	<p><b>(1) 再交付</b> 届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとし、この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書するものとする。</p> <p><b>(2) 返納</b> 事前届出が行われた車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。</p>	

6 保存年限	<p>(1) 警察署 ア 規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿） 5年 イ 送付書「事前届出書の送付について」用済み後廃棄</p> <p>(2) 交通規制課 規制除外車両事前届出書 5年</p>	・交通規制課で保管
--------	--	-----------

## 第5 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務

区 分	処 理 要 領	備 考
1 意義	<p>公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定に基づく緊急輸送車両であることの確認、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第1緊急通行車両確認事務及び第3規制除外車両確認事務並びに第4規制除外車両事前届出事務の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、下記区分3の事項については、その限りではない。</p>	・大震法施行規則第6条、第6条の2、第6の3、第6条の4、第6条の5
2 大震法に基づく対象車両	<p>地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、大震法施行令第12条第1項の規定に基づく緊急輸送を行う車両で、次の(1)、(2)いずれにも該当する車両であること。</p> <p>(1) 地震災害応急対策に係る緊急輸送を行う車両</p> <p>警戒宣言発令時において大震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として大震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う車両で、次の事項について行うものであること。</p> <p>ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項</p> <p>エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項</p> <p>オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>カ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項</p>	

	<p>ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項</p> <p><b>(2) 指定行政機関等が保有する車両</b></p> <p>指定行政機関等（指定地方公共機関を除く）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。</p>	
<p><b>3 標章及び証明書の交付</b></p>	<p>(1) 交付に係る処理経過</p> <p>別記様式第8「緊急輸送車両確認証明書交付簿」を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び別添第7「緊急輸送車両確認証明書」の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。</p> <p>(2) 「輸送人員又は品名」欄</p> <p>別添第6「緊急輸送車両確認申出書」の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。</p> <p>(3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い</p> <p>災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として一枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書で印刷したものを交付することとする。</p>	<p>・大震法施行規則第6条の2第2項「別記様式第8（第6条の2関係）」</p> <p>・大震法施行規則第6条第1項「別記様式第6（第6条関係）」</p>
<p><b>4 届出済証の交付を受けている車両の取扱い</b></p>	<p>公安委員会は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。</p>	
<p><b>5 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い</b></p>	<p>災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第9条の規定に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことに留意すること。したがって、第4規制除外車両事前届出事務に記載の取扱いは行わないこと。</p>	

<p><b>6 保存年限</b></p>	<p>(1) 緊急輸送車両確認申出書（別記様式第6（第6条関係）） 5年</p> <p>(2) 緊急輸送車両確認証明書交付簿 5年</p> <p>(3) 緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（別記様式第9（第6条の3関係）） 5年</p> <p>(4) 緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書（別記様式第10（第6条の4関係）） 5年</p>	<p>・別添第8</p> <p>・別添第9</p>
----------------------	---	---------------------------





別記様式第3

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の使用者	住所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
活動地域		
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。		

- (注)
- 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。
  - 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
  - 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。
    - (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。
    - (2) 規制除外車両が廃車となったとき。
    - (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式第5

<p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書</p> <p style="text-align: center;">申出者 住所 氏名</p>	
<p>番号標に表示 されている番号</p>	
<p>車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）</p>	
<p>活 動 地 域</p>	
<p>車 両 の 使 用 者</p>	<p>住 所</p> <p style="text-align: right;">( ) 局 番</p>
	<p>氏 名 又 は 名 称</p>
<p>緊 急 連 絡 先</p>	<p>住 所</p> <p style="text-align: right;">( ) 局 番</p>
	<p>氏 名</p>
<p>備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 6

第 号  年 月 日  規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書  公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住 所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。







別記様式第9

交	01	12	1年未満
(      年 月末まで保存)			
事	務	連	絡
	年	月	日

青森県警察本部長 殿

警察署長

規制除外車両事前届出書の送付について  
みだしについて、下記のとおり規制除外車両事前届出書を受理したので送付する。  
記

	届 出 者 名	備 考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別記様式第9

交	01	12	1年未満
( 年 月末まで保存)			
事	務	連	絡
	年	月	日

青森県警察本部長 殿

警察署長

事前届出書の送付について  
 みだしについて、下記のとおり事前届出書を受理したので送付する。  
 記

届出種別	届出者名	備考
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		
<input type="checkbox"/> 緊急通行 <input type="checkbox"/> 規制除外		

# 別添第 1

## 別記様式第 1

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書  年 月 日 青森県公安委員会殿  申請者 住 所 (電話) 氏 名		地震防災 第 号 災 害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日 青森県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所  ( ) 局 番	
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

## 別添第 2

別記様式第3(第6条関係)

		年 月 日
知事・公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
緊 急 連絡先	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

### 別添第3

別記様式第5(第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印
		公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

## 別添第4

別記様式第6（第6条の3関係）

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

## 別添第 5

別記様式第 7 (第 6 条の 4 関係)

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

## 別添第6

別記様式第6(第6条関係)

		年      月      日
知事・公安委員会 殿		緊急輸送車両確認申出書 申出者 住 所  氏 名
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	(    )      局      番
	氏 名 又 は 名 称	
緊 急 連絡先	住 所	(    )      局      番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

## 別添第7

別記様式第8(第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急輸送車両確認証明書		
		知 事 印
		公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活動地域		
車両の 使用者	住 所	( ) 局 番
	氏名又は は名称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

## 別添第 8

別記様式第 9（第 6 条の 3 関係）

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

## 別添第9

別記様式第10（第6条の4関係）

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書	
申出者 住所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交付年月日	
再交付申出の理由	
備考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

## 別添第10

### 指定行政機関等一覧

#### 1 指定行政機関

- ・内閣府
- ・消費者庁
- ・法務省
- ・文化庁
- ・資源エネルギー庁
- ・気象庁
- ・防衛省
- ・国家公安委員会
- ・子ども家庭庁
- ・外務省
- ・厚生労働省
- ・中小企業庁
- ・海上保安庁
- ・警察庁
- ・総務省
- ・財務省
- ・農林水産省
- ・国土交通省
- ・環境省
- ・金融庁
- ・消防庁
- ・文部科学省
- ・経済産業省
- ・国土地理院
- ・原子力規制委員会

#### 2 指定地方行政機関

- ・沖縄総合事務局
- ・財務局
- ・北海道農政事務所
- ・那覇産業保安監督事務所
- ・地方航空局
- ・管区海上保安本部
- ・管区警察局
- ・地方厚生局
- ・森林管理局
- ・地方整備局
- ・地方測量部及び沖縄支所
- ・地方環境事務所
- ・総合通信局
- ・都道府県労働局
- ・経済産業局
- ・北海道開発局
- ・管区気象台
- ・地方防衛局
- ・沖縄総合通信事務所
- ・地方農政局
- ・産業保安監督部
- ・地方運輸局
- ・沖縄気象台

#### 3 指定公共機関

- ・国立研究開発法人防災科学技術研究所
- ・東日本電信電話株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- ・西日本電信電話株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- ・日本郵便株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・独立行政法人国立病院機構
- ・東京瓦斯株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・独立行政法人地域医療機能推進機構
- ・東京ガスネットワーク株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- ・大阪瓦斯株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構
- ・大阪ガスネットワーク株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・国立研究開発法人水産研究・教育機構
- ・東邦瓦斯株式会社
- ・四国電力送配電株式会社
- ・国立研究開発法人土木研究所
- ・東邦ガスネットワーク株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
- ・西部瓦斯株式会社
- ・九州電力送配電株式会社
- ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・岩谷産業株式会社
- ・沖縄電力株式会社
- ・独立行政法人水資源機構
- ・アストモスエネルギー株式会社
- ・株式会社JERA
- ・独立行政法人都市再生機構
- ・株式会社ジャパンガスエナジー
- ・電源開発株式会社
- ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ・ENEOSグループ株式会社
- ・電源開発送変電ネットワーク株式会社
- ・日本銀行
- ・ジクシス株式会社
- ・日本原子力発電株式会社
- ・日本赤十字社
- ・出光興産株式会社
- ・KDDI株式会社
- ・日本放送協会
- ・太陽石油株式会社
- ・株式会社NTTドコモ
- ・電力広域の運営推進機関
- ・コスモ石油株式会社
- ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- ・東日本高速道路株式会社
- ・富士石油株式会社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・首都高速道路株式会社
- ・ENEOS株式会社
- ・楽天モバイル株式会社
- ・中日本高速道路株式会社
- ・日本通運株式会社
- ・輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- ・西日本高速道路株式会社
- ・福山通運株式会社
- ・株式会社イトーヨーカ堂
- ・阪神高速道路株式会社
- ・佐川急便株式会社
- ・イオン株式会社
- ・本州四国連絡高速道路株式会社
- ・ヤマト運輸株式会社
- ・ユニー株式会社
- ・成田国際空港株式会社
- ・西濃運輸株式会社
- ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- ・新関西国際空港株式会社
- ・北海道電力株式会社
- ・株式会社ローソン
- ・中部国際空港株式会社
- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・株式会社ファミリーマート
- ・北海道旅客鉄道株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・公益社団法人全日本トラック協会
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・東京電力ホールディングス株式会社
- ・一般社団法人全国建設業協会
- ・西日本旅客鉄道株式会社
- ・東京電力リニューアブルパワー株式会社
- ・公益社団法人日本医師会
- ・四国旅客鉄道株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・一般社団法人日本建設業連合会
- ・九州旅客鉄道株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・一般社団法人全国中小建設業協会
- ・日本貨物鉄道株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
- ・日本電信電話株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・中部電力株式会社

#### 4 指定地方公共機関

- ・公益社団法人青森県医師会
- ・黒石ガス株式会社
- ・弘南バス株式会社
- ・公益社団法人青森県トラック協会
- ・青森ガス株式会社
- ・十和田観光電鉄株式会社
- ・青森放送株式会社
- ・青森県道路公社
- ・八戸ガス株式会社
- ・弘南鉄道株式会社
- ・株式会社青森テレビ
- ・公益社団法人青森県バス協会
- ・弘前ガス株式会社
- ・津軽鉄道株式会社
- ・青森朝日放送株式会社
- ・岩手県北自動車株式会社
- ・十和田ガス株式会社
- ・青い森鉄道株式会社
- ・株式会社エフエム青森
- ・五所川原ガス株式会社
- ・下北交通株式会社
- ・一般社団法人青森県エルピーガス協会

#### 5 指定公共機関に準じて取扱う機関

- ・東奥日報社
- ・河北新報社青森総局
- ・デーリー東北新聞社
- ・時事通信社青森支局
- ・陸奥新報社
- ・読売新聞社青森支局
- ・朝日新聞社青森支局
- ・日本経済新聞社青森支局
- ・共同通信社青森支局
- ・毎日新聞社青森支局
- ・産経新聞社青森支局

±



## 別記様式第2

## 緊急通行車両確認番号割当表

所 属 名	確 認 番 号
交 通 規 制 課	本1～
青 森 警 察 署	青1～
八 戸 警 察 署	八1～
弘 前 警 察 署	弘1～
五 所 川 原 警 察 署	五所1～
十 和 田 警 察 署	十1～
黒 石 警 察 署	黒1～
三 沢 警 察 署	三沢1～
む つ 警 察 署	むつ1～
野 辺 地 警 察 署	野1～
つ が る 警 察 署	つがる1～
三 戸 警 察 署	三戸1～
鱒 ケ 沢 警 察 署	鱒1～
七 戸 警 察 署	七1～
青 森 南 警 察 署	南1～
五 戸 警 察 署	五戸1～
外 ケ 浜 警 察 署	外1～
大 間 警 察 署	大1～
高速道路交通警察隊本隊	高青1～
同 上 (八戸分駐隊)	高八1～
同 上 (碓ヶ関分駐隊)	高碓1～

別記様式第3

年 月 日

緊急通行車両確認申請書

青森県公安委員会 殿

申請者 住所  
(電話)  
氏名

番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所		
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第4

緊急通行車両等事前届出受理簿

受理日	申請者	車両番号	使用者	送付月日	受領月日	交付月日	受領者	備考(番号)
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		



## 別記様式第6

規制除外車両確認番号割当表

所 属 名	確 認 番 号
交 通 規 制 課	本 1 ～
青 森 警 察 署	青 1 ～
八 戸 警 察 署	八 1 ～
弘 前 警 察 署	弘 1 ～
五 所 川 原 警 察 署	五 所 1 ～
十 和 田 警 察 署	十 1 ～
黒 石 警 察 署	黒 1 ～
三 沢 警 察 署	三 沢 1 ～
む つ 警 察 署	む つ 1 ～
野 辺 地 警 察 署	野 1 ～
つ が る 警 察 署	つ が る 1 ～
三 戸 警 察 署	三 戸 1 ～
鱒 ケ 沢 警 察 署	鱒 1 ～
七 戸 警 察 署	七 1 ～
青 森 南 警 察 署	南 1 ～
五 戸 警 察 署	五 戸 1 ～
外 ケ 浜 警 察 署	外 1 ～
大 間 警 察 署	大 1 ～
高速道路交通警察隊本隊	高青 1 ～
同 上 (八戸分駐隊)	高八 1 ～
同 上 (碓ヶ関分駐隊)	高碓 1 ～

別記様式第7

年 月 日

規 制 除 外 車 両 確 認 申 請 書

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

申請者 住所  
(電話)  
氏名

番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第8

規制除外車両等事前届出受理簿

受理日	申請者	車両番号	使用者	送付月日	受領月日	交付月日	受領者	備考(番号)
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		
月 日				月 日	月 日	月 日		

備考 用紙は、日本産業規格A4横長とする。





**別添第 2**

別記様式第 3

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書  年 月 日  青森県公安委員会殿  申請者 住 所 (電話) 氏 名		第 号  災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  青森県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署又は交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、青森県公安委員会（所轄の警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車になったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所  ( ) 局 番	
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

### 別添第3

別記様式第4（第6条関係）

年 月 日	
緊急通行車両確認証明書	
知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟	
番号票に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住 所  ( ) 局 番
	氏 名
通行日時	
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別添第4

別記様式第5

年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書	
青 森 県 知 事 印 青 森 県 公 安 委 員 会 印	
番号票に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住 所
	氏 名
通行日時	
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

## 別添第5

### 指定行政機関等一覧

#### 1 指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、

#### 2 指定地方行政機関

沖縄総合事務局、管区警察庁、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安部、地方環境事務所、地方防衛局

#### 3 指定公共機関

国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域的運営推進機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、大阪瓦斯株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、東邦瓦斯株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社、西部瓦斯株式会社、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグループ株式会社、ジクシス株式会社、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、ENEOS株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社JERA、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ユヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国中小建設業協会

#### 4 指定地方公共機関

公益社団法人青森県医師会、青森ガス株式会社、八戸ガス株式会社、弘前ガス株式会社、十和田ガス株式会社、五所川原ガス株式会社、黒石ガス株式会社、弘南バス株式会社、公益社団法人青森県バス協会、下北交通株式会社、十和田観光電鉄株式会社、岩手県北自動車株式会社、弘南鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森、公益社団法人青森県トラック協会、一般社団法人青森県エルピーガス協会

#### 5 指定公共機関に準じて取扱う機関

東奥日報社、陸奥新報社、共同通信社青森支局、河北新報社青森総局、読売新聞社青森支局、毎日新聞社青森支局、デーリー東北新聞社、朝日新聞社青森支局、産経新聞社青森支局、時事通信社青森支局、日本経済新聞社青森支局

## 別添第5

### 指定行政機関等一覧

#### 1 指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、**こども家庭庁**、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、

#### 2 指定地方行政機関

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安部、地方環境事務所、地方防衛局

#### 3 指定公共機関

国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、**独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構**、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域の運営推進機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、大阪瓦斯株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、東邦瓦斯株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社、西部瓦斯株式会社、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグループ株式会社、ジクシス株式会社、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、ENEOS株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社JERA、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国中小建設業協会、**一般社団法人A Z - COM丸和・支援ネットワーク**

#### 4 指定地方公共機関

公益社団法人青森県医師会、青森ガス株式会社、八戸ガス株式会社、弘前ガス株式会社、十和田ガス株式会社、五所川原ガス株式会社、黒石ガス株式会社、弘南バス株式会社、公益社団法人青森県バス協会、下北交通株式会社、十和田観光電鉄株式会社、岩手県北自動車株式会社、弘南鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森、公益社団法人青森県トラック協会、一般社団法人青森県エルピーガス協会、**青森県道路公社**

#### 5 指定公共機関に準じて取扱う機関

東奥日報社、陸奥新報社、共同通信社青森支局、河北新報社青森総局、読売新聞社青森支局、毎日新聞社青森支局、デーリー東北新聞社、朝日新聞社青森支局、産経新聞社青森支局、時事通信社青森支局、日本経済新聞社青森支局



別記様式第3

災害 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 青森県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 年 月 日		第 号 災害 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 青森県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
番号標に表示 されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の 使用者	住 所 ( ) 局 番	
	氏名又は 名称	
活動地域		
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式第 5

<p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書</p> <p style="text-align: center;">申出者 住所 氏名</p>	
<p>番号標に表示 されている番号</p>	
<p>車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）</p>	
<p>活 動 地 域</p>	
<p>車 両 の 使 用 者</p>	<p>住 所</p> <p style="text-align: right;">( ) 局 番</p>
	<p>氏 名 又 は 名 称</p>
<p>緊 急 連 絡 先</p>	<p>住 所</p> <p style="text-align: right;">( ) 局 番</p>
	<p>氏 名</p>
<p>備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 6

<p>第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p>	
<p>番号標に表示 されている番号</p>	
<p>車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送 人員又は品名）</p>	
<p>活 動 地 域</p>	
<p>車 両 の 使 用 者</p>	<p>住 所</p> <p style="text-align: right;">( ) 局 番</p>
	<p>氏 名 又 は 名 称</p>
<p>有 効 期 限</p>	
<p>備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。







## 第5章 道路使用許可事務

# 目

# 次

1	意義	3
2	許可対象行為	3
3	申請の受理	4
4	審査	6
5	許可基準等	6
6	許可条件等	7
7	許可証の作成・交付	8
8	交通規制と道路使用許可の関係	8
9	いわゆる歩行者天国内における道路使用許可の取扱い	8
10	イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて	9
11	山車等の移送・運行に当たっての留意事項	10
12	自動運転等の公道実証実験に関する留意事項	11
13	関係警察署長等との協議	12
14	道路管理者との協議	12
15	許可証の記載事項変更	13
16	許可証の再交付	14
17	許可の取消又は停止	14
18	道路管理者の特例	16
19	許可後の現場管理	16
20	標準処理期間	17
21	許可に当たっての留意事項	17
22	防衛出動命令時の自衛隊からの申請の取扱い	17
23	保存年限	18

《別表》

別表第1	道路使用許可対象行為	-----	19
別表第2	道路使用と道路占用の許可が競合する対象行為	-----	23

《様式》

様式第1	道路使(占)用許可の申請に伴う協議について	-----	24
様式第2	道路占有許可協議回答書	-----	25
様式第3	道路使用許可条件変更通知書	-----	26
様式第4	道路使用許可条件変更通知書(連絡)	-----	27
様式第5	通知書	-----	28
様式第6	弁明調書	-----	29
様式第7	処分決定書	-----	30
様式第8	道路使用許可取消し停止通知書	-----	31
様式第9	道路使用許可取消し・停止処分結果報告書	-----	32
様式第10	道路交通法第80条による協議回答書	-----	33
様式第11	調査委託書(甲)(乙)	-----	34
様式第12	調査結果報告書 ※受託者作成用	-----	36
様式第13	調査結果報告書 ※警察官作成用	-----	37
様式第14	道路使用許可台帳	-----	38

《別添》

1	道路使用許可申請書	-----	39
2	道路使用許可証記載事項変更届	-----	40
3	道路使用許可証再交付申請書	-----	41

《決裁伺い》

1	道路使用許可申請書の受理について	-----	42
2	道路使用許可申請書の受理について(手数料免除)	-----	43
3	道路使用許可現地調査の委託について	-----	44
4	道路使用許可の「調査結果報告書」の受理について	-----	45
5	道路使用許可の調査結果について	-----	46
6	道路使用許可証再交付申請書の受理について	-----	47

《資料》

1	自衛隊法関係	-----	48
2	山車関係		
2-1	道路使用許可申請受理時のチェックポイント	-----	50
2-2	道路使用許可申請受理時の着眼点	-----	51
2-3	山車等の道路使用許可申請時の添付書面	-----	52

※ 備考

本章において法とは「道路交通法」、施行令とは「道路交通法施行令」、施行規則とは「道路交通法施行規則」、県規則とは「青森県道路交通規則」をいう。

区 分	処 理 要 領	備 考
1 意義	<p>道路は、本来人や車の通行の用に供する目的で作られたものであることから、道路本来の一般使用行為は、基本的に自由に認められるべきものである。</p> <p>しかし、本来的使用目的以外の特別使用行為については、道路の効用を害し交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれがあるので、「著しい交通の妨害となり、又は交通上の危険性がある行為」については「絶対的禁止行為」とするとともに、道路における工事又は作業、工作物の設置等のように、それ自体が社会的価値を有するものについて、一定の要件を備えている場合に、警察署長が道路の使用を許可するものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶対的禁止行為 法第76条</li> </ul>
2 許可対象行為	<p><b>(1) 道路において工事若しくは作業をする行為</b></p> <p>道路そのものの工事のみならず、道路地盤面下に水道管を埋設する工事、道路上空においてゴンドラを使用する作業、工事の一部が道路上に突出し交通の障害となるもの等、道路空間を使用する工事又は作業の全部をいう。</p> <p>工事又は作業のうち、どの程度の規模のものが許可の対象となるかについては、当該工事又は作業の具体的な内容につき、道路における交通の危険を生じさせ、交通の円滑を阻害するおそれがあるか否かを判断して決められる。</p> <p><b>(2) 道路に工作物（石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物）を設けようとする行為</b></p> <p>「工作物」とは、物件のうち一般に容易に移動できない定着性を有したもので、特定の場所に恒常的に設けられるものをいう。</p> <p>固定の程度は、強風や人力（通常大人1人の力）で容易に移動し得ない程度の定着性である。</p> <p><b>(3) 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする行為</b></p> <p>同一場所に一定時間継続してとどまることを要するが、移動販売等、移動する意思で行う営業行為であっても来店する客に対応するため結果的に同一場所にとどまることが十分想定される場合は、「場所を移動しないで」に該当する。</p> <p><b>(4) 道路において祭礼行事、ロケーション等をする行為</b></p> <p>道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼす通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼす行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第77条第1項第1号</li> <li>・法第77条第1項第2号</li> <li>・法第77条第1項第3号</li> <li>・法第77条第1項第4号</li> <li>・県規則第23条各号</li> </ul>

<p><b>3 申請の受理</b></p>	<p>必要と認めて定めたものをしようとする行為</p> <p><b>(1) 受理警察署</b>  許可行為に係る場所を管轄する警察署において受理するものとする。ただし、道路使用許可行為に係る場所が2以上の警察署の管轄にわたるときは、次に掲げる警察署長が申請書を受理するものとする。  ア 当該行為が主として行われる場所を管轄する警察署長  イ 広告、宣伝、パレード、集団行進など、当該行為が進行性を有する場合は、最初の出発地警察署長（他県から入ってきたものについては、最初に入県した場所を管轄する警察署長）</p> <p><b>(2) 申請書等</b>  ア 申請書  道路使用許可申請書を2通提出させる。  イ 添付書類（各2通）  必要により添付させる。  (ア) 道路使用の場所又は区間の見取図及び方法形態等を明らかにした図面  (イ) 工作物を設ける場合にあっては、その設計図及び仕様書  (ウ) その他参考書類  ※ 警察行政手続サイトから申請する場合は、上記申請書類等のデータとする。</p> <p><b>(3) 申請者</b>  申請者は、法第77条第1項各号に掲げる行為をしようとする者であり、原則として意思の主体である。  自然人たると法人たるとを問わないが法人の場合はその代表者である。  意思の主体と直接の行為者が違う場合、形式的には事業主、主催者、代表者等の地位を有するものであり、実質的には、行為の全容を把握し、管理し、責任を負える者である。</p> <p><b>(4) 書面の形式的審査</b>  申請があった場合、次の事項について形式的審査を行い、内容の補正又は訂正の必要がない場合は遅滞なく受理すること。  ア 申請書は、所定の様式が使用されているか。  イ 申請書の記載事項が充足されているか。  (ア) 申請者の住所、氏名  申請者個人の住所、氏名、連絡先電話番号を記載させることとする。ただし、法人又は団体の場合は、法人等の所在地、名称のほか、代表者氏名及び連絡先電話を必ず記載させること。  なお、記載に当たっては記名で足りることとし、押印は不要とする。</p>	<p>・施行規則第10条第2項「別記様式第6」</p> <p>・施行規則第10条第3項</p> <p>・県規則第23条の2</p> <p>・許可申請行為の内容から「不許可」となるおそれのある申請については、本事務処理要領第1章「1 事前相談の取扱い」に準じて行政指導を行うこと。</p>
-----------------------	---	---

- (イ) 使用目的  
許可対象たる具体的内容を記載させること。
  - (ウ) 使用の場所又は区間  
場所、区間は、具体的住所を記載させることとし、特に進行性を有する場合は、具体的経路を明確にさせること。  
また、2以上の場所において街頭演説等を行う場合は、1箇所ごとに実施場所及び実施日時、所要時間等を明確にさせること。
  - (エ) 期間  
許可行為を現に行う具体的日時を記載させること。  
その際、許可期間の基準範囲内において許可申請させるよう指導することとするが、申請の内容により、許可期間の基準を超えることがやむを得ないと認められる場合は、これを超えた期間とすること。
  - (オ) 方法、形態  
自動車を使用する場合は、車種、登録番号を記載させること。  
広告宣伝のために看板等を掲げる場合には、その規格、内容を記載させること。  
その他道路使用の方法、形態を具体的に記載させること。
  - (カ) 現場責任者  
通常は申請者と同一であるが、別の場合には、前記(ア)と同様、住所、氏名、連絡先等を確実に記載させること。
- ウ 申請に必要な添付書類が具備されているか。  
エ 申請者は、当該行為についての実質責任者であるか。  
オ 申請内容が「要許可行為」にあたる行為であるか。

**(5) 道路使用許可申請手数料等**

- ア 申請手数料の額（平成8年4月1日から）  
道路使用許可申請手数料…… 2,200円  
許可証再交付手数料…………… 500円  
（道路使用許可証の記載事項変更届出は無料）
- イ 手数料の納付方法  
手数料は、青森県収入証紙をもって徴収することとし、証紙は申請書副本の条件記載欄下部の余白部分に貼付すること。  
なお、当該手数料の性格は申請手数料であって、許可手数料ではないところから、不許可とする場合であっても手数料を返還しないこと。
- ウ 手数料の免除  
次に掲げる場合には、手数料を免除すること。
- (ア) 国又は地方公共団体が公用のため道路を使用す

・徴収の根拠  
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第1条第4号第5号

・青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第5条

	<p>る場合</p> <p>(イ) 私立学校法第3条に規定する学校法人が、その設置する学校教育法第1条に規定する学校の教育目的のため道路を使用する場合</p> <p>(ウ) 前記のほか、公益上特に必要と認めた場合</p> <p>① 公職選挙法に基づく、立札、ちょうちん、及び立て看板の類のものを道路に設けようとする場合</p> <p>② 老人福祉法に基づく老人デイサービス、身体障害者福祉法に基づく身体障害者デイサービスの在宅入浴サービスを、県、市町村の委託を受けて行う場合</p> <p><b>(6) 許可台帳の作成</b></p> <p>申請書を受理した場合には、道路使用許可台帳に受理年月日など必要事項を記載すること。</p>	<p>・私立の保育所(園)は免除規定が適用されない。</p> <p>・平成12年3月29日付け青警本交規第297号「青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第5条に規定する手数料の免除の運用について」参照</p>
<p><b>4 審査</b></p>	<p><b>(1) 審査</b></p> <p>個々の申請ごとに</p> <p>ア 申請に係る具体的内容</p> <p>イ 申請に係る場所及びその周辺の交通状況</p> <p>ウ 他の交通に及ぼす障害の程度</p> <p>等総合的に審査するものとする。</p> <p><b>(2) 現地調査</b></p> <p>許可申請があったときは、原則として現地調査を行うものとする。</p>	
<p><b>5 許可基準等</b></p>	<p><b>(1) 許可の判断</b></p> <p>許可の申請があった場合、次に該当するときは、警察署長は許可しなければならない。</p> <p>ア 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。</p> <p>イ 許可に付された条件に従って行われることにより、交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。</p> <p>ウ 現に交通の妨害となるおそれはあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>したがって、不許可処分を行うに当たっては、</p> <p>① 条件を付しても交通の妨害性がなくならない。</p> <p>② 申請に係る行為が、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものと認められない。</p> <p>ことを十分疎明して不許可とすることができるが、その具体的判断は道路交通の支障の有無によって行い、それ以外に、例えば許可申請行為の内容が他の法令に抵触するなどの理由をもって可否の判断とすることはできない。</p> <p><b>(2) 道路使用の内容が他の法令に抵触する場合の取扱い</b></p>	<p>・法第77条第2項</p>

	<p>許可の申請があった場合において、その内容が他の法令に抵触する場合であっても、交通上の支障がない場合は原則として許可しなければならない。</p> <p>ア 当該法令を所管する担当課の係員と連携を取り、申請者に対して十分な説得により申請内容の変更又は取り下げをするよう指導する。</p> <p>イ 指導に応じない場合は、他の法令に抵触してはならない旨の必要事項を記載した「指導事項」を作成し、許可証と別に交付すること。</p> <p><b>(3) 許可件数の単位</b></p> <p>許可は、原則として1行為1許可として取り扱うこと。</p> <p>ただし、2以上の箇所で順次工事等をするとき又は現場責任者が管理できる範囲内で工事等をするときなど、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該行為の主体が同一であること</li> <li>○ 同一の機会に同一趣旨の下で実施されるものと認められること</li> </ul> <p>等の要素のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行為の態様が同一であること</li> <li>○ 交通に与える影響の程度が少なく、かつ、その程度が同一と認められること</li> </ul> <p>等の要素がある場合には、一つの行為として取り扱うこととして差し支えないものもあるが、その場合においても道路使用の場所、区間、期間、時間を考慮し、例外的に包括1件として取り扱うこと。</p> <p><b>(4) 許可の期間</b></p> <p>許可の期間については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一過性のものか、反復性のものか</li> <li>○ 一時的なものか、継続的なものか</li> <li>○ 固定的なものか、移動的なものかに着目した上で、合理的に判断すること。</li> </ul>	<p>・別表第1「道路使用許可対象行為」の許可件数の基準参照</p>
<p><b>6 許可条件等</b></p>	<p><b>(1) 許可条件の付与</b></p> <p>ア 許可にあたっては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付するものとする。ただし、その条件は必要最小限度のものとし、交通管理上の目的以外による条件を付することはできない。</p> <p>イ 条件は、交通の妨害を除去するため個々の行為に応じた具体的内容とすること。</p> <p>ウ 具体性に欠ける事項又は行政目的を達成するために必要とされる注意的・確認的事項については、許可条件とは別に指導事項として付すこと。</p> <p><b>(2) 許可条件の変更</b></p> <p>ア 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、許可条</p>	<p>・法第77条第3項</p> <p>・法第77条第4項</p>

	<p>件を変更し、又は新たな条件を付することができる。  この場合、様式第3「道路使用許可条件変更通知書」を作成し、申請者に交付すること。</p> <p>イ 前記の場合において、道路管理者を経由して申請書を受理したものについては、あらかじめ様式第4「道路使用許可条件変更通知書(連絡)」を当該道路管理者に送付すること。</p> <p><b>(3) 教示書の添付</b>  条件を付す場合は、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定による取消訴訟の提起に係る教示書を許可条件書の末尾に記載し、許可証に添付すること。</p> <p>又、許可条件を変更する場合は、様式第3「道路使用許可条件変更通知書」により通知し、審査請求等について教示すること。</p>	
<p><b>7 許可証の作成・交付</b></p>	<p><b>(1) 許可証の作成</b>  決裁終了後、許可証を作成する。</p> <p><b>(2) 許可証の交付</b>  交付した際は、「道路使用許可台帳」に確実にサインを記入させ、交付年月日を記入すること。</p>	<p>・押印希望者は押印可</p>
<p><b>8 交通規制と道路使用許可の関係</b></p>	<p>法第77条第1項の道路使用許可は、交通規制の有無に関係なく当該許可に係る場所において当該許可に係わる行為をなすことについての許可であり、原則として許可の内容に交通規制の適用除外が含まれることはない。ただし、許可の内容に交通規制の除外が含まれると解される次の行為については、他の許可(警察署長の通行禁止道路通行許可及び駐車許可)は不要である。</p> <p>(1) 許可に係る工事、作業をするため、一般の車両の通行を禁止した場合に、当該工事作業に係る車両が通行するとき。</p> <p>(2) 橋の崩壊によって通行禁止とされた場合、橋の修理のため許可を得たものが通行するとき。</p> <p>(3) 許可に係る工事又は作業の内容に車両を駐車させ又は固定させることが含まれている場合、当該工事又は作業について許可がなされているときは、車両を駐車禁止場所に駐車させ又は固定させることができる。</p>	
<p><b>9 いわゆる歩行者天国内における道路使用許可の取扱い</b></p>	<p>いわゆる歩行者天国内は、多数の歩行者が通行するところから、これらの歩行者を対象として当該道路における商業的な広告宣伝、商品棚の陳列、演芸等の人寄せ行為及び政治、社会問題に関連したビラの配布や各種署名運動等の格好の場所とされやすい。</p> <p>したがって、歩行者に対する交通の妨害や危険行為を排除して歩行者の絶対の安全と円滑な歩行を確保するため、いわゆる歩行者天国内における道路使用の取扱いは、</p>	

	<p>次のとおり措置するものとする。</p> <p><b>(1) 基本方針</b> 歩行者天国国内での道路使用許可については、歩行者の絶対の安全確保のため在来の慣習的なものを除き、原則として一切の道路使用許可は認めないこと。</p> <p><b>(2) 例外物品の取扱い</b> 歩行者天国国内に設営するビーチパラソル、ベンチ、テーブル、ゴミ箱等は、歩行者天国開設に付随する物件であり、許可の対象外として設置を認めること。 なお、これら物件の設置にあたっては、管理責任者を明確にさせ、歩行者の妨害や危険のないよう留意させるとともに、当該物件には商業広告は一切認めないこと。</p> <p><b>(3) 慣習行事等の取扱い</b> 歩行者天国発足時に従来から慣習的に行われている行事(歩行者天国開催を記念して行われるパレード等、当該行為が歩行者天国の趣旨に添い、かつ商業宣伝や広告宣伝等を一切含まないものに限る。)については、例外として認めること。</p>	
<p><b>10 イベント等に 伴う道路使用許 可の取扱いにつ いて</b></p>	<p><b>(1) イベント等の定義</b> イベント等とは、地方公共団体等が関与して行われる地域活性化等を目的とするイベント（オープンカフェの設置を含む）、映画ロケーション等をいう。</p> <p><b>(2) 基本的考え方</b> 道路においてイベント等をしようとする者は、警察署長の道路使用許可を受けなければならない。 この場合において、地域住民や道路利用者との合意に基づいて行われるイベント等については、オープンカフェ等の経済活動も含め、地域の活性化に資するという社会的な意義を有する場合があることから、その手続きが円滑に行われるよう配慮すること。 また、イベント等に伴う道路使用許可の可否の判断は、個々具体的に行うこととなるが、交通への影響度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、そのイベント等の開催目的とともに、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成を見定める必要があることに留意すること。</p> <p><b>(3) 道路使用許可手続きの円滑化のための措置</b></p> <p>ア 事前相談への対応 イベント等の実施主体から事前相談がなされた場合は、交通管理者の観点から適切な助言、情報提供等を行うこと。</p> <p>イ 地域住民、道路利用者等の合意形成等 (ア) 合意形成は、イベントの主催団体の責任においてなされるべきものであるが、警察は、イベント</p>	

	<p>等の実施主体に対して、必要な助言、情報提供等を行うことにより合意形成の円滑化に協力すること。</p> <p>また、道路管理者との連携を強めること。</p> <p>(イ) 必要があると認められるときは、合意形成の状況、合意形成の円滑化のために必要な措置等について検討を行うため、イベント等の実施主体に対して、協議会等の協議の場の設置を求めること。</p> <p>また、警察は例えばオブザーバーとして協議の場に参加し、必要な助言を行うこと。</p>	
<p><b>11 山車等の移送</b> ・運行に当たつての留意事項</p>	<p><b>(1) 基本方針</b></p> <p>ア けん引関係</p> <p>(ア) 運行</p> <p>原則として人力で行うこととし、山車等の自動車けん引は認めないこと。ただし、勾配のきつい坂道などどうしてもできないものについては協議に応じること。</p> <p>(イ) 運行場所への集合、解散及び市町村間の貸し借り</p> <p>人力又は一時的に脱着可能な道具を用いての自動車けん引により行うこと。</p> <p>イ 自走関係</p> <p>原則として、山車等の自走は認めない。ただし、山車等の運行に当たって発進時又は勾配等、山車等に搭載した動力を補助的に使用することがやむを得ないものと認められるような場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路使用許可を受けた運行コース区間内かつ、</li> <li>○ 一般交通に対する安全措置が講じられた区間内に限って山車等の自走の可否を判断すること。</li> </ul> <p>ウ けん引免許の確認</p> <p>道路交通法第85条第3項により、重量が750kgを超える山車等をけん引する場合は、けん引免許が必要となることから、けん引免許のあるものに運転させるよう指導すること。</p> <p><b>(2) 許可に当たつての留意事項</b></p> <p>ア 道路管理者による特殊車両通行許可</p> <p>道路法上、車両制限令に定められた高さ3.8m、長さ12m、幅2.5mを超える車両が道路を通行する場合は道路管理者の特殊車両通行許可が必要となることから、山車等の大きさが車両制限令の基準を超える場合は道路管理者の特殊車両通行許可取得を指導すること。</p> <p>※ 道路法上「車両」とは道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両と定められている。</p> <p>なお、山車等は道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両である。</p>	

	<p>イ 太鼓を叩く者の乗車 運行コース内での祭りの一態様として行われるものであるから祭り運行コース内に限り、祭りの包括的範囲の行為として認めるが、転落防止等の安全対策を十分取らせるよう指導すること。</p> <p>ウ 市町村間の移送等 市町村間の山車等の自動車けん引を許可する場合は次の点に留意すること。 (7) 移送時間は、交通量と視認性を考慮し、日の出直後の早朝とすること。 (4) 前後に誘導車を配置させること。また、交差点及び狭路を通過する際は必要に応じ交通整理員を配置させること。 (ウ) 対向車に対する安全対策に十分配慮させること。</p> <p>エ けん引装置等の安全確認 けん引する自動車の馬力、制動能力、けん引装置の強度等については、青森運輸支局等関係機関の指導を受け、安全性を十分に確認すること。 また、「一時的に脱着可能な道具」の有権的解釈は、青森運輸支局にあるので、警察の窓口では判断せず、主催者の代表に青森運輸支局の指導を受けさせること。</p> <p><b>(3) 申請受理時のチェックポイント等</b></p> <p>ア 資料2-1「道路使用許可申請受理時のチェックポイント」及び資料2-2「道路使用許可申請受理時の着眼点」を活用し各項目について確認すること。</p> <p>イ 申請書に資料2-3「山車等の道路使用許可申請時の添付書面」を添付させること。</p>	
<p><b>12 自動運転等の公道実証実験に関する留意事項</b></p>	<p><b>(1) 公道実証実験に係る取扱い</b> 自動運転、歩道走行型ロボット等に係る公道実証実験については、別途示す通達等を参照すること。</p> <p><b>(2) 交通規制課への報告</b> 自動運転、歩道走行型ロボット等の公道実証実験に関し、次に掲げる内容を取り扱った場合は、交通規制課へ報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路使用許可の申請及び申請に係る事前相談</li> <li>○ 公道実証実験実施中の事故又は特異事案が発生したことを認知した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について（令和6年10月7日付け交規第451号）</li> <li>・「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準」の策定について（令和5年12月14日付け交規第668号）</li> <li>・「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の策定について（令和3年8月2日付け交規第223号）</li> </ul>

<p><b>13 関係警察署長等との協議</b></p>	<p><b>(1) 関係警察署長との協議</b></p> <p>ア 隣接する他の警察署管内にわたる許可申請を受理した警察署長は、当該行為についてその日時(所要時間)、場所(区間又は経路)、使用目的、方法形態等、交通上の具体的影響について関係警察署長に協議し、その意見を参考に可否を決定すること。</p> <p>イ 協議の結果、交通上支障がないと認められるとき、又は支障はあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるときは、許可証を交付し、その旨を関係警察署長へ通報すること。</p> <p><b>(2) 交通規制課とのりん議等</b></p> <p>ア 当該行為が広域にわたる場合には、受理警察署長は交通規制課長とりん議し、許可、不許可、条件等を決定すること。</p> <p>この場合、交通規制課で関係警察署長と協議を行うので、当該申請を受理した時点で速やかに報告すること。</p> <p>イ 車両1台による商業宣伝、街頭宣伝等の定型的な流しによる県内街宣については、特異な申請を除いて受理警察署において許可し、速やかに交通規制課に報告すること。</p> <p>ウ カーレース、バス停留所の上屋、電動バス実証試験関係、劇用車を使用するロケーション等に伴う事前相談又は道路使用許可申請があった場合は交通規制課に連絡すること。</p>	
<p><b>14 道路管理者との協議</b></p>	<p><b>(1) 道路管理者との協議（法第79条協議）</b></p> <p>許可をしようとする場合において、当該行為が道路管理者の道路占用許可を受けなければならないものであるときは、警察署長は、あらかじめ道路管理者と協議しなければならない。</p> <p><b>(2) 道路使用と道路占用が競合する行為</b></p> <p>別表第2「道路使用と道路占用の許可が競合する行為」のとおり。</p> <p><b>(3) 申請書の取扱い</b></p> <p>ア 道路使用許可と道路占用許可が個別に提出された場合の取扱い</p> <p>(ア) 法第79号協議</p> <p>許可申請を受理した警察署長は、様式第1「道路使(占)用許可の申請に伴う協議について」に道路使用許可の可否及び条件等の意見を記載して送付し、速やかに道路管理者と協議すること。</p> <p>(イ) 道路法第32条協議</p> <p>道路管理者から道路占用許可申請に伴う協議書を受理したときは、必要事項を記載の上、様式第2「道路占用許可協議回答書」により意見を付し</p>	<p>・ 道路法第32条第5項</p> <p>・ 法第78条第2項</p> <p>・ 道路法第32条第4項</p> <p>○昭和32年2月16日付け東北地方建設局長・青森県知事・青森県警察本部長申し合わせ「道路交通法第79条及び道路法第32条第5項の規定に基づ</p>

	<p>て回答すること。</p> <p>イ 道路使用許可申請と道路占用許可申請が同時に提出された場合の取扱い</p> <p>道路使用許可行為が、同時に道路法第32条第1項又は第3項の規定に基づく道路占用の適用を受けるものである場合には、申請者は警察署長、道路管理者どちらか一方を経由して申請書を提出することができることとされている。</p> <p>(ア) 申請書の受理</p> <p>双方の申請書の内容に誤り又は不備がなければ、一括して受理すること。</p> <p>道路占用許可手数料は、道路管理者から許可証の交付を受ける際に納入するよう教示すること。</p> <p>(イ) 申請書の受理</p> <p>様式第1「道路使(占)用許可の申請に伴う協議について」に道路使用許可の可否及び条件等の意見を記載して当該道路占用許可申請書を添え、道路管理者に送付すること。</p> <p>(ウ) 警察署長と道路管理者の協議</p> <p>道路管理者と協議を行い、道路管理者の回答を受けて、道路使用許可の可否を決定する。</p> <p>緊急性を要するものは、受理時に口頭協議を行うこと。</p> <p>(エ) 許可証の交付</p> <p>警察署長は道路使用許可証の交付を行うものとし、道路占用許可証の交付は行わないこと。</p>	<p>く警察署長と道路管理者との協議について」</p>
<p><b>15 許可証の記載事項変更</b></p>	<p>道路使用許可証の交付を受けた者が、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、変更に係る事項の記載を受けなければならない。</p> <p><b>(1) 変更の範囲</b></p> <p>ア 道路使用の場所</p> <p>変更後の道路使用の場所が、先に許可した場所に比べ、明らかに地理的、距離的に離れているときは、記載事項変更届として受理することなく、別個の許可申請を提出させること。</p> <p>イ 道路使用の期間、方法等</p> <p>変更後の期間、方法等による当該道路使用許可が、変更前と比べて交通に与える影響が異なるときは、別個の許可申請を提出させること。</p> <p><b>(2) 道路使用許可証記載事項変更届出の受理</b></p> <p>記載事項変更届出は、交付してある許可証を添えて提出させ、保管してある道路使用許可申請書の控えと対照し、変更内容が道路使用行為の同一性を失わないものであるときは、許可証の変更に係る部分を訂正し、許可証の余白に変更年月日を朱書きの上、変更箇所に公印を押して交付すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第78条第4項</li> <li>・ 手数料なし</li>   <li>・ 施行規則第11条「別記様式第7」</li> <li>・ 記載例「〇年〇月〇日記載事項変更」</li> </ul>

	<p>※ 警察行政手続サイトから届出する場合は、上記変更届のデータとする。</p> <p>受理した記載事項変更届出は、道路使用許可申請書の末尾に添付し、その処理のてん末を明らかにしておくこと。</p>	
<p><b>16 許可証の再交付</b></p>	<p>許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失、滅失、汚損、又は破損したときは、許可証の再交付を申請することができる。</p> <p><b>(1) 申請書類</b></p> <p>再交付を受けようとする者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再交付申請書 1通</li> <li>○道路使用許可申請書 1通</li> <li>○道路使用許可証 ※汚損等の場合</li> </ul> <p>を提出させること。</p> <p>※ 警察行政手続サイトから申請する場合は、上記再交付申請書のデータとする。</p> <p>ただし、当該許可証を亡失又は滅失した場合は許可証の提出を要しない。</p> <p><b>(2) 再交付手数料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路使用許可証再交付手数料 500円</li> </ul> <p><b>(3) 許可証の再交付</b></p> <p>許可証を再交付する場合は、許可番号、許可日は紛失等した許可証と同じく記載し、余白部分に再交付の年月日を朱書きし、公印を押した許可証に条件等の関係書類を添付して交付すること。</p> <p>受理した再交付申請書は、当初の道路使用許可申請書とは別に保管し、その処理のてん末を明らかにしておくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第78条第5項</li> <li>・ 施行規則第12条「別記様式第8」</li> <li>・ 記載例「○年○月○日再交付」</li> </ul>
<p><b>17 許可の取消又は停止</b></p>	<p><b>(1) 許可の取消又は効力の停止の事由</b></p> <p>警察署長は、次に定める事由に該当するときは、その許可を取消、又は効力を停止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 許可に付された条件に違反したとき</li> <li>イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたとき</li> </ul> <p><b>(2) 「許可条件に違反した場合」の許可の取消又は効力の停止</b></p> <p>許可条件違反に対する許可の取消、効力の停止処分については、道路使用の対象、方法、期間、道路交通環境、条件違反の内容、社会的反響等について、個々具体的に検討し決定すること。</p> <p><b>(3) 「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合」の許可の取消又は効力の停止</b></p> <p>許可を与えた後において、客観的事実が大きく変わり、すでに許可した場所において、より公益性の高い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第77条第5項</li> </ul>

道路使用許可をする必要が生じた場合、又は許可条件の変更若しくは新たな許可条件の付与により、道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図ることができない場合には、許可の取消又は効力を停止することができる。

#### **(4) 条件違反による許可の取消・効力の停止の手続**

ア 事案の把握、基礎資料の作成

イ 弁明の通知

被処分者に対して様式第5「通知書」を交付し、弁明の機会供与の通知を行う。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ない場合には弁明の機会を与えることなく、許可の取消又は効力を停止することができる。

ウ 弁明の録取

様式第6「弁明調書」により被処分者の弁明を録取するとともに、現場の写真、見取図、関係者の供述調書等を作成し、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこと。

エ 処分の通知

被処分者に様式第7「処分決定書」を交付し、道路使用許可取消(停止)処分の内容を通知する。

オ 審査請求等の教示

行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定による取消訴訟の提起に係る教示をすること。

カ 許可証の返納

許可の取消又は停止処分を行った場合は、速やかに許可証を返納させること。

キ 道路管理者への通知

道路管理者を経由して申請書を受理したものについては、様式第8「道路使用許可取消し停止通知書」を当該道路管理者に送付すること。

ク 報告

許可の取消又は停止処分を行った場合は、様式第9「道路使用許可取消し・停止処分結果報告書」により速やかに青森県警察本部長(交通規制課長経由)に報告すること。

#### **(5) 「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合」の許可取消又は効力の停止手続き**

「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合」を理由として処分する場合は、申請者本人の責任に帰すべからざる周囲の客観的事情の大きな変化によって処分すべき公益上の必要性が生じたわけであることから、相手方に弁明の機会を供与することなく処分することができる。

・法第77条第6項

	<p>この場合であっても、後日被処分者から審査請求又は処分の取消訴訟等に発展する可能性があることから、処分の必要性を明確にしておくこと。</p>	
<p><b>18 道路管理者の特例</b></p>	<p>道路法による道路の管理者が道路の維持、管理、修繕その他管理のため工事又は作業を行う場合は、道路使用許可を受ける必要がなく、警察署長に協議すれば足りる。(法第80条協議)</p> <p>この場合、警察署長は一方的かつ形式的な許可を行うことなく、道路管理者と十分協議して、円滑かつ合理的な工事が行われるよう具体的に十分調査を尽くし、様式第10「道路交通法第80条による協議回答書」により速やかに回答すること。</p> <p>なお、道路管理者が工事等を他の一般業者に請け負わせる場合には、その工事等の全般について道路管理者が管理していることが必要であり、反面、道路管理者の管理者が常駐することなく、工事の全般にわたって請負業者が管理している場合には、請負業者に道路使用許可を申請させなければならない。</p>	<p>・道路の管理者の特例（法第80条）</p>
<p><b>19 許可後の現場管理</b></p>	<p><b>(1) 道路使用現地調査の委託</b></p> <p>道路使用の現地調査を委託している警察署において、下記に掲げる道路使用を許可した場合は、様式第11(甲)(乙)「調査委託書」を作成し、調査期間を指定して調査員に現地調査を示達すること。</p> <p>ア 1号許可（法第77条第1項第1号）</p> <p>(7) 許可期間が7日間を越えるもの。ただし、7日以内のものであっても、幹線道路で交通への影響が大きいものについては現地調査委託の対象行為とする。</p> <p>(イ) 上記アに掲げるものであっても、現地調査の必要がないと警察署長が認めたものは除く。</p> <p>イ 2号許可（法第77条第1項第2号）</p> <p>定型的又は簡易な工作物の設置で現地調査の必要がないと警察署長が認めたものを除き、原則として委託する。</p> <p>ウ 3号許可（法第77条第1項第3号）</p> <p>原則として全件委託する。</p> <p>エ 4号許可（法第77条第1項第4号）</p> <p>原則として委託しない。</p> <p><b>(2) 委託業務の内容</b></p> <p>ア 道路使用許可事項及び条件履行状況の調査</p> <p>イ 道路使用許可期間満了後の原状回復状況の調査</p> <p><b>(3) 現地調査の確認</b></p> <p>ア 現地調査結果については、様式第12「調査結果報告書」により確認し、様式第14「道路使用許可台帳」に委託状況等を記載して処理の経過を明らかにして</p>	

	<p>おくこと。</p> <p>イ 調査の結果、総合判断が「不良」の場合には、調査員から具体的内容を聴取し、警察官を現場に派遣するなどして速やかに是正措置を講ずること。</p> <p><b>(4) 委託及び回答の期日</b></p> <p>ア 委託は対象道路使用を許可した都度行うこと。</p> <p>イ 調査結果報告書は、調査期間終了後速やかに報告を求めること。</p> <p><b>(5) 警察職員による現地調査</b></p> <p>道路使用の現地調査が委託されていない警察署にあつては、上記(1)ア～エ及び(2)ア、イについて、各警察署の警察官又は警察職員が現地調査を行うこと。</p> <p>なお、調査に当たっては、各警察署の実情に応じ、許可後の状況を特に把握しておくべき許可について、重点的な調査を行うこと。</p> <p>また、調査については、様式第13「調査結果報告書」により確認し、様式第14「道路使用許可台帳」に調査状況等を記載して処理の経過を明らかにしておくこと。</p>	
<p><b>20 標準処理期間</b></p>	<p>7日間</p>	
<p><b>21 許可に当たつての留意事項</b></p>	<p>(1) 設備外積載許可等と競合した場合における一括許可設備外積載等、他の許可と競合する場合には、本許可にまとめて1件として許可すること。</p> <p>この場合には、許可証年月日左余白部分に「〇〇許可済」と朱書きしておくこと。</p> <p>(2) 許可証の携帯指導</p> <p>許可証の携帯について法の明文規定はないが、許可証は許可のあったことを公に証する文書としての性質を有するものであり、許可の内容に即し、道路の使用、許可条件の履行等がなされていることについて確認・指導ができるようにするため、許可証を携帯するよう指導することとしている。</p> <p>しかし、携帯を求める許可証が原本でなければならぬとする理由はなく、その写しで足りるものであることから、許可証に添付する「指導事項」に許可証の携帯について記載する場合には、<u>必ず原本を携帯しなければならないような記載をしない</u>ようにするとともに、申請者にそのような誤解を与えないよう留意すること。</p>	<p>・記載例 「設備外積載許可済」</p> <p>・写しは、必ずしも紙媒体である必要はなく、「内容等が確認できるデータも含む」と解釈</p>
<p><b>22 防衛出動命令時の自衛隊からの申請の取扱い</b></p>	<p>自衛隊法第115条の16第1項及び第2項による防衛出動下にある自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて、道路使用許可を要するものの取扱いは次のとおりとする。</p> <p><b>(1) 通知の方法等</b></p>	<p>平成21年11月10日付け青警本交規第626号「自衛隊法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う交通警察の対応</p>

	<p>ア 文書又はFAXによる場合は、自衛隊法施行規則別表第31の様式（自衛隊法による道路使用通知書）によること。</p> <p>また、口頭又は電話若しくは電子メールによる場合は、自衛隊法施行規則別表第31の内容を通知することをもって、これに代えることができる。</p> <p>イ 警察署長の意見陳述</p> <p>警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。この場合、当該意見の陳述については、文書、口頭、電話、電信又は電子メールのうち適切な方法で行うこと。</p> <p><b>(2) 2以上の警察署長の管轄にわたる通知を受けた場合</b></p> <p>県内の2以上の警察署長の管轄にわたる通知を受けた場合は、そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りることから、通知を受けた警察署長は、当該通知内容を当該行為に係る場所を管轄する警察署長へ通報した上で意見の陳述等の協議を行うこと。</p> <p><b>(3) 交通規制課への報告</b></p> <p>通知を受けた警察署長は、直ちに交通規制課へ報告すること。</p> <p><b>(4) 自衛隊法による道路使用通知書の保管</b></p> <p>「自衛隊法による道路使用通知書」は法80条協議文書と一緒に保管すること。</p>	<p>について参照</p>
<p><b>23 保存年限</b></p>	<p>(1) 道路使用許可台帳 10年</p> <p>(2) 道路使用許可申請書 5年 ～ 受理報告書「道路使用許可申請書の受理について」と一体保管とする。</p> <p>(3) 道路使用許可申請書（手数料免除） 1年 ～ 受理報告書「道路使用許可申請書の受理について」（手数料免除）と一体保管とする。</p> <p>(4) 道路使用許可証記載事項変更届出 5年 ～当該道路使用許可申請書の末尾に添付する。</p> <p>(5) 道路使用許可証記載事項変更届出(手数料免除) 1年 ～当該道路使用許可申請書の末尾に添付する。</p> <p>(6) 道路使用許可証再交付申請書 5年</p> <p>(7) 道路使用許可調査委託書 1年</p> <p>(8) 道路使用許可調査結果報告書 1年</p> <p>(9) 道路法第32条協議 1年</p> <p>(10) 道路交通法第80条協議 1年</p> <p>(11) その他 3年</p> <p>ただし、2号許可で許可期間が保存年限を超えるものの保存年限は、許可期間とする。</p>	<p>・協議関係1年</p> <p>・協議関係1年</p>

## 別表第1

## 道路使用許可対象行為

No. 1

道路使用の目的		許可件数の基準	許可期間の基準	実務上の留意事項	備考
道路交通法第77条第1項第1号 [道路における工事・作業]	道路工事等 架空線作業、マンホール作業等	1 施工箇所を1件とする。 ただし、同一申請者が同時に2以上の箇所で順次工事等をするとき又は現場責任者が管理できる範囲内で工事等をするときはこれをまとめて1件とする。	1 か月以内の必要な期間とする。	(1) 道路使用の区間、幅等は、当該工事又は作業に必要な最小限度の範囲とする。 (2) 一般交通の危険防止上必要がある場合には、工事現場に柵を設けさせ、夜間に赤色灯をつけさせ、又は使用時間を制限させるなど、工事又は作業の方法、形態等に応じた危険防止上の具体的な条件を付すこと。	(1) 架空線作業のうち、電柱設置に引き続いて行うものは、電柱設置に含めて許可することができる。 (2) 次の行為は本号の作業に該当し、許可対象行為となる。 ア 道路に接する建設工事のため道路上にコンクリートミキサー車を止め、生コンを搬入する行為 イ 移動採血車又はレントゲン車を道路に止め、採血又はレントゲン撮影を行う行為
道路交通法第77条第1項第2号 [道路に工作物を設置]	石碑、銅像、金属製碑表、日よけ、雨よけ、上空通路、上空工作物、取付看板、建築用工作物	1 か所1件とする。	道路管理者の占有許可期間と同一とする。	(1) 石碑、銅像、公衆電話ボックス等恒久的な工作物は、道路の敷地外に当該工作物を設置する適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない場合に限ることとし、歩車道の区別のない道路にあっては、道路の法敷の路端寄りの部分に設けることとする。 (2) 工作物の設置による危険防止と安全を確保するため当該道路の交通状況に応じ、具体的な措置方法を講ずることを条件とする。 (3) 工作物の設置とこれに伴う工事のため、設置許可(2号許可)と工事許可(1号許可)が競合する場合には、設置許可(2号許可)1件として取り扱うことのできる場合がある。 ア 設置者と工事者が同一の場合 設置者から設置に係る申請(2号許可) イ 設置者と工事者が異なる場合 工事者から工事に係る申請(1号許可) 設置者から設置に係る申請(2号許可) (4) 足場については、足場を利用した作業については1号許可の対象とし、単に物の落下防止のための囲いとどまる場合は2号許可として取り扱う。	
広告塔、飾塔、舞台、やぐら、横断幕	1 か所を1件とする。 ただし、同一申請者が同一警察署管内において同時に2以上の箇所に順次設置するときは、これをまとめて1件とする。				
アーケード、アーチ	1 か所1件とする。				
電柱、側柱、公衆電話ボックス、郵便ポスト、街路灯、掲示板、案内板、標注、バス停留所標示施設	1箇所を1件とする。 ただし、同一申請者が同一警察署管内において同時に2以上の箇所に順次設置するときは、これをまとめて1件とする。				

道 路 使 用 許 可 対 象 行 為

No.2

道 路 使 用 の 目 的		許 可 件 数 の 基 準	許 可 期 間 の 基 準	実 務 上 の 留 意 事 項	備 考
道路交通法 第77条第1 項第3号  [道路に露 店等の出 店]	露店、屋台店、宝く じ売り、新聞売り、靴 磨き	出店場所1か所を1件と する。	1か月以内の 必要な期間とす る。	(1) 露店、屋台等は、倒壊等のないよう堅固なも のとし、又は当該露店等の利用実態に応じて夜 間に限るなど、危険防止、その他交通の安全と 円滑を図るため必要な条件を付すこと。  (2) 年間を通じ、毎月1回以上、出店日、出店場 所が特定されている定期、定型的な露店、出店 に対する許可期間は、1年間として取り扱うこと。 この際、年間出店予定表及び露店組合から同 一宵宮等に出店する露店の一覧表(地割表)を提 出させること。 予定表以外の場所へ出店する場合は、別途許 可申請させること。  (3) 複数の露店が同一の機会(場所・時間)に出 店されている場合において、露店等の運営全般 が一つの運営団体の管理及び責任の下で一体と して運営されている実態があるときは、許可を 一括して申請者の負担軽減を図ること。	

道路使用許可対象行為

No.3

道路使用の目的		件数の基準	許可期間	実務上の留意事項	備考	
道路 交通法 七 七 条 第 一 項 第 四 号	青森県道路 交通規則 第23条 第1項第1号	道路にねぶた、山車、みこし、踊台等 を出し、又はこれらを移動すること。	1か所を1件とする。 ただし、同一申請者 が1祭礼に2以上のもの を出すときは、これ をまとめて1件とする。	7日以内	(1) 移動の順路を明確にさせ、実地踏査の上、交 通上支障がある場合には必要な順路の変更その 他の措置を講ずること。 (2) 運行の責任者、指揮者を明確にするため、腕 章その他見やすい標章をつけさせること。	ねぶた等の大きさが 当該車両の制限を越え ることになる場合に は、制限外積載許可が 必要である。
	同規則 第23条 第1項第2号	道路に人又は車両が多数集まるような 方法でロケーション、撮影会、街頭録音 会等を行い、又は演説、演芸、奏楽、映 写等をなし、若しくは拡声器、ラジオ、 テレビ等の放送をすること。	1か所を1件とする。 ただし、同一申請者 が同一警察署管内にお いて同時に2以上の箇 所で順次行うときは、 これをまとめて1件と する。	7日以内	(1) 主催者側の具体的スケジュールを明確にさ せ、交通上の影響を検討し、必要な具体的条件 を付すこと。 (2) 主催者側から自主交通整理に必要な人員を出 させること。	
	同規則 第23条 第1項第3号	道路において、競技会、仮装行列、ち ょうちん行列、パレード、集団行進(学 生、生徒及び園児の遠足若しくは修学旅 行又は冠婚葬祭を除く。)、その他の催し 物をする事。	1つの催しを1件と する。	7日以内	(1) 競技会は、原則として交通の妨害となるおそ れのある道路については抑制の方向で望むこと。 (2) 行列、パレードは通常10人程度を基準とする こと。 学生、生徒、その他の遠足、修学旅行及び通 常の冠婚葬祭等の慣習によるものについては許 可の対象外とすること。	
	同規則 第23条 第1項第4号	道路において、消防、避難、救護等の 訓練を行うこと。	1か所を1件とする。	7日以内		
	同規則 第23条 第1項第5号	道路において、旗、のぼり、看板、ち ょうちんその他これらに類するものを持 ち、又は楽器を鳴らし、若しくは特異の 装いをして広告又は宣伝すること(5人 未満のものは除く。)	1組を1件とする。	7日以内	(1) 当該行為にあたっては、法令により定められ た通行方法を遵守させること。 (2) 旗、のぼり等は交通上の妨害とならないもの とする。	
	同規則 第23条 第1項第6号	道路において、ロボットの移動を伴う 実証実験、人の移動の用に供するロボッ トの実証実験又は自動車から遠隔に存在 する運転者が電気通信技術を利用して当 該自動車の運転操作を行うことができる 自動運転技術を用いて自動車を走行させ る実証実験をすること。	1つの実験を1件と する。	6か月 以内		

道 路 使 用 許 可 対 象 行 為

No.4

道 路 使 用 の 目 的		件 数 の 基 準	許 可 期 間	実 務 上 の 留 意 事 項	備 考	
道 路 交 通 法 第 七 七 条 第 一 項 第 四 号	同規則第23条第1項第7号	広告又は宣伝のため、車両に著しく人目をひくような装飾その他の装いをして通行すること。	1台を1件とする。 ただし、同一申請者が同一コースにおいて同時に2台以上で行うときは、これをまとめて1件とする。	15日以内	(1) 装飾等が伴わない単なる放送宣伝は本号の対象とならない。 ただし、所要所に停まり、人を集める場合には、第2号の「演説」に該当し、許可対象行為となる。 (2) 構造上宣伝を主たる目的として登録を受けている自動車であっても、著しく人目を引く装飾であるときは許可対象行為となる。	車上に拡声器又は看板等を掲げた場合は、道路使用許可と別に「設備外積載許可」必要とする場合がある。 この場合には、道路使用許可1件とし、許可証の余白に「設備外積載許可済」と朱書きすること。
	同規則第23条第1項第8号	交通の頻繁な道路において、寄附を募集し、若しくは署名を求め、又は物を販売すること。	1か所を1件とする。 ただし、同一申請者が同一警察署管内において2以上の箇所で行うときは、これをまとめて1件とする。	7日以内	交通の頻繁な道路での物の販売行為については、抑制の方向で望むこととし、できる限り道路外で行うよう指導すること。 やむを得ない場合には、必要最小限度の時間を許可条件で明らかにすること。	赤い羽根、緑の羽根共同募金活動に対する道路使用許可の許可期間は、交通の安全と円滑に著しい影響を及ぼす恐れのない場合に限り、当該申請に係る一覧表を添付させ、最大1か月までとする。
	同規則第23条第1項第9号	交通の頻繁な道路において、広告、宣伝等の印刷物、風船、旗等を散布し、又は通行する者にこれを交付すること。	1か所を1件とする。 ただし、同一申請者が同一警察署管内において2以上の箇所で行うときは、これをまとめて1件とする。	7日以内	(1) 印刷物等の散布は原則として昼間に限り許可することとする。 (2) 車上からの散布は行わないよう指導すること。 (3) 進行中の車両から印刷物等を散布する行為は、法第76条に規定する「禁止行為」にあたるので許可しないこと。	

申請種別	法 的 根 拠	許 可 期 間	許 可 対 象 行 為	備 考
いわゆる流し宣伝	道路交通法第77条第1項第4号 青森県道路交通規則第23条第1項第7号	15日以内	各種催し物の宣伝や商店等の売り出し宣伝のため、自動車に看板、字幕等をつけ放送しながら通行する行為。	
街頭宣伝	道路交通法第77条第1項第4号 青森県道路交通規則第23条第1項第2号及び第7号	15日以内	政治団体、各種機関等による街頭宣伝で、一時的に停車又は駐車して放送宣伝するものを含む行為。	指定場所(区間)における指定時間に配慮すること。
街頭演説	道路交通法第77条第1項第4号 青森県道路交通規則第23条第1項第2号	15日以内	あらかじめ日時、場所を特定し、人集めをして行う演説、政見発表、時局講演等	公職選挙法上の街頭演説等は、許可を要しない行為。

## 別表第2

## 道路使用と道路占用の許可が競合する対象行為

態 様	使用の根拠 (道交法)	占用の根拠 (道路法)	態 様	使用の根拠 (道交法)	占用の根拠 (道路法)	態 様	使用の根拠 (道交法)	占用の根拠 (道路法)
電柱・街路照明柱	法77-1-(2)	法32-1-(1)	アーケード	法77-1-(2)	法32-1-(4)	広告塔	法77-1-(2)	法32-1-(7)
広告塔	〃	〃	渡り廊下	〃	〃	横断幕	〃	〃
アーチ式街灯	〃	〃	工事用板囲い	〃	法32-1-(7)	露店	法77-1-(3)	法32-1-(6)
掲示板	〃	〃	〃 支柱	〃	〃	屋台	〃	〃
案内板	〃	〃	〃 け出し	〃	〃	靴修理・靴磨き	〃	〃
石碑	〃	〃	〃 縄張り	〃	〃	商品置き場	〃	〃
銅像	〃	〃	〃 足場	〃	〃	宣伝用陳列棚	〃	〃
郵便ポスト	〃	〃	〃 詰め所	〃	〃	自動販売機	〃	〃
公衆電話ボックス	〃	〃	〃 材料	〃	〃	臨時の商品販売台	〃	〃
水管・下水管・ガスパ 等の地下埋設	〃	法32-1-(2)	アーチ	〃	〃	拡声器	〃	〃
火災報知器	〃	〃	金属製碑表	〃	〃	ラジオ受信機	〃	〃
地上式消火栓	〃	〃	看板	〃	〃	映写機	〃	〃
軌道工事	〃	法32-1-(3)	停留所標識	〃	〃	テレビ受像器	〃	〃
日よけ	〃	法32-1-(4)	旗竿	〃	〃	興行場	〃	〃
雨よけ	〃	〃	標識・標灯	〃	〃			
雪よけ	〃	〃	パーキングメーター	〃	〃			



様式第2

第 号 年 月 日	
殿	
警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
道路占用許可協議回答書	
道路法第32条第5項に基づく、 年 月 日付け 第 号により協議のあったことについて、下記のとおり回答します。 記	
申請者氏名	
意見	1 意見の有無 ・ 有 ・ 無 理由
意見の有無 及び条件等	2 参考意見
道路使用許可申請	道路使用許可申請されていない場合は、占有する道路を管轄する警察署長へ、道路使用許可申請することを指導されたい。

様式第3

	第 号 年 月 日
殿	警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
道路使用許可条件変更通知書  の条件を下記のとおり変更 あなたが受けた道路使用許可 したので通知します。 に下記のとおり条件を付	
記	
道路使用の目的	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 証 の 番 号	第 号
変更した条件  [ 新たに付 した条件 ]	
理 由	

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に青森県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。
- 2 この処分に対する処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は、青森県公安委員会となります。）提起することができます。

様式第 4

第 号  
年 月 日

道路管理者 殿

警察署長 印

道路使用許可条件変更通知書（連絡）

年 月 日付け第 号により貴職と協議した道路使用許可  
 の条件を下記のとおり変更  
 したので通知します。  
 に下記のとおり条件を付  
 記

道路使用の目的	
申請者の住所	
申請者の氏名	
変更した条件 〔新たに付 した条件〕	
理由	

様式第5

	第 年	月	日
殿			
	警察署長印		
通 知 書			
<p>下記の理由により、あなたの道路使用許可を 取り消し・効力の停止 すること          について、あなたの弁明を聞きますから有利な証拠と許可証をもって、次の日時、          場所に出頭してください。正当な理由がなく出頭しない場合は権利を放棄したもの          とみなして処理します。</p>			
記			
出 頭 の 日 時	年 月 日 時 まで		
出 頭 の 場 所	警察署交通課		
許 可 番 号	第 号	許可の種別	
理 由			
<p>注1 病気その他やむを得ない理由があるときは、代理人の出席又は補佐人を選任          することができますので、その旨を届出てください。</p> <p>注2 届出がなく出頭しないときは、道路使用許可の取消し（効力の停止）につい          て異議のないものと認めます。</p>			

様式第6

# 弁 明 調 書

住 所

職 業

氏 名 年 月 日 生 ( 歳)

上記の者は、 年 月 日 警察署において本職に対し、下記の  
とおり道路交通法第77条第6項の規定による弁明した。

記

1

弁明者

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押(指)  
印した。

前同日

警察署

官職  
氏名

様式第7

第 号  
年 月 日

殿

警察署長 印

処 分 決 定 書

下記の理由により、あなたの道路使用許可を道路交通法第77条第5項の規定に基づき

取 消 し

年 月 日から 年 月 日までの停止

したので通知します。

記

許可の種別		工事業の新規継続の別	
場所・区間		区間の長さ	
許可番号	第 号		
取消し・停止の理由			

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に青森県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。
- 2 この処分に対する処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は、青森県公安委員会となります。）提起することができます。

様式第8

第 号  
年 月 日

道 路 管 理 者 殿

警 察 署 長 印

道 路 使 用 許 可 取 消 し 停 止 通 知 書

申請者 〃 に係る道路使用許可を次のとおり、道路交通法第77条第5項の規定により

取 消 し

年 月 日から 年 月 日までの停止

したので連絡します。

記

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
処分年月日	年 月 日
取消し・停止の理由	
参考事項	

様式第9

第 号  
年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長 印

道路使用許可 取消し・停止 処分結果報告書

被処分者	住 所	
	職 業	
	氏 名	年齢
道路使用 の内容	目 的	
	場所・区間	
	期 間	
	方法・形態	
許可番号	第 号	
処分内容	処分の内容	取消し ・ 停止
	処分の理由	
処分月日 又は 処分期間	自	年 月 日
	至	年 月 日
参考事項		

様式第10

第 号  
年 月 日

殿

警察署長 印

道路交通法第80条による協議回答書

年 月 日付け第 号により協議のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

意見

# 様式第11(甲)

別記様式第2号(甲)

年 月 日

青森県交通安全活動推進センター 殿

警察署長

## 調 査 委 託 書

別添の道路使用許可につき

- 1 許可事項及び許可条件履行状況
- 2 原状回復状況等

の調査及び確認を次のとおり委託する。

なお、回答期限は調査期間終了後1週間とする。

### 記

許可番号	調 査 期 間	備 考
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	

**様式第11(乙)**

別記様式第2号(乙)

許可番号	調 査 期 間	備 考
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	
第 号	年 月 日から 年 月 日までの間	

## 様式第12

別記様式第3号

年 月 日						
警察署長 殿						
青森県交通安全活動推進センター 調査員						
調 査 結 果 報 告 書						
許可番号	第 号	調査結果総合判断	良 ・ 不良			
調査日時	1 条件履行状況等	年 月 日 時 分頃				
	2 現状回復状況	年 月 日 時 分頃				
調査事項		調査結果	不良の理由			
条件履行状況等	1 道路使用の場所（区間）	良 ・ 不良				
	道路使用の期間（時間）	良 ・ 不良				
	歩行者等通路の確保	良 ・ 不良				
	工事表示板の掲示	良 ・ 不良				
	交通保安施設	保安柵	良 ・ 不良			
		点滅式黄色注意灯	良 ・ 不良			
		側灯、保安灯	良 ・ 不良			
	交通処理	交通整理員の配置	良 ・ 不良			
		保安誘導員の配置	良 ・ 不良			
		進路変更の誘導措置	良 ・ 不良			
		迂回指導板の掲示	良 ・ 不良			
	路面	覆工	良 ・ 不良			
		仮埋め戻し	良 ・ 不良			
	現場責任体制の状況		良 ・ 不良			
その他		良 ・ 不良				
2 現状回復状況等	工事終了状況	工事終了	良 ・ 不良	継続工事中		
	路面の回復状況	良 ・ 不良				
	標識、標示、信号機の維持復旧	良 ・ 不良				
	資機材の撤去等	良 ・ 不良				
	その他	良 ・ 不良				
※ 警察措置	送 致	許可の取消し	始末書	呼び出し注意	現場注意	
	その他					

備考 ※欄は警察で記入する

様式第13

年 月 日					
警察署長 殿					
警察署交通課 官職氏名					
調 査 結 果 報 告 書					
許可番号	第 号	調査結果総合判断	良 ・ 不良		
調査日時	1 条件履行状況等	年 月 日	時 分頃		
	2 現状回復状況	年 月 日	時 分頃		
調 査 事 項		調査結果	不良の理由		
条件履行状況等	1 道路使用の場所（区間）	良 ・ 不良			
	道路使用の期間（時間）	良 ・ 不良			
	歩行者等通路の確保	良 ・ 不良			
	工事表示板の掲示	良 ・ 不良			
	交通保安施設	保安柵	良 ・ 不良		
		点滅式黄色注意灯	良 ・ 不良		
		側灯、保安灯	良 ・ 不良		
	交通処 理	交通整理員の配置	良 ・ 不良		
		保安誘導員の配置	良 ・ 不良		
		進路変更の誘導措置	良 ・ 不良		
		迂回指導板の掲示	良 ・ 不良		
	路 面	覆工	良 ・ 不良		
		仮埋め戻し	良 ・ 不良		
	現場責任体制の状況		良 ・ 不良		
その他		良 ・ 不良			
現状回復状況等	2 工事終了状況	工事終了	良 ・ 不良	継続工事中	
	路面の回復状況	良 ・ 不良			
	標識、標示、信号機の維持復旧	良 ・ 不良			
	資機材の撤去等	良 ・ 不良			
	その他	良 ・ 不良			
※	送 致	許可の取消し	始末書	呼び出し注意 現場注意	
措 置	そ の 他				

# 道路使用許可台帳

交	01	12	10年
(            年    月末まで保存)			

受理番号	受理月日 許可月日	申請者 氏名又は法人名	許可の種別	場 所	期 間	委託状況（調査状況）					交付月日	許可証 受領者
						委託月日 (調査1回目)	受託者 (調査者)	回答月日 (調査2回目)	受領者 (調査者)	結果		
	月 日		1号							良		
	月 日		2号			月 日		月 日		不良		
	月 日		3号									
	月 日		4号									
	月 日		1号							良		
	月 日		2号			月 日		月 日		不良		
	月 日		3号									
	月 日		4号									
	月 日		1号							良		
	月 日		2号			月 日		月 日		不良		
	月 日		3号									
	月 日		4号									
	月 日		1号							良		
	月 日		2号			月 日		月 日		不良		
	月 日		3号									
	月 日		4号									
	月 日		1号							良		
	月 日		2号			月 日		月 日		不良		
	月 日		3号									
	月 日		4号									
	月 日		1号							良		
	月 日		2号			月 日		月 日		不良		
	月 日		3号									
	月 日		4号									



別添2

別記様式第七（第十一条関係）

道路使用許可証  
記載事項変更届

年 月 日

警察署長 殿

住所  
申請者  
氏名  
電話番号

許可証番号	
許可年月日	
変更の内容	
変更の理由	
摘要	

別添3

別記様式第八（第十二条関係）

道路使用許可証  
再交付申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所  
申請者  
氏名  
電話番号

許可証番号		
許可年月日		
許可内容	使用の目的	
	場所又は区間	
	期間	年 月 日 年 月 日 時 分から 時 分まで (毎日 時 分から 時 分まで)
	方法又は形態	
再交付申請の理由		
摘要		

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長 殿

警察署交通課

官職氏名

道路使用許可申請書の受理について

次のとおり道路使用許可申請書を受理し、審査した結果、許可基準に適合していることから別添条件を付し、許可してよろしいかお伺いする。

記

1 紙申請

(1) 受理月日

年 月 日

(2) 件数

第 番 ～ 第 番 合計 件

2 オンライン申請

(1) 受理月日

年 月 日

(2) 件数

第 番 ～ 第 番 合計 件

3 申請書及び条件

別添のとおり

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長 殿

警察署交通課

官職氏名

道路使用許可申請書の受理について（手数料免除）

次のとおり道路使用許可申請書を受理し、審査した結果、許可基準に適合していることから別添条件を付し、許可してよろしいかお伺いする。

記

1 紙申請

(1) 受理月日

年 月 日

(2) 件数

第 番 ～ 第 番 合計 件

2 オンライン申請

(1) 受理月日

年 月 日

(2) 件数

第 番 ～ 第 番 合計 件

3 申請書及び条件

別添のとおり

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長 殿

警察署交通課

官職氏名

道路使用許可現地調査の委託について  
別添のとおり道路使用許可現地調査を青森県交通安全活動推進センターに委託してよろしいかお伺いする。

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			
年 月 日			

警察署長殿

警察署交通課

官職氏名

道路使用許可の「調査結果報告書」の受理について  
次のとおり、道路使用許可の「調査結果報告書」を受理したので報告する。

記

1 報告月日

年 月 日

2 報告件数

(許可番号)

合計 件

3 調査結果

別添「調査結果報告書」のとおり。

交	01	12	1年
(年月末まで保存)			
年 月 日			

警察署長 殿

警察署交通課  
官職氏名

道路使用許可の調査結果について  
次のとおり、道路使用許可を調査したので報告する。

記

1 報告月日

年 月 日

2 報告件数

(許可番号)

合計 件

3 調査結果

別添「調査結果報告書」のとおり。

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長殿

警察署交通課

官職氏名

道路使用許可証再交付申請書の受理について

次のとおり、道路使用許可証再交付申請書を受理し（たので）、道路使用許可証を再交付したので報告する（してよろしいかお伺いする）。

記

1 受理日

年 月 日

2 証明番号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（道路交通法の特例）

第百十五条の十六 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十七条第一項の規定により許可を要するものに対する同項の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同項中「の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節について同じ。）を受けなければならない」とあるのは、「にかはじめ当該行為の概要を通知しなければならない。この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた道路交通法第七十七条第一項の通知を受けた警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 （略）

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）（抄）

（道路交通法の特例に関する手続）

第八十八条の十 法第百十五条の十六第一項の規定により読み替えられた道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十七条第一項の規定により行う通知は、文書又は電話（フアクシミリ装置を用いて送信する方法に限る。）による場合にあつては別表第三十一によるものとする。ただし、口頭文は電信、電話（フアクシミリ装置を除く。）若しくは電子メールにより同表の内容を通知することをもちつて、これに代えることができる。

2 前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の十六第二項の規定により当該通知を受けた警察署長が、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

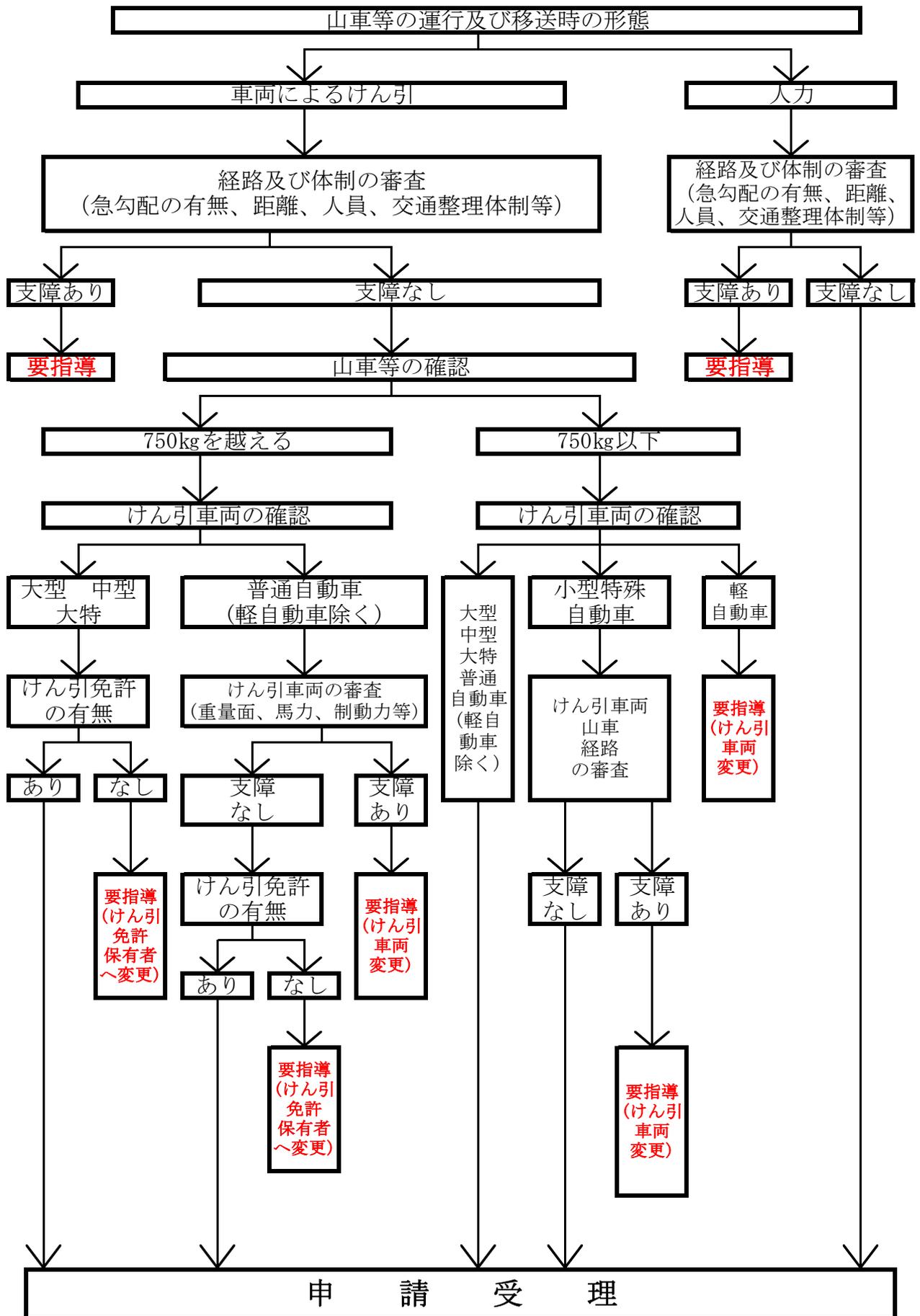
別表第三十一（第八十八条の十関係）

年 月 日
(警察署長) 殿
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名） 自衛隊法による道路使用通知書
自衛隊法(昭和29年法律第165号)第115条の16(道路交通法の特例)第1項の規定に基づき、 下記のとおり通知する。
記
1 道路を使用する自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先
2 道路使用の目的
3 道路使用の場所又は区間
4 道路使用の期間
5 道路使用の方法又は形態
6 その他参考事項

- 備考：1 「道路使用の目的」の項には、道路の使用を必要とする理由について記載する。(例：「防衛出動の命令に基づく防御施設の構築のため」等)
- 2 「道路使用の場所又は区間」の項には、使用する路線及び区間を具体的に記載する。(例：「県道 号線 市 丁目 番地 号から 丁目 番地 号までの区間」等)
- 3 「道路使用の期間」の項には、使用を開始する日から終了する日までの期間（終了日があらかじめ決定している場合は、その日までの期間。決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」）を記載する。
- 4 「道路使用の方法又は形態」の項には、使用の方法又は形態について具体的に記載する。(例：「障害物の設置」、「物資の集積」、「破損・欠損した道路の工事」等)



### 道路使用許可申請受理時の着眼点



(山車等の道路使用許可申請時の添付書面)

		申請者(団体) の名称	
項 目		内 容	
移 送	1 山車等の移送形態	<input type="checkbox"/> 人力で行う。 <input type="checkbox"/> 車両によるけん引で行う。 人力で行うことが出来ないときは理由を簡記して下さい。 《理由》 -----	
	人力で行う場合は、以下の記入は必要ありません。 車両によるけん引を行う場合は、2～5まで記入して下さい。		
関 係	2 けん引車両	(1) 車種 ----- (2) 登録番号 (ナンバーを全部記入)	
	3 運転者氏名・年齢	氏名	年齢 歳
項 目	4 免許種別	(運転者の所持免許の該当するものを全て○で囲む) <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大特 <input type="checkbox"/> けん引 <input type="checkbox"/> 大型二種 <input type="checkbox"/> 中型二種 <input type="checkbox"/> 普通二種 <input type="checkbox"/> 大特二種 <input type="checkbox"/> けん引二種	
	5 けん引移送関係	(1) けん引されるもの <input type="checkbox"/> 山車 <input type="checkbox"/> ねぶた <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 太鼓 <input type="checkbox"/> ( ) (2) 移送距離 キロメートル	
移送・運行共通項目	移送及び運行区間の道路環境	(1) 急カーブ、急勾配等警戒が必要な場所の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (2) 要警戒場所における安全対策 (簡潔に記入してください) -----	
転落防止対策項目	山車等の上乗りの有無と転落防止対策	<input type="checkbox"/> 山車等に人は乗せない。 <input type="checkbox"/> 山車等の上に人を乗せる。 山車等の上部に人を乗せる場合の転落防止対策 (具体的に記入してください) ----- -----	

※ 該当する□を○でかこんで下さい。

## 第6章 自動車保管場所証明事務

## 目 次

第 1	総則	-----	4
1	法制定の目的	-----	4
2	用語の定義	-----	4
3	自動車保管場所関係申請事務と手数料	-----	6
4	委託している事務	-----	7
第 2	保管場所証明に係る事務	-----	8
1	保管場所証明を必要とする自動車	-----	8
2	申請	-----	8
3	申請書類の審査	-----	9
4	申請書類の受理	-----	1 1
5	申請書類の訂正	-----	1 2
6	保管場所の適否判断基準	-----	1 3
7	現地調査（委託）	-----	1 3
8	証明書の交付及び証明の通知	-----	1 4
9	証明書の再交付	-----	1 5
10	証明申請の却下	-----	1 5
11	標準処理期間	-----	1 6
12	保存年限	-----	1 6
第 3	届出に係る事務	-----	1 7
1	届出対象軽自動車	-----	1 7
2	届出対象登録自動車	-----	1 7
3	届出	-----	1 7
4	届出書類の審査	-----	1 8
5	届出書類の受理	-----	1 9
6	届出書類の訂正	-----	2 0
7	保管場所の要件	-----	2 0
8	保存年限	-----	2 0

第4	保管場所標章の交付に係る事務	-----	2 1
1	交付手続き	-----	2 1
2	申請	-----	2 1
3	交付申請書類の受理	-----	2 1
4	申請書類の訂正	-----	2 2
5	保管場所標章等の交付	-----	2 2
6	標準処理期間	-----	2 3
7	委託件数の報告	-----	2 3
8	保存年限	-----	2 3
		-	
※ 別記様式			
第1	自動車保管場所現地調査示達書	-----	2 4
第2	現地調査復命書	-----	2 5
第3	○月分委託業務内訳書	-----	2 6
第4	自動車保管場所証明書再交付申請書	-----	2 7
第5	自動車保管場所証明（申請）却下処分通知書	-----	2 8
第6	自動車保管場所証明申請処理簿（紙申請）	-----	2 9
第7	自動車保管場所証明申請処理簿（電子申請）	-----	3 0
第8	軽自動車保管場所届出処理簿	-----	3 1
第9	自動車保管場所変更届出処理簿	-----	3 2
※ 申請書等			
1	自動車保管場所証明申請書	別記様式第1号（第1条関係）	----- 3 3
2	自動車保管場所届出書	別記様式第2号（第3条関係）	----- 3 4
3	保管場所標章交付申請書	別記様式第3号（第4条関係）	----- 3 5
※ 添付書類			
1	保管場所使用権原疎明書面（自認書）	-----	3 6
2	保管場所使用承諾証明書	-----	3 7
3	保管場所の所在図・配置図	-----	3 8
※ その他			
1	自動車保管場所証明申請書の受理について	-----	3 9
2	自動車保管場所証明について	-----	4 0
3	自動車保管場所証明について（委託無し）	-----	4 1
4	自動車保管場所証明申請の却下について	-----	4 2
5	自動車保管場所届出等の受理について	-----	4 3

6	自動車保管場所標章の交付について	-----	4 4
7	自動車保管場所標章の交付依頼について	-----	4 5
8	本部交付標章送付書 1 - 1	-----	4 6
9	本部交付標章送付書 1 - 2	-----	4 7

※ 備考

本章において、法とは「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、施行令とは「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令」、施行規則とは「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則」をいう。

## 第1 総則

### 1 法制定の目的

解 説	備 考
自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけることにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。	

### 2 用語の定義

解 説	備 考
<p><b>(1) 自動車</b></p> <p>原動機により陸上を移動させることを目的として制作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として制作した用具であつて、原動機付き自転車、二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除くものをいう。</p>	・ 法第2条第1号道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車
<p><b>(2) 保有者</b></p> <p>自動車の所有者その他自動車を所有する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供する者をいう。</p> <p>通常は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自家用自動車の所有者</li><li>・ 自動車運送事業者</li><li>・ レンタカー業者</li><li>・ リース形態の場合の自動車の賃借人</li></ul> <p>は保有者に当たる。</p>	・ 法第2条第2号自動車損害賠償保障法第2条第3項に規定する保有者
<p><b>(3) 保管場所</b></p> <p>車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。</p> <p>「通常保管するための場所」の判断に当たっては、自動車を運行する根拠地としての性格及び使用の反復継続性について考慮すること。</p>	・ 法第2条第3号
<p><b>(4) 使用の本拠の位置</b></p> <p>自動車の保有者、その他自動車の管理責任者の所在地をいう。</p> <p>通常、自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事務所の所在</p>	

地をいう。

しかし、車両の使用実態等の如何によっては、自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事務所の所在地以外の場所であっても「使用の本拠の位置」と認める場合もあり得る。

※ 社員の自宅等を法人の所有に係る車両等の「使用の本拠の位置」として認定する際考慮する事項及び確認を求める書類

ア 考慮すべき事項

- (ア) 営業所や出張所等として使用されている実態があること。
- (イ) 点検整備、運行管理等自動車の使用を管理する機能を有しており、また、申請に係る自動車の使用の拠点となると認められる場所であること。

イ 資料の例

- (ア) 会社の組織規程等社宅等の位置付けが明確になっている資料
- (イ) 会社が社宅等を営業所等として使用するため、賃貸借契約を結んでいることが明らかになる資料
- (ウ) 会社の備品（電話、パソコン、FAX等）が設置されていることが明らかになる資料
- (エ) 会社が社員宅等を営業所等として使用するため、電話、電気、水道等の公共料金を支払っていることが明らかになる資料
- (オ) その他信用できる客観的事由が存在することが明らかになる資料

ウ 特例措置

キャンピングトレーラ、ボート・トレーラについては所有者の住所地以外の場所であって第三者による厳格な保管管理が行われている施設（モータープール等）に保管され、当該施設を当該自動車の使用の事実上の根拠地とすることが確実に見込まれる場合は、当該施設を使用の本拠の位置とすることができるものとする。

**(5) 管理責任者**

自動車の保管についての権限及び管理について責任を有する者をいう。

**(6) OSSシステム**

OSSとはワンストップサービスの略であり、登録自動車を保有するための手続である証明申請、登録申請及び自動車諸税の申告・納付並びに手数料の納付を電気通信回線により一括して行うことができるサービスで、これを行うシステムをいう。

**(7) 自動車保管場所証明電子化システム（以下「管理システム」という。）**

自動車の保管場所に関する各種データを登録管理するシステムをいう。

**(8) 紙申請**

申請者が自動車保管場所に関する各種申請等を、申請書類により行うこ

・平成27年1月8日付  
青警本交規第492号  
「モーターホーム、ボート・トレーラーに係る使用の本拠の位置の特例及び認定事務処理要領について」参照

・法施行令第2条2項

とをいう。

**(9) 電子申請**

申請者が自動車保管場所証明申請を、インターネットを介して行うことをいう。

なお、電子申請は自動車保管場所証明申請及びこれに係る自動車保管場所標章の交付にのみ対応しており、

「第3 届出に係る事務」

には対応していない。

**(10) 自動車保管場所証明書**

登録自動車の保管場所として申請された場所を管轄する警察署長が、当該場所が当該登録自動車の保管場所として確保されていることを証明する書面をいう。

**(11) 証明通知**

保管場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が申請に係る登録自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の通知で、OSSシステムを使用して警察署長が東北運輸局青森運輸支局長に送信し、通知するものをいう。

**(12) 証明不可通知**

保管場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が申請に係る登録自動車の保管場所として確保されていないため、当該証明申請を許可しない旨の通知で、OSSシステムを使用して警察署長が申請者に送信し、通知するものをいう。

**(13) ICカード**

保管場所が確保されている旨又は保管場所が確保されていない旨の通知を行う際に使用する、警察署長の電子署名用カードのことをいう。

・法施行令第2条2項

**3 自動車保管場所関係事務と手数料**

事務の種類	手数料
自動車保管場所証明事務 ※（申請時に手数料徴収）	2,250円
自動車保管場所証明書再交付事務	無料
自動車保管場所変更届出事務（軽自動車以外）	無料

自動車保管場所届出事務（軽自動車）	無 料
自動車保管場所標章交付事務 ※（交付時に手数料徴収）	550円

（注）各手数料は、青森県自動車保管場所手数料等徴収条例に規定する金額とする。

#### 4 委託している事務 ※一部警察署に限る

委託事務	内 容
(1) 受付事務	<p>ア 紙申請 自動車保管場所証明申請書等の申請（届出）書、同添付書類の受理及び手数料（青森県収入証紙）を徴収すること。</p> <p>イ 電子申請 自動車保管場所証明申請に係る申請書、保管場所の所在図、配置図、使用権原書のデータを印刷すること。</p>
(2) データ入力事務	<p>ア 紙申請 自動車保管場所証明に係る仮登録（申請データ）、本登録（審査結果・証明可・駐車場データ）及び自動車保管場所届出に係る登録を行うこと。</p> <p>イ 電子申請 自動車保管場所証明申請に係る本登録（審査結果・証明可・証明通知・駐車場データ）を行うこと。</p>
(3) 標章作成	<p>標章の印字、保管場所標章番号通知書の作成、処理簿の作成及び簿冊を整理すること。</p>
(4) 交付事務	<p>ア 紙申請 自動車保管場所証明書、保管場所標章、保管場所標章番号通知書の交付及び手数料（青森県収入証紙）を徴収すること。</p> <p>イ 電子申請 保管場所標章、保管場所標章番号通知書の交付をすること。 ただし、申請者が警察本部での交付を希望する場合はこれによらないこととする。</p>
(5) 現地調査	<p>申請に係る保管場所が法律に定める基準に適合するか否かについて現地調査を行うこと。</p>

## 第2 保管場所証明に係る事務

区 分	処 理 要 領	備 考
<p><b>1 保管場所証明を必要とする自動車</b></p>	<p><b>(1) 対象車両</b>  適用地域内に使用の本拠の位置がある自家用自動車  次の処分を受けようとするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規登録（道路運送車両法第4条）</li> <li>・ 変更登録（道路運送車両法第12条）</li> <li>・ 移転登録（道路運送車両法第13条）</li> </ul> <p>ただし、変更登録及び移転登録については、使用の本拠の位置の変更を伴わないものを除く。</p> <p><b>(2) 適用地域</b></p> <p>ア 市  青森市、八戸市（南郷地区を除く）、弘前市（相馬地区を除く）、五所川原市（市浦地区を除く）、十和田市、三沢市、黒石市、むつ市（脇野沢地区を除く）、つがる市（車力地区、稲垣地区、柏地区、森田地区を除く）、平川市（碓ヶ関地区を除く）</p> <p>イ 町  平内町、外ヶ浜町（三厩、平館地区を除く）、今別町、藤崎町（常盤地区を除く）、大鰐町、鶴田町、板柳町、中泊町（小泊地区を除く）、鱒ヶ沢町、深浦町（岩崎地区を除く）、野辺地町、横浜町、七戸町（天間林地区を除く）、東北町、五戸町（倉石地区を除く）、六戸町、階上町、三戸町、南部町（福地地区を除く）、田子町、おいらせ町、大間町</p> <p>ウ 村  田舎館村</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第4条第1項</li> <li>・ 法附則第2項</li> <li>・ 法施行令附則第2項</li> </ul>
<p><b>2 申 請</b></p>	<p><b>(1) 申請先</b>  保管場所の位置を管轄する警察署長に申請するものとする。</p> <p><b>(2) 申請書類</b></p> <p>ア 自動車保管場所証明申請書（以下「申請書」とい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法施行規則第1条（別記様式第1号）</li> </ul>

	<p>う。) 2通</p> <p>イ 添付書類 各1通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用権原を有することを疎明する書面</li> <li>・ 所在図</li> <li>・ 配置図</li> </ul> <p>※電子申請は上記申請書類のデータとする。</p> <p><b>(3) 申請者</b></p> <p>保管場所証明の申請者は、自動車の保有者とする。 ただし、申請者の氏名は、申請者が法人であるときはその名称及び代表者とする。</p> <p><b>(4) 代理手続</b></p> <p>保管場所証明の申請手続は、申請者の委任を受けた者(代理人)が行うことができるものとする。</p>	<p>・ 法施行規則第2条1項</p>
<p><b>3 申請書類の審査</b></p>	<p><b>(1) 申請書</b></p> <p>ア 申請に係る自動車は、保管場所証明を必要とする自動車であるか。</p> <p>イ 申請者の記入すべき欄に必要事項が記載されているか。</p> <p>ウ 欄外の「保管場所の所有者」、「自動車登録番号」「申請内容」、「連絡先」は記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「保管場所の所有者」欄 該当する箇所を○で囲ませること。</li> <li>・ 「自動車登録番号」欄 登録番号がある場合に記入すること。</li> <li>・ 「申請内容」 該当する箇所を○で囲ませること。</li> <li>・ 「連絡先」欄 代理人が申請した場合には、事務連絡を円滑に行うため、代理人の氏名及び電話番号を記載させること。</li> </ul> <p><b>(2) 使用権原を疎明する書面</b></p> <p>使用権原を疎明する書面とは、自動車の保有者がその場所を使用する権原を有することを疎明する書面をいう。</p> <p>ア 自動車保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管場所使用権原疎明書面(自認書)</li> </ul>	<p>・ 申請時に車台番号が確定せず、申請書の車体番号の欄を空欄で申請した場合であっても受理すること。</p> <p>・ 欄外の記載は法定事項でないことから、申請者の協力を得て行うこと。</p> <p>・ ディーラーの連絡先等</p> <p>・ 契約期間は原則として申請時以降1か月以上有効であること。</p>

イ 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合

- ・ 保管場所使用承諾証明書（不動産管理会社等が発行するものを含む。）
- ・ 駐車場賃貸借契約書の写し
- ・ 公法人の発行する確認証明書

ウ 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合

- ・ 保管場所使用承諾証明書
- ・ 保管場所使用権原疎明書面（自認書）

### (3) 所在図

所在図とは、保管場所付近の道路及び目標となる建物等を表示した図面をいう。

ア 自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその間の距離を明示させること。

イ 市販等の地図の写しの場合、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明示させるほか、使用の本拠の位置と保管場所の位置の直線距離を明記させること。

### (4) 配置図

配置図とは、保管場所及び周囲の建物、空地並びに道路を表示した図面をいう。

ア 保管場所にあつてはその平面の寸法、道路にあつてはその幅員を明記させること。

イ 2台以上の自動車を同時に収容できる広さのある保管場所については、原則として申請に係る自動車の保管場所の位置を特定させること。

### (5) 申請者氏名の記載及び押印

申請書のほか、自認書・使用承諾書等の添付書面を含め、押印を不要とし、記名で足りることとする。

なお、申請者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載させるものとする。

### (6) 所在図の添付を省略できる場合

申請に係る使用の本拠の位置が、同一申請人による同一申請場所で、使用の本拠の位置及び保管場所の位置が同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき又は使用の本拠の位置が保管場所と同一のときは所在図の添付を省略できる。

・ 使用承諾証明書、自認書ともに余白への連名可

・ 方位の明記は要しない。

・ 市販等の地図の写しを添付する場合は、所在図の欄は空欄でもよいものとする。※著作権法に抵触していないものに限る。

・ 縮尺は問わない。

・ 記名とは、申請者以外の者の記載、スタンプ又は印刷をいう。

・ 平成22年12月20日付青警本交規第694号「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行に伴う交通警察の運営について」参照

	<p>この場合、旧自動車に表示されている保管場所標章番号を記載するものとする。</p> <p>また、申請に係る使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一のときも所在図の添付を省略できる。</p> <p><b>(7) 添付書類の省略</b></p> <p>自動車保管場所証明書交付後、軽微な訂正がある場合に再申請する場合で、次のア、イ、ウの要件を全て満たす場合は、使用権原を疎明する書面、所在図、配置図を省略できる。</p> <p>ア 社名、型式、車台番号の変更及び自動車の大きさを小さく変更するもの</p> <p>イ 自動車の使用の本拠の位置、自動車の保管場所の位置、申請者に変更がない場合</p> <p>ウ 交付した自動車保管場所証明書が添付されている（ただし、添付されている自動車保管場所証明書は証明後1か月以内に限り）もの。</p>	<p>・添付書類を省略できる場合は、現地調査も省略し、必要事項を現地調査復命書に記載すること。</p>
<p><b>4 申請書類の受理</b></p>	<p><b>(1) 受理</b></p> <p>ア 紙申請</p> <p>申請書を審査した結果、適正と認められるものについては、申請書の1通に申請手数料として青森県収入証紙を貼付させ、受付印を押し受理すること。</p> <p>使用の本拠の位置等申請内容に疑義がある場合であっても、添付書類が整っており、かつ、必要な記載がなされている場合は申請書を受理するものとする。</p> <p>その後に法第12条の規定により必要な報告又は資料の提出を求めるものとする。</p> <p>イ 電子申請</p> <p>管理システムの「受付一覧画面」から新規申請到達を確認し、申請データを審査した結果、適正と認められるものについては申請データを印刷し、申請書に受付印を押し受理すること。</p> <p>申請書は2通印刷し、1通を決裁用、もう1通を現地調査用とすること。</p> <p>なお、申請データを印字した日を受理日とする。</p> <p><b>(2) 手数料徴収の根拠等</b></p> <p>ア 徴収の根拠</p>	<p>・他県で作成、配布した申請書であっても法施行規則に定められた様式の書面は、受理すること。</p> <p>・第1総則2(4)イ参照</p>

	<p>青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例第1条第1項及び第2条により、規定の手数料を徴収すること。</p> <p>イ 徴収の手続</p> <p>(ア)紙申請</p> <p>保管場所証明の申請を受理したときに、青森県収入証紙を申請書の2枚目に貼付させ徴収すること。</p> <p>(イ)電子申請</p> <p>管理システムに到達した申請データは、OSSシステムにより手数料が納付済みのものが送信されるため、手数料を徴する手続はない。</p> <p>ウ 手数料の返還</p> <p>保管場所証明手数料は、申請手数料であることから受理後の審査により申請が却下された場合でも返還しないこと。</p>	
<p><b>5 申請書類の訂正</b></p>	<p><b>(1) 申請書類の訂正</b></p> <p>ア 紙申請</p> <p>(ア) 申請書類（使用承諾書を除く）の訂正は、第1章事務処理の概要8申請書の訂正（1）基本原則で行う。</p> <p>(イ) 申請書の訂正箇所には、警察署長の公印を押すこと。</p> <p>イ 電子申請</p> <p>管理システムにより申請者に対して訂正事項を通知し、訂正を求めるものとする。</p> <p>なお、訂正期限日数は訂正を指示した翌日から7日（土日祝日を除く。）となる。</p> <p><b>(2) 使用承諾書の訂正</b></p> <p>ア 紙申請</p> <p>使用承諾書の訂正は、承諾者自身の訂正が原則であるが、申請者等が代筆により修正する場合、明らかな誤記を除き、承諾者に修正の承諾について確認すること。</p> <p>イ 電子申請</p> <p>管理システムにより申請者に対し、指導内容の入力をして補正を求め、紙申請に準じた方法で訂正した使用承諾書のデータを送信させること。</p>	<p>・いわゆる「捨て印による訂正は認めない。</p> <p>・訂正期限5日（4日目に申請者に督促電文が送信される。）と猶予期間2日間を合わせた期間。</p>

	<p><b>(3) 交付済証明書の訂正</b></p> <p>保管場所証明書の訂正は、原則として交付後にできないものとする。</p>	
<p><b>6 保管場所の適否判断基準</b></p>	<p><b>(1) 保管場所の位置</b></p> <p>ア 保管場所は、道路以外の場所であり、かつ、法令による禁止場所でないこと。</p> <p>法令上保管場所として使用できない場所及び自動車の通行禁止場所の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物の規制に関する政令第9条、第10条の規定による製造所、貯蔵所、取扱所等の周囲に空き地として保有されている場所</li> <li>・ 自然公園法第20条、第21条の規定による特別区域及び特別保護区域において、環境大臣等の許可を受けなければ自動車を使用してはならない場所をいう。</li> </ul> <p>イ 保管場所の位置と使用の本拠の位置との間の距離は2キロメートルを超えないものであること。</p> <p>2キロメートルとは直線距離であり、地図上で判断すること。</p> <p><b>(2) 保管場所の広さ</b></p> <p>保有する自動車の全体を収容することができる広さがあること。</p> <p><b>(3) 保管場所に至る道路</b></p> <p>ア 保管場所は、申請された自動車が法令の規定により通行することができないとされる道路以外の道路と接続していること。</p> <p>イ 一般的には法の規定により通行することができない道路であっても、通行許可を受けるなど、申請の自動車であれば通行可能な道路であること。</p> <p>ウ 申請された自動車が、支障なく出入りできること。</p> <p><b>(4) 保管場所の使用の権原</b></p> <p>当該自動車の保有者が、当該自動車の保管場所として使用する権限を有する者とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法の規定とは、道路交通法第8条第1項（通行禁止）、車両制限令による自動車の通行の制限に抵触する場合をいう。</li> <li>・ 道路交通法第8条第2項における通行許可を受けることができる場合等をいう。</li> </ul>
<p><b>7 現地調査（委託）</b></p>	<p><b>(1) 現地調査の委託</b></p> <p>現地調査の委託は、「自動車保管場所現地調査示達書」により示達する。</p> <p><b>(2) 現地調査の範囲等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車保管場所現地調査示達書 別記様式第1</li> </ul>

	<p>ア 申請に係る保管場所について調査を行い、「保管場所の適否判断基準」(前項)に適合するか否かを判断するものとする。</p> <p>イ 現地調査の範囲は、保管場所として確保されているかにとどまるものとする。</p> <p>ウ 調査のため、土地又は建物に立ち入る必要があるときは、必ず相手方の承諾を受け、可能な限り申請者等の立会いを求めるものとする。</p> <p><b>(3) 現地調査の省略</b></p> <p>次の場合は、現地調査を省略することができるものとする。</p> <p>ア 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体からの申請で、当該保管場所が確実に確保されていると認められるとき</p> <p>イ 再交付申請のとき</p> <p>ウ その他保管場所が確保されていると明らかに認められるとき</p> <p><b>(4) 調査件数の確認</b></p> <p>受託者が、毎月の自動車保管場所調査業務の委託料を請求する際には、「〇月分委託業務内訳書」を提出するものとする。</p> <p>内訳書を受領したときは、現地調査件数を自動車保管場所申請処理簿で確認し、件数に誤りがないときは、署担当者が官職氏名を記載の上、受託者に交付するものとする。</p>	<p>・現地調査員の欠員その他特別の事由がある場合は、警察官による現地調査を行うものとする。(この場合の調査結果は「現地調査復命書」別記様式第2を用いるものとする。)</p> <p>・管理者等により車両の保管・管理が確実に行われるなど特に信用すべき場合等</p> <p>・〇月分委託業務内訳書 別記様式第3</p>
<p><b>8 証明書の交付及び証明の通知</b></p>	<p><b>(1) 紙申請 (証明書の交付)</b></p> <p>申請書類の審査及び保管場所の現地調査の結果、保管場所が確保されていると認められるときは証明書を交付するものとする。</p> <p>ア 申請書(正本)の証明欄に証明年月日等を記載の上、警察署長の公印を押すこと。</p> <p>イ 自動車保管場所証明申請処理簿に交付年月日を記載し、受領者にサインを記入すること。</p> <p><b>(2) 電子申請 (証明通知)</b></p> <p>申請書類の審査及び保管場所の現地調査の結果、保管場所が確保されていると認められるときは、I Cカード</p>	<p>※押印希望者は押印可</p> <p>・令和5年3月31日付交規第891号「自動車保管場所証明業務に係</p>

	により電子署名をし、証明書のデータを東北運輸局青森運輸支局長へ通知するものとする。	る電子署名用ICカードの運用要領の一部改正について」
<b>9 証明書の再交付</b>	<p><b>(1) 証明書の再交付申請</b></p> <p>証明書の盗難、亡失、汚損等による再交付申請の受理は、証明書作成日から1か月以内の場合に限るものとし申請書類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車保管場所証明書再交付申請書 1通</li> <li>・ 自動車保管場所証明申請書 1通</li> </ul> <p><b>(2) 申請書類の審査等</b></p> <p>ア 再交付申請時において、使用の本拠の位置等に変更のある場合には、再交付申請に当たらないので新規の保管場所証明申請として取扱うこと。</p> <p>イ 自動車保管場所証明申請処理簿に再交付の経過を明記しておくこと。</p> <p>ウ 証明年月日及び証明番号は、先に交付した証明年月日及び証明番号と同一とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手数料は徴収しない。</li> <li>・ 自動車保管場所証明書再交付申請書 別記様式第4</li> <li>・ 添付書類は不要とすること。</li> <li>・ 現地調査は省略すること。</li> </ul>
<b>10 証明申請の却下</b>	<p>保管場所が確保されていると認められないとき又は申請書類等が真正であると認められないときは、申請を却下するものとする。</p> <p><b>(1) 紙申請</b></p> <p>ア 調査結果報告書等により署長決裁を受け、速やかに申請者に対し、「証明書を交付しない」旨及び「その理由」を告げるとともに、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定による取消訴訟の提起について教示すること。</p> <p>イ 申請書には「不可」の印を押し、「自動車保管場所証明（申請）却下処分通知書」を申請者に交付するとともに申請書の正本を返却すること。</p> <p>ウ 自動車保管場所証明申請処理簿の却下理由欄には、却下理由、却下年月日等を朱書きし、その経過を明記しておくこと。</p> <p><b>(2) 電子申請</b></p> <p>却下伺いにより署長決裁（公印使用）を受けた後、申請者に対し、管理システムを使用しICカードにより電子署</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車保管場所証明（申請）却下処分通知書 別記様式第5</li> <li>・ 青森・八戸・弘前署については、交通官専決とする。</li> </ul>

	名し、「証明の通知を行わない」旨及び「その理由」を通知するとともに、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定による取消訴訟等の提起に関する事項について教示すること。																			
<b>11 標準処理期間</b>	7日間	・ 審査基準等一覧表																		
<b>12 保存年限</b>	<table border="0"> <tr> <td>(1) 自動車保管場所証明申請処理簿</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>(2) 自動車保管場所証明申請書</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(3) 自動車保管場所現地調査結果及び現地調査復命書</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>(4) 自動車保管場所証明の受理について</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(5) 自動車保管場所証明について</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>(6) 自動車保管場所現地調査示達書</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>(7) 自動車保管場所証明書再交付申請書</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>(8) 却下関係の書類</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(9) その他の書類</td> <td>1年又は3年</td> </tr> </table>	(1) 自動車保管場所証明申請処理簿	10年	(2) 自動車保管場所証明申請書	5年	(3) 自動車保管場所現地調査結果及び現地調査復命書	1年	(4) 自動車保管場所証明の受理について	5年	(5) 自動車保管場所証明について	1年	(6) 自動車保管場所現地調査示達書	1年	(7) 自動車保管場所証明書再交付申請書	1年	(8) 却下関係の書類	5年	(9) その他の書類	1年又は3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (2)と一体保管</li> <li>・ 交通規制課に確認</li> </ul>
(1) 自動車保管場所証明申請処理簿	10年																			
(2) 自動車保管場所証明申請書	5年																			
(3) 自動車保管場所現地調査結果及び現地調査復命書	1年																			
(4) 自動車保管場所証明の受理について	5年																			
(5) 自動車保管場所証明について	1年																			
(6) 自動車保管場所現地調査示達書	1年																			
(7) 自動車保管場所証明書再交付申請書	1年																			
(8) 却下関係の書類	5年																			
(9) その他の書類	1年又は3年																			

### 第3 届出に係る事務

区 分	処 理 要 領	備 考
1 届出対象軽自動車	<p><b>(1) 対象車両</b>            適用地域に使用の本拠の位置のある軽自動車の所有者が、次の態様に該当する場合である。            ア 新車を購入したとき            イ 使用の本拠の位置を適用地域以外から適用地域に変更し、かつ、保管場所の位置を変更したとき            ウ 中古車を購入又は譲り受けるなど保有者の変更があったとき（既届けの場合は保管場所を変更する場合）            エ 届出に係る保管場所の位置を変更したとき            オ 運送事業用自動車を引続き自家用自動車として使用するとき</p> <p><b>(2) 適用地域</b>            平成11年1月1日より青森市、八戸市            平成13年1月1日より弘前市</p> <p><b>(3) 経過措置</b>            適用地域内であっても施行日の前からある軽自動車については、保有者の変更がない限り、届出義務の適用を受けないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第5条</li> <li>・法附則第7項第1号</li> <li>・法附則第7項第2号</li> <li>ア、イ、ウの届出は、新規届出となる</li> <li>・法第7条</li> <li>・法第13条第3項</li> <li>エ、オの届出は、変更届出となる。</li> <li>・法施行令別表第二</li> </ul>
2 届出対象登録自動車	<p><b>(1) 対象車両</b>            適用地域内に使用の本拠の位置がある自家用自動車が、次の態様に該当する場合である。            ア 保管場所の位置を変更したとき            イ 運送事業用自動車を引続き自家用自動車として使用するとき</p> <p><b>(2) 適用地域</b>            県内の全ての市、町及び田舎館村</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第7条第1項</li> <li>・法第13条第3項</li> <li>・法附則第2項</li> <li>・法施行令附則第2項</li> </ul>
3 届 出	<p><b>(1) 届出先</b>            保管場所の位置を管轄する警察署長に届出するものとする。</p> <p><b>(2) 届出書類</b>            ア 自動車保管場所届出書（以下届出書」という。）            1通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出の時期</li> <li>・前記1(1)ア、ウの場合、運行の用に供しようとするとき（車両購入時の届出は、購入</li> </ul>

	<p>イ 添付書面 各1通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用権原を疎明する書面</li> <li>・ 所在図</li> <li>・ 配置図</li> </ul> <p><b>(3) 届出者</b></p> <p>届出者は、自動車及び軽自動車の保有者とする。</p> <p>ただし、届出者の氏名は届出者が法人である場合は、その名称及び代表者とする。</p> <p><b>(4) 代理手続</b></p> <p>軽自動車及び登録自動車の届出手続は、届出者の委任を受けた者（代理人）が行うことができるものとする。</p> <p><b>(5) 郵送による届出</b></p> <p>郵送により、届出書の提出があった場合は、必要事項が記入され、添付書類が完備されているときは、これを受理するものとする。</p>	<p>時の前後を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記1(1)イ、エ、オ及び前記2(1)の場合、変更した日から15日以内</li> <li>・ 平成8年3月13日付「郵送による自動車保管場所届出の受理について」参照</li> </ul>
<p><b>4 届出書類の審査</b></p>	<p><b>(1) 届出書</b></p> <p>ア 届出に係る自動車は、届出を必要とする自動車であるか。</p> <p>イ 届出者が記入すべき欄には、必要事項が正しく記載されているか。</p> <p>ウ 欄外の「保管場所の所有者」、「自動車登録番号・車両番号」、「連絡先」は、記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「保管場所の所有者」欄 該当する箇所を○で囲ませること。</li> <li>・ 「自動車登録番号・車両番号」欄 記載は不要である。</li> <li>・ 「連絡先」欄 代理人が申請した場合には、事務連絡を円滑に行うため、代理人の氏名及び電話番号を記載させること。</li> </ul> <p><b>(2) 使用権原を疎明する書面</b></p> <p>ア 自動車保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管場所使用権原疎明書面（自認書）</li> </ul> <p>イ 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管場所使用承諾証明書（不動産管理会社等が発行するものを含む。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車台番号なしは受理しないこと。</li> <li>・ 欄外の記載は法定事項でないことから、申請者の協力を得て行うこと。</li> <li>・ ディーラーの連絡先等</li> <li>・ 契約期間は原則とし</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場賃貸借契約書の写し</li> <li>・ 公法人の発行する確認証明書</li> </ul> <p>ウ 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管場所使用承諾証明書</li> <li>・ 保管場所使用権原疎明書面（自認書）</li> </ul> <p><b>(3) 所在図</b></p> <p>所在図とは、保管場所付近の道路及び目標となる建物等を表示した図面をいう。</p> <p>ア 自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその間の距離を明示させること。</p> <p>イ 市販等の地図の写しの場合、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明示させるほか、使用の本拠の位置と保管場所の位置の直線距離を明記させること。</p> <p><b>(4) 配置図</b></p> <p>配置図とは、保管場所及び周囲の建物、空地並びに道路を表示した図面をいう。</p> <p><b>(5) 届出者氏名の記載及び押印</b></p> <p>届出書のほか、自認書・使用承諾書等の添付書面を含め、押印を不要とし、記名で足りることとする。</p> <p>なお、申請者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載させることとする。</p> <p><b>(6) 所在図の添付を省略する場合</b></p> <p>申請に係る使用の本拠の位置が、同一申請人による同一申請場所で、使用の本拠の位置及び保管場所の位置が同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているときは所在図の添付を省略できる。</p> <p>この場合、旧自動車に表示され、または当該届出の前日15日以内に表示されていた保管場所標章番号を記載するものとする。</p>	<p>て申請時以降1か月以上有効であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位の明記は要しない。</li> <li>・ 市販等の地図の写しを添付する場合は、所在図の欄は空欄でもよいものとする。※著作権法に抵触していないものに限る。</li> <li>・ 縮尺は問わない。</li> </ul> <p>・ 平成22年12月20日付青警本交規第694号「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行に伴う交通警察の運営について」参照</p>
<p><b>5 届出書類の受理</b></p>	<p><b>(1) 届出書類の受理</b></p> <p>届出書類を審査した結果、届出に係る書面が完備され必要事項の記載がなされていれば届出を受理するものとする。</p> <p>ただし、使用の本拠の位置と保管場所の位置の間の距離が2キロメートルを超えるなど保管場所としての要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出に伴う手数料の徴収はしない。</li> <li>・ 届出受理後、直ちに保管場所標章交付事務に移行すること。</li> </ul>

	<p>を具備していない場合は受理しないこと。</p> <p><b>(2) 報告又は資料提出の求め</b></p> <p>使用の本拠の位置等申請内容に疑義がある場合であっても、添付書類が揃っており、かつ、必要な記載がなされている場合は届出書を受理し、その後に法第12条の規定によって必要な報告又は資料の提出を求めるものとする。</p> <p><b>(3) 届出に係る現地調査</b></p> <p>形式的要件を満たしていれば受理し、保管場所標章を交付する性格のもので、原則として現地調査は実施しないものとする。</p> <p><b>(4) 届出処理簿の作成</b></p> <p>届出を受理したときは、データ入力事務手続きにより、軽自動車保管場所届出処理簿等を作成すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1総則2(4)イ参照</li> <li>・ 届出行為であり証明行為でない。</li> <li>・ 軽自動車保管場所届出処理簿 別記様式第8</li> <li>・ 自動車保管場所届出処理簿 別記様式第9</li> </ul>								
<b>6 届出書類の訂正</b>	第2保管場所証明5申請書類の訂正に同じ。									
<b>7 保管場所の要件</b>	<p><b>(1) 自動車の使用の本拠の位置との間の距離</b></p> <p>当該自動車の使用の本拠の位置との間の距離は、2キロメートルを超えないものとする。</p> <p><b>(2) 保管場所の広さ</b></p> <p>保管場所は当該自動車が、法令の規定により通行することができないとされる道路以外の道路から支障なく出入でき、かつ、その全体を収容することができる広さがあるものとする。</p> <p><b>(3) 保管場所の使用権原</b></p> <p>当該自動車の保有者が、保管場所として使用する権原を有する者とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令の規定～道路交通法第8条第1項の規定による通行禁止～車両制限令による自動車の通行の制限</li> </ul>								
<b>8 保存年限</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) 軽自動車保管場所届出処理簿</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> <tr> <td>(2) 自動車保管場所変更届出処理簿</td> <td style="text-align: right;">3年</td> </tr> <tr> <td>(3) 自動車保管場所届出書</td> <td style="text-align: right;">3年</td> </tr> <tr> <td>(4) 自動車保管場所届出の受理について</td> <td style="text-align: right;">3年</td> </tr> </table>	(1) 軽自動車保管場所届出処理簿	5年	(2) 自動車保管場所変更届出処理簿	3年	(3) 自動車保管場所届出書	3年	(4) 自動車保管場所届出の受理について	3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (3)と一体保管</li> </ul>
(1) 軽自動車保管場所届出処理簿	5年									
(2) 自動車保管場所変更届出処理簿	3年									
(3) 自動車保管場所届出書	3年									
(4) 自動車保管場所届出の受理について	3年									

#### 第4 保管場所標章の交付に係る事務

区 分	処 理 要 領	備 考
<p><b>1 交付手続き</b></p>	<p><b>(1) 保管場所標章の交付</b> 保管場所証明書を交付したとき、保管場所証明の通知をしたとき又は保管場所の届出を受理したときは、自動車の所有者に対し、保管場所標章を交付するものとする。</p> <p><b>(2) 保管場所標章交付時に提出をを求める書類</b> 保管場所証明書の交付と併せて、保管場所標章を交付しようとするときは、保管場所標章交付申請書（以下「交付申請書」という。）の提出を求めるものとする。</p> <p><b>(3) 電子申請時における保管場所標章の交付</b> 保管場所証明の通知に係る保管場所標章を交付しようとするときは、管理システムにより、申請者に対して保管場所標章交付の申請をを求める通知をするものとする。</p>	<p>・法第6条1項</p> <p>・法施行規則第4条1項</p> <p>・法施行規則第5条1項</p>
<p><b>2 申 請</b></p>	<p><b>(1) 申請先</b> 保管場所証明書を交付又は保管場所の届出を受理した警察署長に申請するものとする。</p> <p><b>(2) 申請書類</b> 交付申請書 2通</p> <p><b>(3) 交付申請書の提出を求める時期</b> ア 保管場所証明書を交付したとき イ 保管場所の変更届出を受理したとき ウ 運送事業用自動車を引続き自家用自動車として使用するとの届出を受理したとき エ 軽自動車に係る保管場所の届出を受理したとき</p> <p><b>(4) 氏名の記載と押印</b> 申請者の押印は不要とし、記名で足りることとする。 なお、申請者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載させることとする。</p>	
<p><b>3 交付申請書類の受理</b></p>	<p><b>(1) 受理</b> ア 紙申請 保管場所証明書を交付したとき又は保管場所の届出を受理したときは、交付申請書の提出を受け適正と認めら</p>	

	<p>れるときは受理するものとする。</p> <p>イ 電子申請 保管場所証明の通知をした場合は、交付申請書のデータを新たに受理する手続きはない。</p> <p><b>(2) 手数料徴収の根拠等</b></p> <p>ア 根拠 青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例第1条第2項及び第2条により、規定の手数料を徴収する。</p> <p>イ 徴収の手続 (ア) 紙申請 保管場所標章を交付するときに、青森県収入証紙により徴収するものとする。 (イ) 電子申請 証明通知後に、OSSシステムが申請者に対して手数料の納付を要求する。</p>	
<p><b>4 申請書類の訂正</b></p>	<p>第2保管場所証明5申請書類(1)アに同じ。</p>	
<p><b>5 保管場所標章等の交付</b></p>	<p><b>(1) 交付</b></p> <p>ア 紙申請 保管場所証明書を交付したとき又は保管場所に係る届出を受理したときは、交付申請書2通のうち1通を通知書とする。 通知書には、保管場所標章番号を記入し、署長公印を押印後保管場所標章とともに交付するものとする。</p> <p>イ 電子申請 (ア) 保管場所標章等の作成 証明通知後、管理システムの受付一覧の処理状況が「標章交付可能」となった場合は、保管場所標章1枚及び通知書を2通印刷する。 通知書の1通には署長公印を押印後保管場所標章とともに交付し、もう1通は、報告書「自動車保管場所標章の交付について」を作成の上、決裁を受ける。 (イ) 警察本部での交付 申請者が、警察本部において保管場所標章等の受領を希望するときは交通規制課で交付するため、各署は交通規制課へ交付依頼をする。 交付依頼の要領は次のとおりとする。</p>	<p>・法施行規則第4条2項</p> <p>・法施行規則第5条3項</p>

	<p>a 依頼方法 「本部交付標章送付書 1 - 1」又は「本部交付標章送付書 1 - 2」を添付し保管場所標章等を簡易書留により郵送、または直接交通規制課へ持参すること。 なお、「本部交付標章送付書 1 - 1」により送付する場合は、保管場所システムから出力した「標章交付管理簿」を添付すること。</p> <p>b 郵送日 作成した都度郵送すること。</p> <p>c 処理簿の記載 保管場所標章等の郵送手続をした日を処理簿の本部送付月日に記載し、本部から受領連絡受けた際は同欄に月日を記載すること。</p> <p>d 本部交付日 土日・休日を除く平日に交通規制課で交付する。</p> <p><b>(2) 保管場所標章番号</b> 保管場所標章番号は全体で 9 桁とし、1 桁目が再交付回数、2～6 桁目が連番部、7 桁目が申請識別番号、8～9 桁目が西暦下 2 桁とする。</p> <p><b>(3) 表示方法等の教示</b> 保管場所標章を交付する際は、自動車の保有者に対し、貼付の方法を教示し、必ず表示させるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請識別番号</li> <li>1 : 電子・証明申請</li> <li>6 : 紙・証明申請</li> <li>7 : 紙・届出</li> <li>8 : 紙・標章再交付</li> <li>・ 保管場所標章の表示義務の不履行に罰則の規定はない。</li> </ul>
<p><b>6 標準処理期間</b></p>	<p>7 日（ただし、運送事業用自動車からの変更届出の場合は、1 日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査基準一覧表参照</li> </ul>
<p><b>7 委託件数の報告</b></p>	<p>受託者から「〇月分委託業務内訳書」を受領したときは、現地調査件数を自動車保管場所申請処理簿等により委託件数を確認し、担当者の官職氏名等を記載の上、受託者へ交付すること。</p>	
<p><b>8 保存年限</b></p>	<p>(1) 保管場所標章交付申請書 5 年 (2) 自動車保管場所標章の交付について 5 年 (3) 本部交付標章送付書 3 か月（用済後廃棄）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1) と一体保管</li> </ul>

別記様式第 1

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

受託者 殿

警察署長

自動車保管場所現地調査示達書

第 番 ～ 第 番 件

の自動車保管場所現地調査を示達する。

別記様式第2

年 月 日				
警察署長 殿				
警察署				
現地調査復命書				
申請者 に係る自動車の保管場所を現地調査した結果は、次のとおりであるから復命する。				
受理番号	第 号			
申請者氏名				
調査結果意見	1 適当	2 不適當	不適當の理由 1 二重 2 距離 3 場所 4 権限 5 その他 ( )	
保管場所の位置 (使用の本拠の位置からの距離)	( m)			
保管場所の名称 (所有者氏名等)	区画番号			
保管場所の形態	1 空地	2 車庫	3 貸し駐車場	
面積・収容台数	面積	m <sup>2</sup>	収容総台数	台
保管場所の所有区分	1 自己単独所有	2 他人所有	3 共有	
申請車種	1 普通	2 大型	3 大型特殊等	
保管場所への道路・通路	申請車両通行の可否	1 可 2 不可	通路通行承諾確約書の有無	1 有り 2 無し
使用権原書の真偽	1 真正	承諾被確認者 (1) 本人 (2) 代理人	2 偽造	偽造の詳細
調査年月日	年 月 日			
その他				

別記様式第3

月分 委託業務内訳書

警察署分

( ) 内は、軽自動車の内件数

日付	件数	日付	件数
1日	( )	17日	( )
2日	( )	18日	( )
3日	( )	19日	( )
4日	( )	20日	( )
5日	( )	21日	( )
6日	( )	22日	( )
7日	( )	23日	( )
8日	( )	24日	( )
9日	( )	25日	( )
10日	( )	26日	( )
11日	( )	27日	( )
12日	( )	28日	( )
13日	( )	29日	( )
14日	( )	30日	( )
15日	( )	31日	( )
16日	( )	合計	( ) 件

※件数については、別に警察署長が作成する「月報」の件数と一致することを確認し、各警察署担当者の確認を下欄に受けること。

警察署 階級 氏名

別記様式第4

年 月 日

警 察 署 長 殿

申 請 者  
住 所

氏 名

自動車保管場所証明書再交付申請書

車 名	
車 体 番 号	
証 明 年 月 日	
証 明 書 番 号	
再交付を申請 する理由	

## 別記様式第5

第 年 月 日  
号

申 請 者

殿

警 察 署 長

### 自動車保管場所証明（申請）却下処分通知書

年 月 日付け、（ 警察署 受理 号）で申請のあ  
った自動車保管場所証明は、平成 年 月 日に現地調査を行い審査した  
結果、次の理由（○印の理由）により却下します。

#### 記

- 1 自動車保管場所の位置と使用の本拠の位置との間の距離が2キロメートル以内でない。
- 2 当該車両を収容する広さがない。
- 3 自動車保管場所として、整備されていない。
- 4 自動車保管場所に通じる道路が狭く、当該車両が通行できない。
- 5 保管場所として使用する権原を有しない。
- 6 申請書類が真正なものでない。
- 7 その他

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に青森県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。
- 2 この処分に対する処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は、青森県公安委員会となります。）提起することができます。

別記様式第6

自動車保管場所証明申請処理簿(紙申請)

交	01	12	5年
(            年    月末まで保存)			

年 月 日

受理番号	受理月日	調査示達 月 日	調 査 回答月日	証明月日	備 考 (却下理由など)	証明書等 交付月日	証明書等 受領者	受理番号
1								1
2								2
3								3
4								4
5								5
6								6
7								7
8								8
9								9
10								10
11								11
12								12
13								13
14								14
15								15

別記様式第7

自動車保管場所証明申請処理簿(電子申請)

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

受理番号	受理月日	調査示達 月 日	調 査 回答月日	証明通知 月 日	備 考 (却下理由、補正指示日など)	本部送付 月 日	本部受領 連絡月日	標章等 交付月日	標章等 受領者	受理番号
1										1
2										2
3										3
4										4
5										5
6										6
7										7
8										8
9										9
10										10
11										11
12										12
13										13
14										14
15										15

## 別記様式第8

## 軽自動車保管場所届出処理簿

交	01	12	5年
(            年    月末まで保存)			

年 月 日

受理番号	受理月日	郵送の有無	備 考	標章交付月日	標 章 受領者	受理番号
1		有・無				1
2		有・無				2
3		有・無				3
4		有・無				4
5		有・無				5
6		有・無				6
7		有・無				7
8		有・無				8
9		有・無				9
10		有・無				10
11		有・無				11
12		有・無				12
13		有・無				13
14		有・無				14
15		有・無				15

別記様式第9

自動車保管場所変更届出処理簿

交	01	12	3年
( 年 月 末まで保存)			

年 月 日

受理番号	受理月日	郵送の有無	備 考	標章交付月日	標章受領者	受理番号
1		有・無				1
2		有・無				2
3		有・無				3
4		有・無				4
5		有・無				5
6		有・無				6
7		有・無				7
8		有・無				8
9		有・無				9
10		有・無				10
11		有・無				11
12		有・無				12
13		有・無				13
14		有・無				14
15		有・無				15

## 別記様式第10

## 自動車保管場所標章再交付処理簿

受理番号	受理月日	郵送の有無	備 考	標章交付月日	年 月 日		
					標 章 受領者		受理番号
1		有・無					1
2		有・無					2
3		有・無					3
4		有・無					4
5		有・無					5
6		有・無					6
7		有・無					7
8		有・無					8
9		有・無					9
10		有・無					10
11		有・無					11
12		有・無					12
13		有・無					13
14		有・無					14
15		有・無					15

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※保管場所標章番号			
自動車の保管場所の位置記載場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 年 月 日 警察署長 殿 申請者 千（ ） 住所 フリガナ氏名 電話（ ） 局 番			
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長			

※申請者氏名にはフリガナを付けてください。

自车型車  
動  
車台  
の  
番  
き  
さ  
号  
式  
名

---

欄  
は

---

ま自讓完  
っ動渡成  
消車証検  
登検明査  
録査書修  
証証了  
明証  
書証

い  
ず  
れ  
か  
を  
載  
し  
て  
く  
だ  
さ  
い。

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。  
 (1) 自動車の本拠の位置が、旧自動車（申請者が所有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。  
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき。（(1)に該当する場合を除く。）  
 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章番号を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所の所有者	自動車登録番号	申請内容	連絡先
自己(単独)・他人・共有		新車・代替(買い替え)・増車 代替等の場合は、旧使用車の車台番号を記入する。 ( )	( ☎ )

証明書の有効期限は、証明の日から1か月です。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		(変更前 )		
※保管場所標章番号				
上記の事項について届出します。				
年 月 日				
警察署長 殿				
〒 ( )				
申請者 住所				
フリガナ 氏名				
電話 ( ) 局 番				

- 備考
- 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7条の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
  - 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては、「軽」の文字を○で囲むこと。
  - 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
  - 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
    - (1) 自動車の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
    - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
  - 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に標示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所の所有者
自己(単独)・他人・共有

自動車登録番号

連絡先	
(☎)	



別記様式第6号（第8条関係）

保管場所標章再交付申請書														
車名	型式	車台番号		自動車の大きさ										
				長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル										
自動車の使用の本拠の位置														
自動車の保管場所の位置														
再交付申請の理由	滅失	損傷	識別困難	その他( )										
<p>私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">〒 ( )</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ 氏名</p> <p style="text-align: right;">電話 ( ) 局 番</p>														
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">保管場所標章番号通知書</p> <p>上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">保管場所標章番号</td> <td style="width: 10%; border: none;"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長</p>					保管場所標章番号									
保管場所標章番号														

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所は、私の所有する 土地・建物 であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

住 所

(フリガナ)  
氏 名

電話 ( ) 局 番

- 備考
- 1 氏名にはフリガナを付けてください。
  - 2 保管場所証明の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。
  - 3 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○を付けてください。

# 保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	
使用者	住所  <div style="text-align: right;">電話 (       )       局       番</div>
	(フリガナ)  -----
	氏    名
使用期間	
<p style="text-align: center;">上記のとおり自動車の保管場所として使用を承諾したことを証明する。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年    月    日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住    所 -----</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">(フリガナ) -----</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏    名 -----</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">-----</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">電話 (       )       局       番</p>	

- 備考
- 1 氏名にはフリガナを付けてください。
  - 2 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。

## 保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

- 備考
- 1 地図のコピーを活用する場合は、著作権者の権利を侵害することのないように留意してください。
  - 2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
  - 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明記する。
  - 4 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長殿

警察署交通課  
官職 氏名

自動車保管場所証明申請書の受理について  
次のとおり自動車保管場所証明申請書を受理したので報告する。

記

1 受理月日

年 月 日

2 受理件数

(1) 紙申請

第 番 ～ 第 番 合計 件

(2) 電子申請

第 番 ～ 第 番 合計 件

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長 殿

警 察 署  
官職 氏名

自動車保管場所証明について  
 下記の申請について現地調査した結果、別添  
 自動車保管場所現地調査結果報告書  
 のとおり自動車の保管場所が確保されていることから、これらの申請について、自  
 動車の保管場所が確保されていることを証明してよろしいかお伺いする。

記

1 証明件数

(受理番号)

紙申請 第 番～第 番 計 件

電子申請 第 番～第 番 計 件

合計 件

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警 察 署 長 殿

警 察 署  
官職 氏名

自動車保管場所証明について  
本申請は再申請であり、  
現地調査復命書  
のとおり、自動車の保管場所が確保されていることから、自動車の保管場所が確保  
されていることを証明してよろしいかお伺いする。

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			
年 月 日			

警察署長殿

警察署交通課

官職 氏名

自動車保管場所証明申請の却下について  
みだしについて、下記理由により却下してよろしいかお伺いする。

記

- 1 被却下者  
住所  
氏名
- 2 却下理由

交	01	12	3年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警 察 署 長 殿

警 察 署  
官職 氏 名

自動車保管場所届出等の受理について  
次のとおり軽自動車保管場所届出及び自動車保管場所変更届出を受理したので報告する。

記

1 受理月日

年 月 日

2 交付件数

(1) 軽自動車保管場所届出

第 番 ～ 第 番 合計 件

(2) 自動車保管場所変更届出

第 番 ～ 第 番 合計 件

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長 殿

警察署  
官職 氏名

自動車保管場所標章の交付について  
次のとおり自動車保管場所標章を交付したので報告する。

記

1 交付月日

年 月 日

2 交付件数

(1) 登録自動車

ア 件 (紙申請)

イ 件 (電子申請)

(2) 軽自動車保管場所届出

件

(3) 自動車保管場所変更届出

件

交	01	12	1年未満
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長殿

警 察 署  
官職 氏名

自動車保管場所標章の交付依頼について  
次のとおり自動車保管場所標章の交付を交通規制課に依頼したので報告する。  
記

- 1 交付依頼月日  
年 月 日
- 2 交付依頼件数  
登録自動車  
件

交	01	12	1年未満
(	年		月末廃棄)

## 本部交付標章送付書

警察署

送付者

送付年月日 令和 年 月 日

送付件数 件

標章番号等 別添「標章交付管理簿」のとおり



別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿 干 ( )</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名 電話</p>			
<p>第 号 自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>			

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が所有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所の所有者	自動車登録番号	申請内容	新規・代替(買い替え)・増車	連絡先	
自己(単独)・他人・共有		代替等の場合は、旧使用車の車台番号を記入する。 ( )		(電話)	

※ 証明の日からおおむね1か月以上経過した証明書は、運輸支局で受理されないことがありますので、ご注意ください。

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		(変更前 )		
上記の事項について届出をします。				
警察署長 殿		年 月 日		
住所		〒 ( )		
届出者 氏名		電話		

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所の所有者
自己（単独）・他人・共有

自動車登録番号

連絡先 (電話)	

# 第 7 章 制限外積載・設備外積載 ・荷台乗車許可事務

# 目 次

第1	各許可共通項目	-----	2
1	意義	-----	2
2	申請の受理	-----	2
3	審査	-----	3
4	許可の単位・期間	-----	3
5	許可証の作成・交付等	-----	3
6	許可の条件	-----	4
7	標準処理期間	-----	4
8	交通規制課との調整	-----	4
9	許可に当たっての留意事項	-----	4
10	交番及び駐在所勤務の警察官への内部委任	-----	4
11	保存年限	-----	4
第2	制限外積載許可	-----	5
1	許可の対象	-----	5
2	審査基準	-----	5
3	許可の条件	-----	6
4	積載図	-----	7
5	制限外積載審査基準一覧表	-----	8
第3	設備外積載許可	-----	9
1	許可の対象	-----	9
2	審査基準	-----	9
3	許可の条件	-----	9
第4	荷台乗車許可	-----	10
1	許可の対象	-----	10
2	審査基準	-----	10
3	許可の条件	-----	10
別添			
第1	制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可台帳	-----	11
第2	制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可申請書	-----	12
第3	制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可の受理について	-----	13
第4	制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可の受理及び許可について (交番・駐在所取扱用)	-----	14

## ※ 備考

本章において、法とは「道路交通法」、施行令とは「道路交通法施行令」、施行規則とは「道路交通法施行規則」をいう。

## 第1 各許可共通項目

区 分	処 理 要 領	備 考
1 意義	<p>(1) <b>制限外積載</b>            制限外積載許可は、貨物が分割できないものであるため政令等で定める積載重量等を超えることとなる場合において、警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めたとき、積載重量等を限って許可するものである。</p> <p>(2) <b>設備外積載</b>            設備外積載許可は、貨物を乗車設備又は積載設備以外の場所に積載する場合において、警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めたとき、積載の場所を指定して許可するものである。</p> <p>(3) <b>荷台乗車</b>            荷台乗車許可は、警察署長が道路又は交通の状況により支障がないと認めたとき、人員を限って貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動車を運転することを許可するものである。</p>	<p>・法第57条第3項</p> <p>・法第56条第1項</p> <p>・法第56条第2項</p>
2 申請の受理	<p>(1) <b>受理警察署</b>            出発地を管轄する警察署長が申請書を受理する。</p> <p>(2) <b>申請書等</b>  <b>ア 申請書</b>            制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可申請書を2通提出させる。  <b>イ 添付書類（各1通）</b>            必要に応じて添付させること。            (ア) 図面            ・運転経路図            ・積載物を積載した車両の全体図（長さ、幅、高さの寸法が入ったもの）            (イ) その他必要と認めるもの            ・自動車検査証の写し            ・安全対策の書面（車列、交通誘導等）            ・運行計画書            ※ 警察行政手続サイトから申請する場合は、上記申請書等のデータとする。</p> <p>(3) <b>申請者</b>            申請者は、許可申請に係る車両の運転者とする。当該車両の運転者が複数の場合には、その全員を申請者とし、申請者欄に連記するものとする。この場合において申請者欄に連記できないときは、申請者欄に代表者を記載し、他の運転手は別紙に申請者の住所及び氏名、申請者の免許の種類並びに免許証番号又は免許情報記録の番号の記載を求めるものとする。            申請者は、氏名の記載に当たっては記名で足りるものとし、押印は不要とする。</p> <p>(4) <b>書面の形式的審査</b></p>	<p>・施行規則第8条「別記様式第4」</p>

	<p>申請があった場合、次の事項について形式的審査を行い、内容の補正又は訂正がない場合は遅滞なく受理すること。</p> <p>ア 申請書は、所定の様式が使用されているか。</p> <p>イ 申請書の記載事項が充足されているか。</p> <p>ウ 申請に必要な添付書類が具備されているか。</p> <p><b>(5) 道路交通法による他の許可と競合する場合</b> 同一車両につき制限外積載許可、設備外積載又は荷台乗車の許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求める。</p> <p><b>(6) 制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可台帳（以下「台帳」という。）への記載</b> 受理した際は、台帳に必要事項を記載すること。</p> <p><b>(7) 法人に係る申請時の連絡先の記載</b> 申請書欄外に会社名、連絡先を記載させる。</p>	<p>・道路使用許可と競合する場合は、本許可申請書を省略し、道路使用許可申請書に必要事項を記載させ、受理する。</p>
<p><b>3 審査</b></p>	<p><b>(1) 審査項目</b> 個々の申請ごとに</p> <p>ア 許可の対象貨物</p> <p>イ 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法</p> <p>ウ 運転の期間及び運転経路</p> <p>エ その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項等を総合的に審査するものとする。</p> <p><b>(2) 審査方法</b> 許可申請があったときは、現地調査又は図面、写真その他の資料により審査を行うものとする。</p> <p><b>(3) 道路管理者との連携</b> 許可に当たっては、道路管理者との連携を図る。</p>	
<p><b>4 許可の単位・期間</b></p>	<p><b>(1) 許可の単位</b> 原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する時間とする。</p> <p><b>(2) 同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為</b> 同一運転者により反復、継続して行われる運転行為については、次の要件を満たすものに限り、包括して1個の運転行為とみなして処理するものとする。 この場合における許可の期間は、原則として1年以内とする。</p> <p>ア 車両が同一であること。</p> <p>イ 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。</p> <p>ウ 運転経路が同一であること。</p>	<p>・道路使用許可と競合する場合の許可の期間は、道路使用許可の許可期間と同一とする。</p>
<p><b>5 許可証の作成・交付等</b></p>	<p><b>(1) 許可証の作成</b> 決裁終了後、許可証を作成する。</p> <p><b>(2) 許可証の交付</b> 交付した際は、台帳に確実にサインを記入させ、交付年月日を記入する。</p> <p><b>(3) 関係機関等との連携が必要な許可証の交付</b></p>	<p>・押印希望者は押印可</p>

	道路管理者による特殊車両通行許可を要するもの及び交通規制課との調整が必要な申請は、原則として即日交付しないこと。	
6 許可の条件	<p>(1) 許可証へ付す条件 必要により条件を付す。</p> <p>(2) 教示書の添付 条件を付す場合は、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定による取消訴訟の提起に係る教示書を許可条件書の末尾に記載し、許可証に添付すること。</p>	
7 標準処理期間	5日間	
8 交通規制課との調整	<p>(1) 許可基準を超える場合の取扱い 許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ及び積載の方法等が許可基準を超える場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通規制課と協議すること。</p> <p>(2) 他警察署の管内に及ぶ許可の取扱い 2以上の警察署の管内又は2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する場合は、交通規制課へ連絡すること。</p>	
9 許可に当たっての留意事項	制限外積載の申請に係る積載による運転が道路法第47条の2第1項の車両の通行の許可（特殊車両通行許可）を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るように努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第47条の2第1項</li> <li>・車両制限令第3条</li> </ul>
10 交番及び駐在所勤務の警察官への内部委任	<p>(1) 交番及び駐在所勤務の警察官による代行 必ず警察署担当係と連絡を取ることとし、警察署担当係は、許可番号を付与すること。</p> <p>(2) 許可証の作成要領 許可証の警察署長欄下の空欄に、「代行」と記載し、取扱者の所属、官職、氏名を記載すること。 なお、許可証の交付にあたっては許可申請書の控えと契印し、控えの下部欄外にサインを記載させること。</p> <p>(3) 交番駐在所において取り扱う範囲 ア 通行区間が青森県内であること。 イ 道路管理者の特殊車両通行許可が不要であるとともに、積み荷を含めた車両の大きさが長さ12m、幅2.5m、高さ3.8m以内であること。 ウ 選挙運動に関連する許可については、取り扱わないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県警察署処務規程第7条第1項</li> </ul>
11 保存年限	<p>(1) 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可台帳 1年</p> <p>(2) 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可申請書 1年</p> <p>(3) 制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可申請書の受理について 1年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(2)と一体保管</li> </ul>

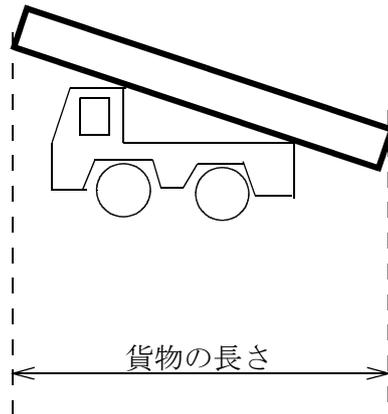
## 第2 制限外積載許可

区 分	処 理 要 領	備 考
<p><b>1 許可の対象貨物</b></p>	<p><b>(1) 積載物の長さ、幅又は高さが次に掲げる長さ、幅又は高さを超える場合</b></p> <p>ア 長さ 自動車の長さとその長さの10分の2を加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さから0.3メートルを加えたもの）。</p> <p>イ 幅 自動車の幅とその幅の10分の2を加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅から0.3メートルを加えたもの）。</p> <p>ウ 高さ 3.8メートル（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては2メートル、三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車で車体及び原動機の高さを基準として内閣府令で定めるものにあつては2.5メートル）からその自動車の積載する場所の高さを減じたもの。</p> <p><b>(2) 積載物の積載方法</b> 次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載した場合</p> <p>ア 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さ（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の前後から0.3メートル）</p> <p>イ 自動車の車体の左右から自動車幅の10分の1の幅（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右から0.15メートル）</p>	<p>・施行令第22条第3号</p> <p>※別添審査基準参照</p> <p>・施行規則第7条の14</p> <p>・施行令第22条第4号イ</p> <p>・施行令第22条第4号ロ</p>
<p><b>2 審査基準</b></p>	<p><b>(1) 積載貨物の測定方法</b> 施行令第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次の方法によるものとする。</p> <p>ア 長さ 長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。（4積載図参照）</p> <p>イ 幅 幅は、貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に平行に測る。</p> <p>ウ 高さ 高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載する場所の高さを減じて測る。</p>	

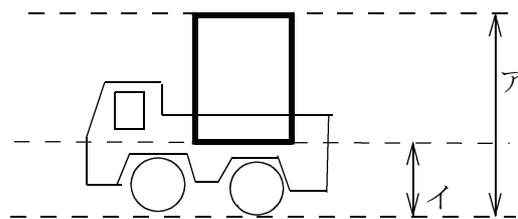
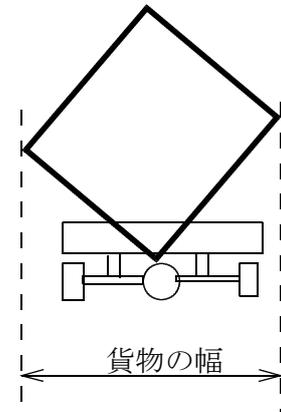
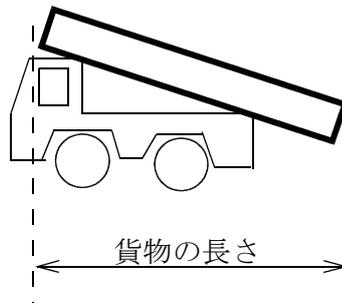
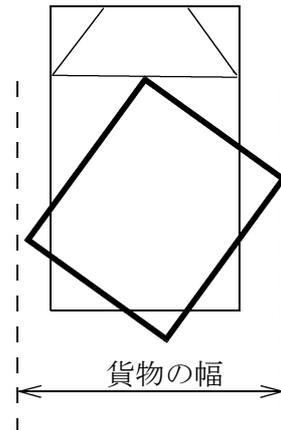
	<p><b>(2) 許可の対象貨物</b>  許可の対象となる貨物は、法第57条第1項本文の政令で定める積載重量等の制限又は同条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が定める軽車両の積載重量等を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。</p> <p>なお、貨物が分割できないものであるかどうかについては、その貨物自体の属性により客観的に判断すべきであり、運転者、貨物の所有者等の主観的事実（経費節約、時間の短縮等）により左右されるべきでない。</p> <p><b>(3) 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法</b>  積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、別添「制限外積載審査基準」を満たさないこととなる場合又は積載物の重量について令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超えることとなる場合は、原則として許可してはならない。</p> <p><b>(4) 運転の期間及び運転経路</b>  ア 運転の期間  交通が特にふくそうする日時を含まないこと。  イ 運転経路  運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。</p> <p><b>(5) その他交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認められる事項</b>  ア 当該積載の方法及び当該積載による運転が法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。  イ 当該積載による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険があると認められないこと。</p>	
<p><b>3 許可の条件</b></p>	<p><b>(1) 赤色布、赤色灯火(反射器)の取付け</b>  積載した貨物の長さ又は幅が制限を超えるものであるときは、その貨物の見やすい箇所に、昼間にあつては0.3メートル平方以上の大きさの赤色布を、夜間にあつては赤色の灯火又は反射器をつけること。</p> <p><b>(2) 許可証の提示</b>  車両の前面の見やすい箇所に許可証を掲示すること。</p> <p><b>(3) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項</b>  (例示)  ア 運転の時間帯の指定に関する事項  イ 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項  ウ 積載した貨物の固定(緊縛)の方法、積載位置等について必要と認める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法58条第3項</li> <li>・施行令第24条</li> <li>・条件違反</li> <li>・2万円以下の罰金又は科料</li> </ul>

4 積載図

長さ



幅



ア-イ = 貨物の高さ

# 5 審査上の留意事項

令和4年5月13日付け警察庁丙規発第7号、警察庁交通局長通達に基づく留意事項

車両の種類	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車並びに側車付きの自動二輪車（側車付きの自動二輪については、積載物の長さ及び積載物の幅に係る部分に限る。）	小型特殊自動車	大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものについては、積載物の長さ及び積載物の幅に係る部分を除く。）	原動機付自転車
積載物の長さ	自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル（セミトレーラ連結車にあつては17.0メートル、フルトレーラー連結車にあつては19.0メートル、ダブルス連結車にあつては21.0メートル）を超える場合。	自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合。	乗車装置又は積載装置（リヤカーを牽引する場合にあつてはその牽引されるリヤカーの積載装置。積載の方法において同じ。）の長さの2倍の長さを超える場合。	積載装置（リヤカーを牽引する場合にあつてはその牽引されるリヤカーの積載装置。積載物の幅及び積載の方法において同じ。）の長さの2倍の長さを超える場合。
積載物の幅	自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超える場合。	自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合。	自動車の幅（府令第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあつてはその牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅。）を超える場合	原動機付自転車の幅（リヤカーを牽引する場合にあつては積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅。）を超える場合。
高積載物さの	4.3メートル（三輪の普通自動車及び府令第7条の14に規定する普通自動車にあつては3.0メートル。）からその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合。	2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合。	2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合。	2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合。
積載の方法	ア 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合。 イ 自動車の車体の左右から、0.5メートルを超えてはみ出す場合。	ア 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合。 イ 自動車の車体の左右から、0.5メートルを超えてはみ出す場合。	ア 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出す場合。 イ 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超える場合（府令第5条の4に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあつては、その牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合）。	ア 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出す場合。 イ 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超える場合（リヤカーを牽引する場合にあつては積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出す場合。）。

### 第3 設備外積載許可

区 分	処 理 要 領	備 考
1 許可の対象	貨物を乗車設備又は積載設備以外の場所に積載して車両を運転する場合	
2 審査基準	<p>次に掲げる場合で、やむを得ないものと認めるもの。</p> <p>(1) 当該車両の構造から見て、危険がないと明らかに認められるものであること。</p> <p>(2) 法第55条第2項に照らし適切な積載であること。</p> <p>(3) 法第71条第4項に基づき、積載貨物の転落防止その他危険防止措置が十分に講じられていること。</p> <p>(4) 令第22条及び第23条に規定する積載制限を超えないものであること。</p> <p>※ ルーフキャリアについては法第55条第1項の「積載のために設置された場所」と解されることから、これに貨物を積載することは許可の対象とはならない。</p> <p>ただし、ルーフキャリアの外周に看板等の物品を取り付ける場合は、本来の積載とは異なり、貨物自動車の荷台の外周に看板等を取り付けることと同様な行為と解されるから、設備外積載の許可が必要である。</p>	
3 許可の条件	<p>(1) 許可証の提示 車両の前面の見やすい箇所に許可証を掲示すること。</p> <p>(2) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項 (例示) 積載貨物転落防止に関する事項 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法58条第3項</li> <li>・ 施行令第24条</li> <li>・ 条件違反</li> <li>・ 2万円以下の罰金又は科料</li> </ul>

#### 第4 荷台乗車許可

区 分	処 理 要 領	備 考
1 許可の対象	貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動車を運転することを許可する場合。	
2 審査基準	<p>転落防止措置を十分に講じており、かつ、次に掲げる場合で他に輸送の方法が無く、やむを得ないものと認められるものに限り許可するものとする。</p> <p>(1) 傷病者を救護するとき。</p> <p>(2) 災害の際に、被災者救護、被害の拡大防止及び復旧等のため必要な人員を輸送するとき。</p> <p>(3) 選挙運動のため公職選挙法に定める範囲内の人員が乗車するとき。</p> <p>(4) 前号のほか警察署長が特にやむを得ないと認めるもので、次の各号のいずれにも該当しないもの。</p> <p>ア 山間地の狭隘な道路又は急坂路の多い道路等危険と思われる道路を通行するもの。</p> <p>イ 降雪、降雨のため、道路の状況が著しく危険と思われる道路を通行するもの。</p> <p>ウ 荷台に乗車する1人当たりの所要面積として、0.5㎡を必要と考えられることから、荷台乗車可能面積÷0.5が申請された乗車人員を超えているもの。</p> <p>(5) 前項の「特にやむを得ないと認めるもの」の事例</p> <p>ア 貨物を看守するための人員が、貨物を積むための往路又は貨物を降ろした後の復路に乗車するとき。</p> <p>イ 貨物の積み卸しに必要な最小限度の人員を輸送するとき。</p>	
3 許可の条件	<p>(1) 許可証の提示 車両の前面の見やすい箇所に許可証を掲示すること。</p> <p>(2) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項</p> <p>ア 荷台に立たせないこと。</p> <p>イ 転落防止のための設備を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法58条第3項</li> <li>・施行令第24条</li> <li>・条件違反</li> <li>・2万円以下の罰金又は科料</li> </ul>

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

## 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可台帳

受理番号	受理月日	許可の種別	申請者氏名	車両番号	運転経路 (出発・目的地等)	許可期間	備 考	交付月日	受領者 又は取扱 い交番名
	許可月日								
	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	
	/								
	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	
	/								
	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	
	/								
	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	
	/								
	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	
	/								
	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	
	/								
	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	
	/								
	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	
	/								
	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	
	/								

## 別添第 2

### 別記様式第四（第八条関係）

制限外積載 設備外積載 荷台乗車				
許 可 申 請 書			年 月 日	
警察署長殿				
住所 申請者 氏 名				
申請者の免許の種類		免許証番号		
車 両 の 種 類		番号標に表示されている番号		
車 両 の 諸 元	長 さ	幅	高 さ	最大積載重量
	m	m	m	k g
運 搬 品 名				
制限を超える大きさ 又は重量	長 さ	幅	高 さ	重 量
	m	m	m	k g
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	m	m	m	m
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員		
運 転 の 期 間	年 月 日 から		年 月 日まで	
運 転 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地	
	通行する道路			
第 号 制 限 外 許 可 証				
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条 件				
年 月 日 警 察 署 長 印				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

### 別添第3

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長 殿

警察署交通課  
官職氏名

制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可申請書の受理について  
次のとおり制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可申請書を受理し、審査した結果、許可基準に適合していることから別添条件を付し、許可してよろしいかお伺いする。

#### 記

#### 1 紙申請

(1) 受理月日

年 月 日

(2) 受理件数

第 番 ～ 第 番 合計 件

(許可種別内訳)

- ・制限外積載 件
- ・設備外積載 件
- ・荷台乗車 件

#### 2 オンライン申請

(1) 受理月日

年 月 日

(2) 受理件数

第 番 ～ 第 番 合計 件

(許可種別内訳)

- ・制限外積載 件
- ・設備外積載 件
- ・荷台乗車 件

#### 3 申請書及び条件

別添のとおり

別添第 4

交	01	12	1 年
( 年 月末まで保存)			
		年	月 日

警察署長 殿

警察署交通課  
官職氏名

制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可申請書の受理及び許可について  
次のとおり、交番及び駐在所で、制限外積載、設備外積載、荷台乗車許可申請書  
を受理し、許可したから報告する。

記

番号	受理番号	許可種別	許可月日	交番・駐在所名	取扱者官職氏名
1			月 日		
2			月 日		
3			月 日		
4			月 日		
5			月 日		
6			月 日		
7			月 日		
8			月 日		
9			月 日		
10			月 日		

## 第 8 章 通行禁止道路通行許可事務

# 目 次

1	意義	-----	2
2	許可の対象	-----	2
3	申請の受理	-----	2
4	審査	-----	3
5	許可の期間	-----	3
6	許可の条件	-----	3
7	許可証の作成・交付等	-----	3
8	標準処理期間	-----	3
9	許可に当たっての留意事項	-----	3
10	保存年限	-----	4
別添			
第1	通行禁止道路通行許可許可台帳	-----	5
第2	通行禁止道路通行許可申請書	-----	6
第3	通行禁止道路通行許可申請書の受理について	-----	7

## ※ 備考

本章において、法とは「道路交通法」、施行令とは「道路交通法施行令」、施行規則とは「道路交通法施行規則」をいう。

区 分	処 理 要 領	備 考
1 意義	<p>通行禁止道路通行許可は、警察署長が道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないやむを得ない理由があると認める車両に許可するものである。</p>	<p>・法第8条第2項</p>
2 許可の対象	<p>(1) 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所に入出入りするための車両</p> <p>(2) 身体に障害のある者を輸送すべき相当の事情がある車両</p> <p>(3) 貨物の集配、その他公安委員会が定める次の車両</p> <p>ア 日常生活上欠かすことができない物品等を運搬するため、やむを得ないと認められる車両</p> <p>イ 冠婚葬祭等社会習慣上やむを得ないと認められる車両</p> <p>ウ 業務上の必要によりやむを得ないと認められる車両</p> <p>例～・石油、新聞、牛乳、酒類、食料品等の配達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店屋物の出前</li> <li>・洗濯物の配達</li> <li>・集金、電気使用量等のメーター検針</li> <li>・通勤、通学</li> <li>・除雪作業に使用する車両</li> </ul>	<p>・施行令第6条第1号</p> <p>・同条第2号</p> <p>・同条第3号</p> <p>・青森県道路交通規則第8条各号</p>
3 申請の受理	<p>(1) 受理警察署 当該場所を管轄する警察署長が申請書を受理する。</p> <p>(2) 申請書等</p> <p>ア 申請書 通行禁止道路通行許可申請書を2通提出させる。</p> <p>イ 添付書類（各1通）</p> <p>(ア) 図面 通行区間を特定する図面</p> <p>(イ) その他必要と認めるもの</p> <p>※ 警察行政手続サイトから申請する場合は、上記申請書等のデータとする。</p> <p>(3) 申請者 申請者は、法人、事業主又は当該車両の運転者のいずれでも良く、記載に当たっては記名で足りるものとし、押印は不要とする。</p> <p>なお、申請者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載させるものとする。</p> <p>(4) 書面の形式的審査 申請があった場合、次の事項について形式的審査を行い、内容の補正又は訂正がない場合は遅滞なく受理すること。</p> <p>ア 申請書は、所定の様式が使用されているか。</p> <p>イ 申請書の記載事項が充足されているか。</p> <p>ウ 申請に必要な添付書類が具備されているか。</p>	<p>・別記様式第1の3（施行規則第5条）</p>

	(5) <b>通行禁止道路通行許可台帳(以下「台帳」という。)の記載</b> 受理した際は、台帳に必要事項を記載すること。	
<b>4 審査</b>	(1) <b>審査内容</b> 個々の申請ごとに ア 申請に係る用務の具体的内容 イ 申請に係る場所及びその周辺の交通状況 ウ 他の交通に及ぼす障害の程度 等総合的に審査するものとする。 (2) <b>現地調査</b> 許可申請があったときは、原則として現地調査を行うものとする。	
<b>5 許可の期間</b>	(1) <b>許可の単位</b> 許可は車両ごとに、日時、場所及び用務を特定して1回毎に行うことを原則とする。 ただし、恒常的に通行しなければならない場合は、次の(2)、(3)のとおりとする。 (2) <b>車庫等、車両を保管場所に入出させるための場合</b> 施行令第6条第1号に規定する車両等（2許可の対象(1)に該当する車両）その通行禁止道路を恒常的に通行しなければならない理由のある車両については、通行許可の有効期間を <b>3年以内</b> とする。 (3) <b>身体の障害のある者を輸送する及び貨物の集配等</b> 施行令第6条第2号及び第3号に規定する車両（2許可の対象(2)及び(3)に該当する車両）については、通行許可の有効期間を <b>1年以内</b> とする。	
<b>6 許可の条件</b>	(1) <b>許可の条件</b> 必要により条件を付す。 【条件の例示】 ・ 通行中は許可証を車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。 ・ 歩行者の通行を妨げないこと。 (2) <b>教示すべき事項</b> 条件を付す場合は、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定による取消訴訟の提起に係る教示書を許可条件書の末尾に記載し、許可証に添付すること。	
<b>7 許可証の作成・交付等</b>	(1) <b>許可証の作成</b> 決裁終了後、許可証を作成する。 (2) <b>許可証の交付</b> 交付した際は、台帳に確実にサインを記入させ、交付年月日を記入する。	・ 押印希望者は押印可
<b>8 標準処理期間</b>	5日間	
<b>9 許可に当たっ</b>	歩行者用道路等の交通規制は、生活道路等における歩	

<p><b>ての留意事項</b></p>	<p>行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止していることを踏まえ、通行許可に当たっては、許可の必要性、妥当性等を十分審査し必要最小限にとどめるものとする。</p>	
<p><b>10 保存年限</b></p>	<p>(1) <b>通行禁止道路通行許可台帳</b> <b>3年</b>  (2) <b>通行禁止道路通行許可申請書</b> <b>3年</b>  (3) <b>通行禁止道路通行許可申請書の受理について</b> <b>3年</b></p>	<p>・(2)と一体保管</p>

別添第 1

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

## 通行禁止道路通行許可台帳

受理番号	受理月日	申請者氏名	車両番号	通行場所	許可期間	使用目的	備考	交付月日	受領者
	許可月日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								
	月 日								

## 別添第 2

別記様式第一の三（第五条関係）

<h3 style="margin: 0;">通行禁止道路通行許可申請書</h3> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">警 察 署 長 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;">申請者</div> <div style="margin-right: 10px;">住所</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="margin-right: 10px;">氏名</div> <div style="margin-right: 10px;">電話番号</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 150px; text-align: center;">( )</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="margin-right: 10px;">主たる 運転者</div> <div style="margin-right: 10px;">住所</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="margin-right: 10px;">氏名</div> </div>					
車 両 の 種 類		番号標に表示されて いる番号			
運 転 の 期 間	年 月 日	時から	年 月 日 時まで		
運転しようとする 通行禁止道路の区間					
やむを得ない理由					
<p style="margin: 0;">第 号</p> <h3 style="text-align: center; margin: 10px 0;">通行禁止道路通行許可証</h3> <p style="margin: 5px 0;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 20px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">警 察 署 長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span></p>				条 件	
条 件					

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

### 別添第3

交	01	12	3年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長殿

警察署交通課

官職氏名

通行禁止道路通行許可申請書の受理について

次のとおり通行禁止道路通行許可申請書を受理し、審査した結果、許可基準に適合していることから別添条件を付し、許可してよろしいかお伺いする。

記

#### 1 紙申請

(1) 受理月日

年 月 日

(2) 受理件数

第 番 ～ 第 番 合計 件

#### 2 オンライン申請

(1) 受理月日

年 月 日

(2) 受理件数

第 番 ～ 第 番 合計 件

#### 3 申請書及び条件

別添のとおり

## 第9章 駐車許可事務

# 目 次

1 意義	-----	2
2 許可の対象	-----	2
3 申請の受理	-----	3
4 審査	-----	4
5 許可の期間及び範囲	-----	4
6 許可の条件	-----	4
7 許可証の作成・交付等	-----	5
8 緊急やむを得ない場合の取扱い	-----	5
9 標準処理期間	-----	7
10 許可に当たっての留意事項	-----	7
11 保存年限	-----	8
別添		
第1 駐車許可台帳	-----	9
第2 駐車許可申請書	-----	10
第3 駐車許可申請の受理について	-----	11
第4 緊急やむを得ない場合の駐車許可台帳	-----	12
第5 駐車許可申請書（緊急対応用）	-----	13
第6 緊急やむを得ない場合の駐車許可申請の受理報告書	-----	14
審査要領		
緊急やむを得ない場合の駐車許可申請の審査要領チャート	-----	15

## ※ 備考

本章において、法とは「道路交通法」、施行令とは「道路交通法施行令」を、施行規則とは「道路交通法施行規則」いう。



	<p>次の各事項に該当する場合は許可するものとする。</p> <p>ア 介護保険法に基づくサービス</p> <p>(ア) 訪問介護 (イ) 訪問入浴介護 (ウ) 訪問看護 (エ) 訪問リハビリテーション (オ) 居宅療養管理指導</p> <p>イ その他の法律に基づくサービス</p> <p>(ア) 老人訪問看護（老人保健法第6条） (イ) 訪問看護（健康保険法第44条の4） (ウ) 市町村が委託する老人デイサービス（老人福祉法第5条の2）のうちの訪問サービス事業 (エ) 市町村が委託する身体障害者デイサービス（身体障害者福祉法第4条の2）のうちの訪問サービス事業</p>	
<p><b>3 申請の受理</b></p>	<p><b>(1) 受理警察署</b> 当該場所を管轄する警察署長が申請書を受理する。 なお、申請された訪問先が複数で、かつ、複数の警察署の管轄区域にまたがる場合、申請を受理した警察署において一括受理すること。</p> <p><b>(2) 申請書等</b></p> <p>ア 申請書 別添第2「駐車許可申請書」を2通提出させる。</p> <p>イ 添付書類</p> <p>(ア) 車検証の写し (イ) 図面 駐車場所を特定する図面 (ウ) 訪問サービス事業については図面の他次の書類を添付させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問サービス事業所の指定書又は訪問サービス事業の委託契約書の写し</li> <li>・ 駐車の日時、場所及び運転者等を記載した一覧表</li> </ul> <p>(エ) その他必要と認めるもの</p> <p>※ 警察行政手続サイトから申請する場合は、上記申請書等のデータとする。</p> <p><b>(3) 申請者</b> 申請者は、法人、事業主又は当該車両の運転者のいずれでも良く、氏名の記載に当たっては記名で足りるものとし、押印は不要とする。 なお、申請者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載させるものとする。</p> <p><b>(4) 書面の形式的審査</b> 申請があった場合、次の事項について形式的審査を</p>	<p>・ 県規則第9条第3項「別記様式第5号(第9条関係)」</p> <p>・ 県規則第9条第4項</p> <p>・ 訪問サービス事業については、事業所からの申請とする。</p>

	<p>行い、内容の補正又は訂正がない場合は遅滞なく受理すること。</p> <p>ア 申請書は、所定の様式が使用されているか。</p> <p>イ 申請書の記載事項が充足されているか。</p> <p>ウ 申請に必要な添付書類が具備されているか。</p> <p><b>(5) 駐車許可台帳（以下「台帳」という）への記載</b> 受理した際は、台帳に必要事項を記載すること。</p>	
<b>4 審査</b>	<p><b>(1) 審査内容</b> 個々の申請ごとに</p> <p>ア 申請に係る用務の具体的内容</p> <p>イ 申請に係る場所及びその周辺の駐車施設の有無</p> <p>ウ 他の交通に及ぼす障害の程度</p> <p>等総合的に審査するものとする。</p> <p><b>(2) 現地調査</b> 許可申請があったときは、原則として現地調査を行うものとする。</p> <p><b>(3) 複数の警察署の管轄区域にまたがる場合の取扱い</b> 申請された駐車場所が、複数の警察署の管轄区域にまたがる場合の審査に当たっては、当該申請書等の写しをFAX・郵送等、適宜の手段によって関係警察署に送付し、駐車場所の適否について関係警察署長の意見を聴取した上で、許可判断を行うこと。</p> <p>また、申請された訪問先が県内全域に及ぶなど、多数の警察署の管轄区域にまたがる場合には、交通規制課を介して関係警察署長の意見を聴取すること。</p>	<p>・ 訪問診療等に使用する車両の場合</p>
<b>5 許可の期間及び範囲</b>	<p><b>(1) 許可の単位</b> 許可は車両ごとに、日時、場所及び用務を特定して1回毎に行うことを原則とする。</p> <p>ただし、業務の性質上反復継続し、日時及び場所が特定できるものは、6か月以内とする。</p> <p><b>(2) 訪問サービス事業の個人所有車両</b> 3か月以内とする。</p> <p><b>(3) 許可の範囲</b> 原則として、当該警察署の管轄区域内の道路に限る。</p> <p><b>(4) 医師・歯科医師、看護師等の医療関係従事者が訪問診療又は訪問看護に使用する車両</b> (1)(2)に準ずること。</p>	
<b>6 許可の条件</b>	<p><b>(1) 許可の条件</b> 必要により条件を付す。</p> <p>【条件の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車中は許可証を車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。</li> </ul>	<p>・ 県規則第9条第5項、第7項</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の左側端に沿って駐車すること。</li> <li>・ 法定の駐車禁止場所には、駐車しないこと。</li> </ul> <p>ただし、訪問宅の出入り口を除く。</p> <p><b>(2) 教示すべき事項</b></p> <p>条件を付す場合は、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定による取消訴訟の提起に係る教示書を許可条件書の末尾に記載し、許可証に添付すること。</p>	
<p><b>7 許可証の作成・交付等</b></p>	<p><b>(1) 許可証の作成</b></p> <p>決裁終了後、許可証を作成する。</p> <p><b>(2) 許可証の交付</b></p> <p>交付した際は、「駐車許可台帳」に確実にサインを記入させ、交付年月日を記入する。</p> <p>なお、受領者が押印を希望する場合は押印させても差し支えない。</p>	<p>・ 県規則第9条第6項</p>
<p><b>8 緊急やむを得ない場合の取扱い</b></p>	<p><b>(1) 緊急やむを得ない場合とは</b></p> <p>個人の生命、身体、財産等に侵害が及ぶ場合又はその侵害の拡大防止等がやむを得ないと認められる場合で、主な例示としては次に掲げるものとする。</p> <p>ア 災害時における関係機関車両、家屋点検、手荷物運搬等する場合</p> <p>イ 歩行困難な独居老人等で家族等が病院等に送迎する場合</p> <p>ウ 危険物を運搬する交通事故車両で長時間駐車を要する場合</p> <p>エ 緊急を要する看護師による点滴措置等の訪問看護又は容態急変等の場合の訪問介護の場合</p> <p>オ 柔道整復師による緊急応療の場合</p> <p>カ 獣医師による検診の場合（伝染病防疫等活動）</p> <p>キ 助産師による出産への立会等の場合</p> <p>ク その他急を要しやむを得ない場合</p> <p><b>(2) 緊急やむを得ない場合の申請の方法</b></p> <p>FAX利用又は電話による駐車許可申請若しくは許可を行うことができることとする。</p> <p>ア 申請の受理</p> <p>(ア) FAXを所有している場合の受理</p> <p>申請者から電話による申出を受理した場合は、その用務等を確認し、緊急やむを得ない場合と判断されたときは、原則として申請者にFAXにより別添第5「駐車許可申請書（緊急対応用）」を送付し、（既に当該申請書がある場合は送付不要）所要事項が記入された当該申請書のFAX返送をもって駐車許可申請として受理すること。</p>	

(イ) 電話による場合の受理

FAXを所有していない場合又は緊急を要しFAX送付する暇がない場合には、電話により聴取し、別添第6「緊急やむを得ない場合の駐車許可申請書の受理報告書」により、所要事項を記載して受理すること。

イ 迅速な審査

(ア) 当該申請の許可の適否等を迅速に審査し、別添第6の報告書により、速やかに決裁権者に報告し、決裁を受けること。

(イ) 当該申請の審査に当たっては、別添「緊急やむを得ない場合の駐車許可申請の審査要領チャート」を参考に、迅速に審査すること。

(ウ) 当該申請を許可する場合は、別添第4「緊急やむを得ない場合の駐車許可台帳」に所要事項を記載して受理番号を取得すること。

(エ) 当該申請に係る用務先から、おおむね100m以内に駐車場がある場合は駐車場を利用することとしているが、緊急やむを得ない場合で用務先の直近に駐車しなければ重大な支障が予想される場合の審査に当たっては、交通頻繁な道路で交通の妨害が著しいと認められる場合を除き、直近に駐車できることとする。

ウ 駐車許可証の交付の方法

(ア) FAX送付による場合

当該申請を許可する場合は、申請書の下段「駐車許可証」に所要事項を記載をし、警察署長公印を押印してFAX返送することにより、駐車許可証の交付とすること。

(イ) 電話により許可する場合

FAXを所有していない場合又は緊急を要しFAX送付する暇がない場合で当該申請を電話により許可する場合は、申請者に対しメモ程度の書面に、「駐車許可証」と表記させ、その下に「駐車許可証の番号、許可年月日、許可警察署名」を確実に記載させ、自動車の前面ガラスの見やすい箇所への掲示と必要な許可条件を伝えて許可すること。

**(3) 執務時間外における申請取扱いについて**

夜間休日の執務時間外における緊急やむを得ない場合の駐車許可申請は、警察署の当直勤務員において受理し、執務時間外においても上記(2)のFAX利用又は電話による駐車許可申請若しくは許可を行うこと。

ア 申請の受理

申請者から警察署に電話による申出を受理した当直勤務者は、前記(2)ア「申請の受理」に掲げる取

	<p>扱いにより受理すること。</p> <p>イ 迅速な審査 当該申請を受理した当直勤務員は、前記(2)イ「迅速審査」に掲げる取扱いにより、決裁者に報告して許可適否の判断を仰ぎ、当直責任者に報告の上、許可すること。</p> <p>ウ 駐車許可証の交付の方法 当直勤務員は当該申請を許可する場合は、前記(2)ウ「駐車許可証の交付の方法」に掲げる取扱いにより、申請者に駐車許可証をFAX返送又は電話により許可すること。 この場合の公印使用に当たっては、当直責任者の指示のもと公印を使用すること。</p> <p>エ 関係簿冊の確実な引継ぎ 当直勤務員は、確実に「緊急やむを得ない場合の駐車許可台帳」等関係簿冊を翌日交通課員（翌日が休日の場合は原則として当直勤務の交通課員）に引き継ぐこと。</p> <p><b>(4) 運用上の留意事項</b></p> <p>ア 駐車場所が特定されていない駐車許可申請は、審査が不能となることから、確実に駐車場所の住所を特定し申請させること。</p> <p>イ 道路標識による駐車禁止場所で駐車許可対象場所であることを確認するとともに、法定の駐車禁止場所に駐車させないこと。</p> <p>ウ 引っ越しなど事前に時間、場所が判明している緊急を要しない駐車許可申請は、通常の執務時間帯に申請させること。</p> <p>エ 駐車許可申請の事務処理は、事件、事故等により対応できない場合を除き、速やかに処理することとし、特に当直勤務時には交通課員が主体的に処理すること。</p> <p>オ 本駐車許可事務の適切な取扱いについては、当直勤務員、特に交通及び地域警察官への教養を徹底し、駐車許可と駐車違反取締りに誤りがないようにすること。</p>	
<p><b>9 標準処理期間</b></p>	<p>7日間</p>	
<p><b>10 許可に当たつての留意事項</b></p>	<p><b>(1) 駐車禁止場所における駐車許可</b> 法定及び指定の駐車禁止場所のいずれについても許可できるが、原則として法定の駐車禁止場所以外の公安委員会が指定した場所について許可すること。</p> <p><b>(2) 駐車場所及び駐車日時（期間）の指定</b> 駐車時間は、原則として90分以内とすること。</p>	

	<p>ただし、許可する日時について、業務の性格上、申請者においてあらかじめ正確に特定できない場合もあることに留意し、例えば、「医療機関の診療時間内（9時から17時までの間の90分以内）」とするなど柔軟な対応を図ること。</p> <p><b>(3) 時間制限駐車区間における駐車許可</b> 原則として、道路標示で指定した駐車場所について許可するものとする。</p> <p><b>(4) 駐車場所及び周辺の見取り図</b> 必要以上に詳細なものを求めないこと。また、訪問先関係者の病名が記載された書面について、原則として提出を求めないこと。</p> <p><b>(5) 許可期間内の訪問先の追加や訪問時間の変更等</b> 駐車場所及び周辺の見取り図や変更後の訪問時間を記載した書類の提出のみにより対応するなど手続きの簡素化を図ること。</p>											
<p><b>11 保存年限</b></p>	<table border="0"> <tr> <td><b>(1) 駐車許可台帳</b></td> <td><b>1年</b></td> </tr> <tr> <td><b>(2) 駐車許可申請申請書</b></td> <td><b>1年</b></td> </tr> <tr> <td><b>(3) 駐車許可申請の受理について</b></td> <td><b>1年</b></td> </tr> <tr> <td><b>(4) 緊急やむを得ない場合の駐車許可台帳</b></td> <td><b>1年</b></td> </tr> <tr> <td><b>(5) 緊急やむを得ない場合の駐車許可申請の受理報告書</b></td> <td><b>1年</b></td> </tr> </table>	<b>(1) 駐車許可台帳</b>	<b>1年</b>	<b>(2) 駐車許可申請申請書</b>	<b>1年</b>	<b>(3) 駐車許可申請の受理について</b>	<b>1年</b>	<b>(4) 緊急やむを得ない場合の駐車許可台帳</b>	<b>1年</b>	<b>(5) 緊急やむを得ない場合の駐車許可申請の受理報告書</b>	<b>1年</b>	<p>・(2)と一体保管</p>
<b>(1) 駐車許可台帳</b>	<b>1年</b>											
<b>(2) 駐車許可申請申請書</b>	<b>1年</b>											
<b>(3) 駐車許可申請の受理について</b>	<b>1年</b>											
<b>(4) 緊急やむを得ない場合の駐車許可台帳</b>	<b>1年</b>											
<b>(5) 緊急やむを得ない場合の駐車許可申請の受理報告書</b>	<b>1年</b>											

別添第 1

# 駐 車 許 可 台 帳

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

受理番号	受理月日	申請者氏名	車両番号	駐 車 場 所	許可期間	使用目的	備 考	交付月日	受領者
	許可月日								
	月 日							/	
	月 日							/	
	月 日							/	
	月 日							/	
	月 日							/	
	月 日							/	
	月 日							/	
	月 日							/	
	月 日							/	
	月 日							/	
	月 日							/	
	月 日							/	
	月 日							/	



### 別添第3

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			
年 月 日			

警察署長 殿

警察署交通課  
官職 氏名

#### 駐車許可申請書の受理について

次のとおり駐車許可申請書を受理し、審査した結果、許可基準に適合していることから別添条件を付し、許可してよろしいかお伺いする。

#### 記

##### 1 紙申請

(1) 受理月日

年 月 日

(2) 受理件数

第 番 ～ 第 番 合計 件

##### 2 オンライン申請

(1) 受理月日

年 月 日

(2) 受理件数

第 番 ～ 第 番 合計 件

##### 3 申請書及び条件

別添のとおり

別添第4

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

緊急やむを得ない場合の駐車許可台帳

番号	受理年月日	申請者氏名(運転者)	車両番号	目的
	許可年月日	電話番号	駐車場所	F A X ・ 電話
	年 月 日	氏名		
	年 月 日	電話		<input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電話
	年 月 日	氏名		
	年 月 日	電話		<input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電話
	年 月 日	氏名		
	年 月 日	電話		<input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電話
	年 月 日	氏名		
	年 月 日	電話		<input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電話
	年 月 日	氏名		
	年 月 日	電話		<input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電話
	年 月 日	氏名		
	年 月 日	電話		<input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電話
	年 月 日	氏名		
	年 月 日	電話		<input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電話
	年 月 日	氏名		
	年 月 日	電話		<input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電話
	年 月 日	氏名		
	年 月 日	電話		<input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電話



別添第6

交通官(次長)	交通課長	係長	主任	係

当直責任者

公印使用承認

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長 殿

警察署

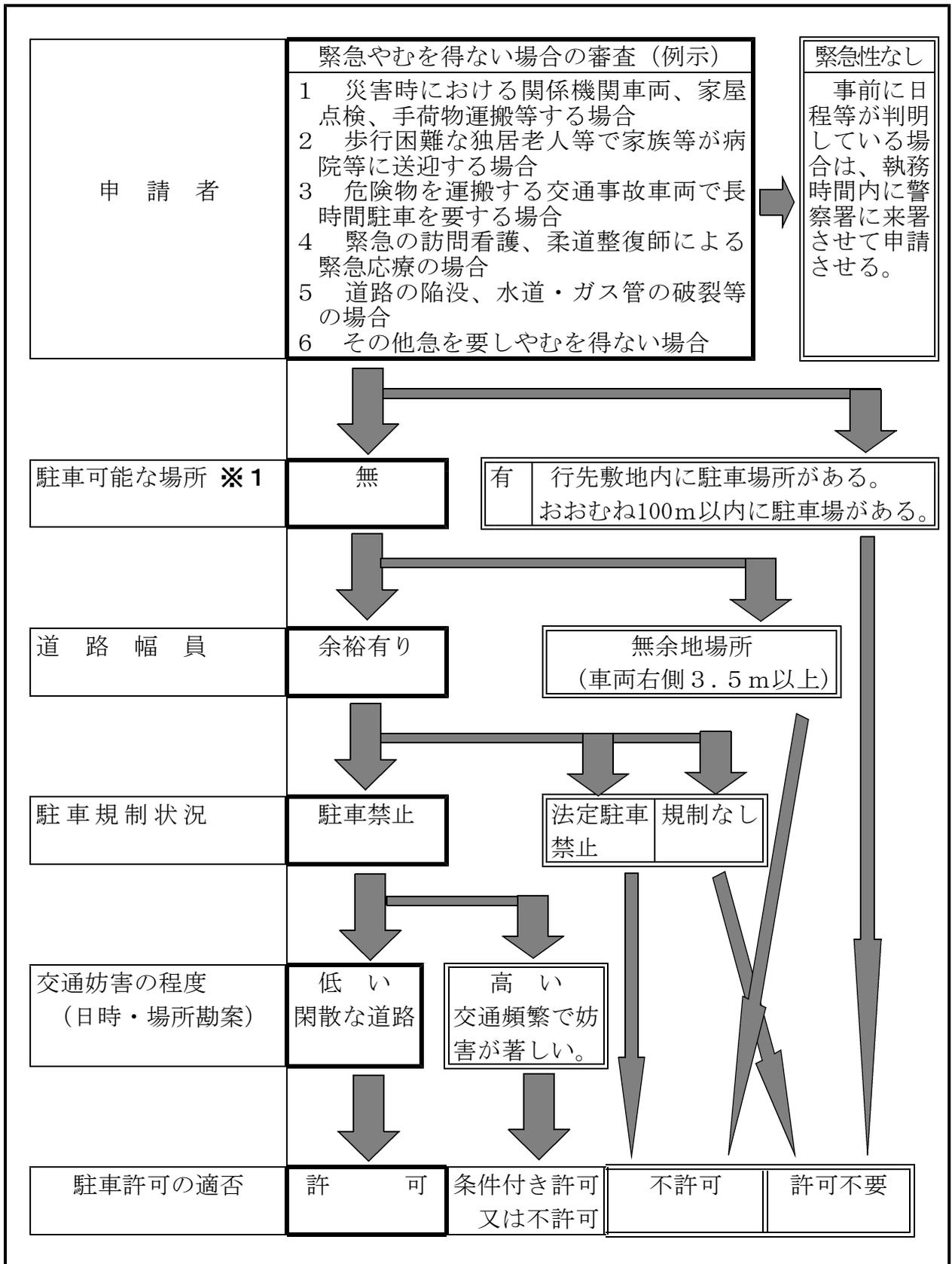
官職 氏名

緊急やむを得ない場合の駐車許可申請書の受理報告書  
 次のとおり駐車許可申請書を受理し、審査した結果、緊急やむを得ない場合であることから、許可してよろしいか伺います。

記

1 受理日	年 月 日			時	分
2 受理番号	第 号 (緊急やむを得ない場合の駐車許可台帳)				
3 申請書	<input type="checkbox"/> ファックスによる申請書及び許可条件は別添のとおり。 <input type="checkbox"/> 電話による申請で、申請内容及び許可条件は以下のとおり。				
4 電話申請 場合の申 請内容	申請者	住所 氏名 (事業所)		電話	
	車両番号 車種	<input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大型		車長	m
				車幅	m
	運転者	住所 氏名		電話	
	駐車日時	年 月 日		時	分ごろから
				時	分ごろまで
	駐車場所				
	駐車理由				
5 許可条件	<input type="checkbox"/> 駐車時間は緊急やむを得ない場合の用務に要する時間とする。 <input type="checkbox"/> 法定の駐車禁止場所に駐車しないこと。 <input type="checkbox"/> メモ書き程度の書面に、駐車許可証、駐車許可番号、許可年月日、許可警察署名を記載し、前面ガラスの見やすい箇所に掲示すること。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				

## 緊急やむを得ない場合の駐車許可申請の審査要領チャート



※1 当該申請に係る用務先から、おおむね100m以内に駐車場がある場合は駐車場を利用することとしているが、緊急やむを得ない場合で用務先の直近に駐車しなければ重大な支障が予想される場合の審査に当たっては、交通頻繁な道路で交通の妨害が著しいと認められる場合を除き、直近に駐車できることとする。

## 第 1 0 章 制限外牽引許可事務

# 目 次

1	目的	-----	2
2	許可の対象	-----	2
3	申請の受理	-----	2
4	審査	-----	3
5	許可の期間	-----	3
6	許可の条件	-----	3
7	申請書の送付・許可証の交付等	-----	4
8	標準処理期間	-----	4
9	許可区域が広域にわたる場合の取扱い	-----	4
10	執務時間外における取扱い	-----	4
11	許可に当たっての留意事項	-----	4
12	保存年限	-----	4

## 別添

第1	制限外牽引の許可台帳	-----	5
第2	制限外牽引の許可申請書	-----	6
第3	制限外牽引の許可申請書の送付について	-----	7

## ※ 備考

本章において、法とは「道路交通法」、施行令とは「道路交通法施行令」、施行規則とは「道路交通法施行規則」をいう。

区 分	処 理 要 領	備 考
1 目的	<p>制限外牽引許可は、牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端までの長さが25メートルを超える車両の運行について、公安委員会が道路を指定し、又は時間を限って許可するものである。</p>	<p>・法第59条第2項</p>
2 許可の対象	<p>牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端（牽引される車両が2台のときは2台目の車両の後端までの長さが25メートルを超える車両</p>	
3 申請の受理	<p><b>(1) 申請先</b>  出発地を管轄する警察署を経由して、公安委員会に別添第2「制限外牽引の許可申請書（以下「申請書」という。）」を提出して行うものとする。</p> <p><b>(2) 申請書等</b>  ア 申請書  申請書を2通提出させる。  イ 添付書類  (ア) 図面  ・通行区間を特定する図面  ・積載物を積載した車両の全体図（長さ、幅、高さの寸法が入ったもの）  (イ) その他必要と認めるもの  ・自動車検査証の写し  ・安全対策の書面（車列、交通誘導要領等）  ・運行計画書</p> <p><b>(3) 申請者</b>  申請者は、許可申請に係る車両の運転者とする。当該車両の運転者が複数の場合には、その全員を申請者とし、申請者欄に連記するものとする。この場合において申請者欄に連記できないときは、申請者欄に代表者を記載し、他の運転手は別紙に申請者の住所及び氏名、申請者の免許の種類並びに免許証番号又は免許情報記録の番号の記載を求めるものとする。  申請者は、氏名の記載にあつては記名で足りることとし、押印は不要とする。</p> <p><b>(4) 書面の形式的審査</b>  申請があった場合、次の事項について形式的審査を行い、内容の補正又は訂正がない場合は遅滞なく受理すること。  ア 申請書は、所定の様式が使用されているか。  イ 申請書の記載事項が充足されているか。  ウ 申請に必要な添付書類が具備されているか。</p>	<p>・施行規則第8条の5第1項</p> <p>・施行規則第8条の5第2項「別記様式第5（第8条の5関係）」</p>

	<p>(5) <b>制限外牽引許可台帳(以下「台帳」という。)への記載</b>          受理した際は、台帳に必要事項を記載すること。          なお、受理番号については、交通規制課で付与するものとする。</p>	
4 審査	<p>(1) <b>審査の内容</b>          個々の申請ごとに          ア 申請に係る用務の具体的内容          イ 申請に係る場所及びその周辺の交通状況          ウ 他の交通に及ぼす障害の程度          等総合的に審査するものとする。</p> <p>(2) <b>現地調査</b>          許可申請があったときは、原則として現地調査を行うものとする。</p> <p>(3) <b>道路管理者との連携</b>          許可に当たっては、道路管理者との連携を図る。</p>	
5 許可の期間	<p>(1) <b>許可の単位</b>          許可は車両ごとに、道路を指定し、時間を限って1回毎に行うことを原則とする。</p> <p>(2) <b>反復・継続して行われる場合の許可期間</b>          同一運転者により反復、継続して行われる運転行為については、次の要件を満たすものに限り、包括して1個の運転行為とみなして許可するものとする。          この場合における許可の期間は、原則として<b>1年以内</b>とする。          ア 車両が同一であること。          イ 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。          ウ 運転経路が同一であること。</p>	
6 許可の条件	<p>(1) <b>道路・時間の指定</b>          必ず道路を指定し、又は時間を限ること。</p> <p>(2) <b>許可条件(例示)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積み荷の周囲に通行車両等から見やすいように、必要な数の反射材又は赤色灯を設置する。</li> <li>・ 輸送中は、車列及び一般交通の安全と円滑を確保すること。</li> <li>・ 通行中は許可証を車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。</li> </ul> <p>(3) <b>教示すべき事項</b>          条件を付す場合は、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定による取消訴訟の提起に係る教示書を許可条件書の末尾に記載し、許可証に添付すること。</p>	

<p><b>7 申請書の送付・許可証の交付等</b></p>	<p>(1) <b>許可申請書の送付</b>          受理後、交通規制課に「制限外牽引の許可申請書」2通を送付すること。</p> <p>(2) <b>許可証の作成・交付</b>          許可証は交通規制課で作成し、受付警察署を經由して申請者に交付する。</p> <p>(3) <b>台帳への記載</b>          交付した際は、台帳の受領者欄にサインを記入させ、交付月日を記入する。</p> <p>(4) <b>許可証の携帯義務</b>          許可証の交付を受けた自動車の運転者は、当該許可に係る牽引中、当該許可証を携帯していなければならない。</p>	<p>・法第59条第3項</p> <p>・押印希望者は押印可</p> <p>・法第59条第4項</p>
<p><b>8 標準処理期間</b></p>	<p>10日間</p>	
<p><b>9 許可区域が広域にわたる場合の取扱い</b></p>	<p>(1) <b>交通規制課への照会</b>          申請の受理前に交通規制課に照会する。</p> <p>(2) <b>許可区域</b>          青森県内を原則とする。</p>	
<p><b>10 執務時間外における取扱い</b></p>	<p>執務時間内の受理を原則とするが、執務時間外における申請の取扱いについては交通規制課に連絡の上、対応すること。</p>	
<p><b>11 許可に当たっての留意事項</b></p>	<p>(1) <b>会社名等の記載</b>          申請書欄外に会社名、連絡先を記載させる。</p> <p>(2) <b>交通規制課への報告</b>          事前相談又は申請があった場合は交通規制課に連絡すること。</p> <p>(3) <b>交通規制課・関係警察署への説明</b>          必要により、申請者に対し、交通規制課、関係警察署への説明を指導する。</p>	
<p><b>12 保存年限</b></p>	<p>(1) <b>警察署</b></p> <p>ア 制限外牽引許可台帳 1年</p> <p>イ 制限外牽引の許可申請書 用済み後廃棄</p> <p>ウ 制限外牽引の許可申請書の送付について 用済み後廃棄</p> <p>(2) <b>交通規制課</b></p> <p>制限外牽引の許可申請書 1年</p>	

別添第 1

# 制限外牽引許可台帳

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

受理 番号	受理月日	申請者氏名	車両番号	通行経路 (出発・目的地)	申請期間	備 考	本 部 送付月日	受領月日	許可番号	交付月日	受領者
	許可月日										
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	
	月 日						/	/		/	

## 別添第 2

別記様式第五（第八条の五関係）

<h3 style="margin: 0;">制限外牽引の許可申請書</h3> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0 20px;">住所 申請者 氏名</p>					
申請者の免許の種類		免許証番号			
けん引する自動車	種類		番号標に表示されている 番号		
けん引される車両	種類		台 数 台		
けん引の全長		m	運搬品名		
けん引の方法					
けん引の年月日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
けん引の経路	出発地	経由地	目的地		
	通行する道路				
<p>第 号</p> <h3 style="margin: 0;">制限外牽引許可証</h3> <p style="margin: 10px 0;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">条 件</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0 20px;">青森県公安委員会 印</p>				条 件	
条 件					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

### 別添第 3

交	01	12	1 年未満
( 年 月末まで保存)			
事	務	連	絡
	年	月	日

青森県警察本部長 殿

警察署長

制限外牽引の許可申請書の送付について  
みだしについて、下記のとおり制限外牽引の許可申請書を受理したので送付しま  
す。

記

- 1 受理月日  
年 月 日
- 2 受理件数  
件

## 第 1 1 章 高齡運転者等標章処理事務

# 目 次

第1 趣旨	-----	2
第2 新規申請の手続	-----	2
第3 記載事項変更の手続	-----	5
第4 再交付申請の手続	-----	6
第5 標章の返納	-----	7
第6 標章交付の処理経過	-----	7
第7 標章の管理	-----	8
第8 標章交付データの登録	-----	8
第9 関係公安委員会への通知	-----	9
別添1 法第45条の2第1項第2号に該当する者の 運転免許証に記載されている条件等	-----	10
別添2 署コード一覧	-----	14
別添3 高齢運転者等標章申請書	-----	15
別添4 高齢運転者等標章記載事項変更届	-----	16
別添5 高齢運転者等標章再交付申請書	-----	17
別添6 高齢運転者等標章返納届	-----	18
別添7 高齢運転者等標章交付申請受理簿	-----	19
別添8 高齢運転者等標章返納受理簿	-----	20
別添9 高齢運転者等標章受払簿	-----	21
別添10 高齢運転者等標章誤記簿	-----	22

## 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び青森県道路交通規則（平成9年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）の規定に基づき、青森県公安委員会が行う高齢運転者等標章（以下「標章」という。）の交付等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 新規申請の手続

区 分	処 理 要 領	備 考
1 申請者	<p>申請を行うことができるのは、法第45条の2第1項第1号～3号に規定する下記の者が対象であり、原則として高齢運転者等本人が行うものとするが、代理申請者が親族等の場合で、本人の運転免許証や母子健康手帳等の原本を提示して本人の申請であることが確認できる場合には、申請を認めるものとする。</p> <p><b>(1) 1号関係</b> 70歳以上の者（法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を受けている者）</p> <p><b>(2) 2号関係</b> ア 法第71条の6第2項に規定する者（両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている者） イ 法第71条の6第3項に規定する者（肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている者）</p> <p><b>(3) 3号関係</b> 妊娠中又は出産後8週間以内の者</p>	
2 申請先	<p>申請は、高齢運転者等の住所地を管轄する署長に行うものとするが、郵送による申請は、運転免許証等の原本確認ができないことから取り扱わないものとする。</p>	
3 申請書	<p>申請の際には、別添3「高齢運転者等標章申請書（以下「申請書」という。）」を提出させるものとする。</p>	<p>・施行規則第6条の3の4第1項「別記様式第1の3の5（第6条の3の4関係）」</p>
4 提示書類	<p>申請の際には、申請書とともに次の書類を提示させるものとする。ただし、申請者に対して提示物の添付を求めることはできないので、申請者の了解を得た上で写しを取り、申請書とともに保管するものとする。</p> <p><b>(1) 運転免許証（原本）</b> <b>(2) 自動車検査証</b></p>	<p>・施行規則第6条の3の4第2項</p>

	<p>普通自動車の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項に規定する自動車検査証(写しも含む。) 普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書(写しを含む。)</p> <p><b>(3) 妊娠中又は出産後8週間以内の者</b> 妊娠の事実又は出産の日を証するに足りる書類(母子健康手帳、医師作成にかかる妊娠証明書、戸籍謄本等の原本)</p>	
<b>5 確認</b>	<p><b>(1) 高齢運転者等に該当することの確認</b> 申請書及び提示を受けた書類により、高齢運転者等に該当すること及び申請書に記載された内容に誤りがないことを確認するものとする。 なお、法第45条の2第1項第2号に該当する者(法第71条の6第2項又は第3項に規定する者)であることが運転免許証に記載され、又は免許情報記録個人番号カードに記載された条件から直ちに確認できないときは、運転免許課に照会し、高齢運転者等に該当するかを確認するものとする(別添1「法第45条の2第1項第2号に該当する者の運転免許証に記載されている条件等」参照)。</p> <p><b>(2) 普通自動車であることの確認</b> 提示を受けた自動車検査証に記載された乗車定員、車両総重量、最大積載量等により、申請に係る車両が普通自動車であることを確認するものとする。</p>	
<b>6 標章の交付</b>	<p>高齢運転者等に該当することが確認された場合は、別添7「高齢運転者等標章交付申請受理簿(様式第1号。以下「申請受理簿」という。)」に必要事項を記入し、交付する標章に交付年月日、登録(車両)番号、申請者の住所、氏名等を記入の上、申請者に対し標章を交付するものとする。</p>	<p>・法第45条の2第2項</p>
<b>7 標章の記入要領</b>	<p>標章に必要事項を記入する場合は、次の事項に配意の上、標章を作成するものとする。</p> <p><b>(1) 記入方法</b> 必要事項の記入は、印字に限るものでなく手書きでも差し支えないが、交付後に加筆されることのないように配意すること。 なお、標章作成時に誤って記入した際は、訂正することなく廃棄し、新たに作成すること。 廃棄に当たっては、別添10「高齢運転者等標章誤記簿(様式第4号。以下「誤記簿」という。)」に記載し、決裁後シュレッダーで廃棄し、交通規制課に連絡する</p>	

こと。

**(2) 標章番号**

標章番号欄には、12桁の数字を記入するものとし、

- **最初の2桁** 発行年の西暦の下2桁
- **次の2桁** 青森県のコード (20)
- **次の3桁** 発行警察署コード  
(別添2「署コード一覧」参照)
- **最後の5桁** 発行年ごとの警察署の一連番号

とする。

**(3) 年月日**

年月日欄には、標章を交付する年月日を記入するものとする。

**(4) 登録(車両)番号**

登録(車両)番号欄には、申請書に記載され、自動車検査証により普通自動車に該当することを確認した登録(車両)番号をすべて記入する。

この場合において、空白部分が残るときは、「以上〇台」と記入するなど、交付後の追記による変造を防止するための措置を施すものとする。

なお、届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書で確認した標識番号を記入するものとする。

**(5) 交付枚数**

1人の者が同時に2台以上の普通自動車を運転することはないことから、1人に対し複数枚の標章を交付しないこと。

### 第3 記載事項変更の手続

区 分	処 理 要 領	備 考
1 届出者	<p>標章の記載事項に変更が生じた場合は、記載事項変更届出を行うこととなる。届出は、原則として標章の交付を受けた者本人が行うものとするが、代理届出者が親族等の場合で、本人の運転免許証や母子健康手帳等の原本を提示して本人の届出であることが確認できる場合には、代理届出も認めるものとする。</p>	
2 届出先	<p>届出は、標章の交付を受けた者の住所地を管轄する警察署長に行うものとするが、郵送による届出は、運転免許証等の原本確認ができないことから取り扱わないものとする。</p>	
3 届出書	<p>記載事項変更の届出は、別添4「高齢運転者等標章記載事項変更届（以下「変更届」という。）」及び標章を提出させるとともに、次の各号に掲げる変更事項に応じ、当該各号に定める書類を提示させるものとする。ただし、届出者に対して提示物の添付を求めることはできないので、届出者の了解を得た上で写しを取り、変更届とともに保管するものとする。</p> <p>(1) 届出に係る普通自動車の変更 自動車検査証（写しも含む。）</p> <p>(2) 住所の変更 住民票、運転免許証等（原本）</p> <p>(3) 氏名の変更 住民票、戸籍謄本、運転免許証等（原本）</p> <p>(4) 電話番号その他の連絡先の変更 電話の契約書等（原本）</p> <p>(5) 免許証番号の変更 運転免許証（原本）</p>	<p>・施行規則第6条の3の5「別記様式第1の3の7（第6条の3の5関係）」</p>
4 標章の交付	<p>記載事項に変更が生じたことが確認できた場合は、申請受理簿の備考欄に記載事項変更届出であること及び変更前の標章番号を記入し、新たな交付番号を付して標章を作成の上、交付するものとする。この場合、変更前の標章は、交通規制課に送付するものとする。</p> <p>なお、青森県公安委員会から標章の交付を受けた者が他の都道府県に住所を変更した場合は、住所変更後の住所地を管轄する公安委員会が変更届出を受けることとなるので誤りのないようにすること。</p>	

#### 第4 再交付申請の手続

区 分	処 理 要 領	備 考
1 申請者	<p>標章の亡失、破損等により、再交付が必要な場合は、再交付申請を行うこととなる。申請は、原則として標章の交付を受けた者本人が行うものとするが、代理申請者が親族等の場合で、本人の運転免許証や母子健康手帳等の原本を提示して本人の申請であることが確認できる場合には、代理申請も認めるものとする。</p>	<p>・法第45条の2第3項</p>
2 申請先	<p>申請は、標章の交付を受けた者の住所地を管轄する署長に行うものとするが、郵送による申請は、運転免許証等の原本確認ができないことから取り扱わないものとする。</p>	
3 申請書	<p>再交付の申請は、別添5「高齢運転者等標章再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）」及び標章を提出させて申請させるものとする。ただし、標章を亡失し、又は滅失している場合は、標章の提出を要しない。</p>	<p>・施行規則第6条の3の6「別記様式第1の3の8（第6条の3の6関係）」</p>
4 標章の交付	<p>再交付の必要性が確認された場合は、申請受理簿の備考欄に再交付申請であること及び再交付前の標章番号を記入し、新たな交付番号を付して標章を作成の上、交付するものとする。</p>	
5 記載事項変更届出を伴う場合	<p>再交付申請に記載事項変更届出を伴う場合は、記載事項に変更が生じたことを証する書面を添えた再交付申請書を提出させることにより、申請及び届出を受けるものとする。この場合には、再交付申請の理由欄に、再交付申請の理由並びに記載事項変更の内容及び理由を記載させるとともに、届出者の了解を得た上で、変更が生じたことを証する書類の写しを取り、再交付申請書とともに保管するものとする。</p>	

## 第5 標章の返納

区 分	処 理 要 領	備 考
1 返納すべき者	<p>標章の交付を受けた者が、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに標章を返納しなければならない。</p> <p>(1) 普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。</p> <p>(2) 標章の再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</p> <p>(3) 法第45条の2第1項第3号に規定する事由（妊娠中又は出産後8週間以内であること）がなくなったとき。</p>	<p>・法第45条の2第4項</p>
2 返納先	<p>(1) 警察署における返納の受理</p> <p>警察署において（標章の交付を受けた者の住所地を管轄する署長以外の署長に標章の返納があった場合を含む）標章の返納を受理した場合は、交通規制課に返納できるものとする。</p> <p>(2) 交番・駐在所における返納の受理</p> <p>返納の窓口は原則として警察署交通課の窓口とするが、交番・駐在所に返納があった場合は、これを受理するものとする。この場合には、署の交通窓口に速やかに当該標章を引き継ぐものとする。</p>	
3 届出書	<p>返納は、別添6「高齢運転者等標章返納届出書（。以下「返納届出書」という。）」及び標章を提出させるものとする。</p>	<p>・県規則第9条の2「別記様式第5号の2（第9条の2関係）」</p>
4 返納された標章の取扱い	<p>(1) 受理簿の記載</p> <p>標章の返納があった場合は、別添8「高齢運転者等標章返納受理簿（様式第2号。以下「返納受理簿」という。）」に必要事項を記入し、返納届出書とともに交通規制課に送付するものとする。送付に当たっては返納届出書と標章の写しを取り、保管するものとする。</p> <p>(2) 標章の廃棄</p> <p>返納された標章は、交通規制課で廃棄するものとする。</p>	

## 第6 標章交付の処理経過

署には、申請受理簿及び返納受理簿を備え付け、申請の受理・交付、記載事項変更、再交付、返納等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

## 第7 標章の管理

区 分	処 理 要 領	備 考																
1 標章の保管	標章は、施錠できるロッカー等に保管するものとする。																	
2 受払いの経過	本部並びに警察署には、別添9「高齢運転者等標章受払簿（様式第3号）」を備え付け、標章の受払経過を明らかにしておくものとする。																	
申請書等の保存期間	<table border="0"> <tr> <td>(1) 高齢運転者等申請書</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(2) 高齢運転者等標章記載事項変更届</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(3) 高齢運転者等標章再交付申請書</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(4) 高齢運転者等返納届出書</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>(5) 高齢運転者等標章交付申請受理簿</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(6) 高齢運転者等標章返納受理簿</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>(7) 高齢運転者等標章受払簿</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(8) 高齢運転者等標章誤記簿</td> <td>1年</td> </tr> </table>	(1) 高齢運転者等申請書	5年	(2) 高齢運転者等標章記載事項変更届	5年	(3) 高齢運転者等標章再交付申請書	5年	(4) 高齢運転者等返納届出書	1年	(5) 高齢運転者等標章交付申請受理簿	5年	(6) 高齢運転者等標章返納受理簿	1年	(7) 高齢運転者等標章受払簿	5年	(8) 高齢運転者等標章誤記簿	1年	
(1) 高齢運転者等申請書	5年																	
(2) 高齢運転者等標章記載事項変更届	5年																	
(3) 高齢運転者等標章再交付申請書	5年																	
(4) 高齢運転者等返納届出書	1年																	
(5) 高齢運転者等標章交付申請受理簿	5年																	
(6) 高齢運転者等標章返納受理簿	1年																	
(7) 高齢運転者等標章受払簿	5年																	
(8) 高齢運転者等標章誤記簿	1年																	

## 第8 標章交付データの登録

区 分	処 理 要 領	備 考
1 登録事項	<p>申請・届出の内容については、次に掲げる事項を高齢運転者等標章交付管理システム（以下「システム」という。）に登録するものとする。</p> <p>(1) 申請者の住所、氏名、生年月日及び連絡先(電話番号)  (2) 申請事由  (3) 運転免許証の番号及び種類  (4) 届出自動車の登録(車両)番号(最大6台まで)及び台数  (5) 標章番号  (6) 交付年月日  (7) その他必要な事項(備考)</p>	
2 登録データの管理、運用	<p>(1) システムへの登録  システムへの新規登録及び登録データの変更は、申請・届出に基づき速やかに、かつ、確実に実施するものとする。</p> <p>(2) データの管理  システム及び登録データの管理については、関係規程に基づき適正に行うものとする。</p>	

## 第9 関係公安委員会への通知

標章の交付を受けた者から次に掲げる届出等があった場合は、交通規制課長が当該標章を交付していた公安委員会にその旨を通知するものとする。

- 1 他都道府県から住所変更した場合における記載事項変更届出及び再交付申請
- 2 他都道府県公安委員会が交付した標章の返納

## 別添 1

### 法第45条の2第1項第2号に該当する者の運転免許証に記載されている条件等

- 1 聴覚障害を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
  - ・ 「特定後写鏡等」(402)  
(法第71条の6第2項に規定する者であることが直ちに確認できる。)
  
- 2 肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
  - (1) 運転免許証に記載された条件から法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できる条件(○には数字、～には文字が入る。)
    - ア 普通免許又は普通第二種免許の場合
      - ・ 「普通車は軽車(660)に限る」(420)
      - ・ 「普通車は軽車(550)に限る」(430)
      - ・ 「普通車は総重量○t以下に限る」(450、460)
      - ・ 「AT車に限る」(880)
      - ・ 「普通車に限る」(471)
      - ・ 「AT車の普通車に限る」(480)
      - ・ 「普通車は総重量○t以下のAT車に限る」(490、491、492)
      - ・ 「普通車はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(500)
      - ・ 「普通車は総重量○t以下で～は手動式のAT車に限る」(510、511、512、513、514、515、516)
      - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る」(521)
      - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のAT車に限る」(522)
      - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(523)
      - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のAT車に限る」(524、525、526)
      - ・ 「普通車は下肢で運転できるAT車に限る」(530)

- ・ 「普通車はA T車で手動式の～に限る」(531、532)
- ・ 「普通車は手動式の～に限る」(533、534)
- ・ 「普通車は排気量〇1以下に限る」(535、536、537)
- ・ 「普通車は～を操作上有効な状態に改造したのみに限る」(538、539、540、541)
- ・ 「普通車は左アクセルに限る」(542)
- ・ 「義手」(680)
- ・ 「義足」(710)
- ・ 「義足(A T車を除く)」(724)
- ・ 「装具」(740)
- ・ 「装具(A T車を除く)」(745)

#### イ 準中型免許の場合

- ・ 「A T車に限る」(880)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車に限る」(810)
- ・ 「A T車の準中型車(5 t)と普通車に限る」(811)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車はA T車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(821)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は下肢で運転できるA T車に限る」(822)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車はA T車で手動式の～に限る」(823、824)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は手動式の～に限る」(825、826)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は～を操作上有効な状態に改造したのみに限る」(827、828、829、830)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は左アクセルに限る」(831)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る」(832)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のA T車に限る」(833)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・

ブレーキは手動式に限る」(834)

- ・ 「準中型車(5t)と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のAT車に限る」(835、836、837)
- ・ 「義手」(680)
- ・ 「義足」(710)
- ・ 「義足(AT車を除く)」(724)
- ・ 「装具」(740)
- ・ 「装具(AT車を除く)」(745)

ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合

- ・ 「AT車に限る」(880)
- ・ 「中型車(8t)、準中型車と普通車に限る」(910)
- ・ 「AT車の中型車(8t)、準中型車と普通車に限る」(911)
- ・ 「中型車(8t)、準中型車と普通車はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(921)
- ・ 「中型車(8t)、準中型車と普通車は下肢で運転できるAT車に限る」(922)
- ・ 「中型車(8t)、準中型車と普通車はAT車で手動式の～に限る」(923、924)
- ・ 「中型車(8t)、準中型車と普通車は手動式の～に限る」(925、926)
- ・ 「中型車(8t)、準中型車と普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限り」(927、928、929、930)
- ・ 「中型車(8t)、準中型車と普通車は左アクセルに限る」(931)
- ・ 「義手」(680)
- ・ 「義足」(710)
- ・ 「義足(AT車を除く)」(724)
- ・ 「装具」(740)
- ・ 「装具(AT車を除く)」(745)

エ 大型免許又は大型第二種免許の場合

- ・ 「AT車に限る」(880)

- ・ 「義手」(680)
- ・ 「義足」(710)
- ・ 「義足(A T車を除く)」(724)
- ・ 「装具」(740)
- ・ 「装具(A T車を除く)」(745)

(2) 運転免許証に記載された条件からは法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できない条件(○には数字、～には文字が入る。)

ア 普通免許又は普通第二種免許の場合

- ・ 「普通車は軽車(360)に限る」(車種限定:170、身体障害:440)
- ・ 「普通車はA T車に限る」(車種限定:120、身体障害:481)
- ・ 「普通車はミニカーに限る」(車種限定:180、身体障害:520)
- ・ その他2(1)ア以外の条件(550)

イ 準中型免許の場合

- ・ 「準中型車(5 t)と普通車はA T車に限る」(車種限定:364、身体障害:820)
- ・ その他2(1)イ以外の条件(840)

ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合

- ・ 「中型車(8 t)、準中型車と普通車はA T車に限る」(車種限定:113、身体障害:920)
- ・ その他2(1)ウ以外の条件(940)

エ 大型免許又は大型第二種免許の場合

- ・ 2(1)エ以外の条件(410)

※ 各条件の末尾に付した括弧内の番号は、運転者管理業務のシステムにおける「免許の条件等コード」である。

※ 2(2)に該当し、運転免許証に記載された条件からは直ちに確認できない場合には、運転免許課に確認し、同課からの回答により高齢運転者等に該当することが確認できた場合に高齢運転者等標章を交付する。

## 別添 2

### 署コード一覧

警察署名	コード
青 森	1 0 1
八 戸	1 0 3
弘 前	1 0 2
五所川原	1 0 5
黒 石	1 0 4
十 和 田	1 0 8
三 沢	1 0 7
む つ	1 0 6
野 辺 地	1 1 0
つ が る	1 0 9
三 戸	1 1 3
鱒 ヶ 沢	1 1 2
青 森 南	1 1 5
七 戸	1 1 4
外 ヶ 浜	1 1 8
五 戸	1 2 7
大 間	1 2 0

### 別添 3

別記様式第一の三の五（第六条の三の四関係）

高齡運転者等標章申請書							
							年 月 日
公安委員会 殿							
住 所							
ふりがな	-----						
氏 名							
生 年 月 日							
電 話 番 号 その他の連絡先							
申 請 事 由	<input type="checkbox"/> 70歳以上である。 （法第45条の2第1項第1号に該当） <input type="checkbox"/> 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 （法第45条の2第1項第2号に該当） <input type="checkbox"/> 妊娠中又は出産後8週間以内である。 （法第45条の2第1項第3号に該当）						
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付						
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 二	中 二	普 二
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号							
摘 要							

備考1 申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。

2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

#### 別添 4

別記様式第一の三の七（第六条の三の五関係）

高齡運転者等標章記載事項変更届 年 月 日 公安委員会 殿	
住 所	
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の 連 絡 先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 別添 5

別記様式第一の三の八（第六条の三の六関係）

高齢運転者等標章再交付申請書 年 月 日 公安委員会 殿	
住 所	
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
電話番号その他の 連 絡 先	
標 章 番 号	
標章交付年月日	年 月 日 公安委員会交付
再交付申請の理由	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別添7

様式第1号

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			

高齢運転者等標章交付申請受理簿

標章番号	受 理				免許番号	登録（車両）番号	交付年月日	受領者	備考
	年月日	申請者氏名	申請者住所	申請事由					
	年 /			1号 2号 3号			年 /		
	年 /			1号 2号 3号			年 /		
	年 /			1号 2号 3号			年 /		
	年 /			1号 2号 3号			年 /		
	年 /			1号 2号 3号			年 /		
	年 /			1号 2号 3号			年 /		
	年 /			1号 2号 3号			年 /		
	年 /			1号 2号 3号			年 /		
	年 /			1号 2号 3号			年 /		

別添8

様式第2号

高齢運転者等標章返納受理簿

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

受理 番号	返 納 年月日	返納者等					登録 (車両)番号	免許番号	備 考
		標章番号	交付 年月日	交付者氏名	交付者住所	返納 事由			
	年 /		年 /						
	年 /		年 /						
	年 /		年 /						
	年 /		年 /						
	年 /		年 /						
	年 /		年 /						
	年 /		年 /						
	年 /		年 /						
	年 /		年 /						

別添9

様式第3号

高齢運転者等標章受払簿

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日	受 入 数	払 出 数	残 数	取 扱 者	備 考
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

別添10

様式第4号

高齢運転者等標章誤記簿

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

決裁 課長	年 月 日	取扱者氏名	理 由	規制課取扱者氏名
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

## 第12章 警察行政手続サイトに係る事務

# 目 次

第1	警察行政手続サイトの運用等について	-----	2
第2	対象手続	-----	2
第3	規制除外車両の事前届出	-----	2
第4	道路使用許可の申請（手数料あり）	-----	2
第5	道路使用許可の申請（手数料なし）	-----	3
第6	道路使用許可証の変更届及び再交付申請	-----	4
第7	制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請	-----	4
第8	通行禁止道路通行許可の申請	-----	5
第9	駐車許可の申請	-----	5
第10	制限外牽引許可の申請	-----	5
	《別記様式》		
第1	道路使用許可台帳（オンライン申請、手数料あり）	-----	7
第2	道路使用許可申請手数料の納付について	-----	8
第3	道路使用許可台帳（オンライン申請、手数料なし）	-----	9
第4	制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可台帳（オンライン申請）	-----	10
第5	通行禁止道路通行許可台帳（オンライン申請）	-----	11
第6	駐車許可台帳（オンライン申請）	-----	12

## 第1 警察行政手続サイトの運用等について

本章の事務については、「警察行政手続サイト運用要領の制定について」（令和3年5月31日付け警務第87号）、「警察行政手続サイト運用細則の制定について」（令和3年5月31日付け警務第88号）により、運用することとする。

## 第2 対象手続

- 災害対策基本法等関係
  - ・規制除外車両の事前届出（第4章関係）
- 道路交通法関係
  - ・道路使用許可の申請（第5章関係）
  - ・道路使用許可証の記載事項の変更の届出（同上）
  - ・道路使用許可証の再交付申請（同上）
  - ・制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請（第7章関係）
  - ・通行禁止道路通行許可の申請（第8章関係）
  - ・駐車許可の申請（第9章関係）
  - ・制限外牽引許可の申請（第10章関係）

## 第3 規制除外車両の事前届出

区 分	処 理 要 領	備 考
1 受理	届出メールを受信した際は、交通規制課において受理することとし、各警察署は、備付けの「規制除外車両事前届出受理簿」（第4章別記様式第8）に受理日、申請者、車両番号、使用者の欄を記載すること。また、送付月日欄には斜線を引き、備考欄には「オンライン」と記載すること。	
2 審査及び補正	交通規制課は、審査を開始し、不備が認められる場合は、補正を求める。	
3 事前届出済証の交付	事前届出済証の作成、送付及び交付については、第4章を準用する。	

## 第4 道路使用許可の申請（手数料あり）

区 分	処 理 要 領	備 考
1 受理及び台帳への記載	申請メールを受信した際は、 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 申請書を2通（うち1通は所属控え）</li><li>○ 添付書類を2通（うち1通は所属控え）</li><li>○ 青森県収入証紙を貼付するための申請書を1通（証紙用申請書）</li></ul> を印刷し、受信確認メールを申請者及び交通規制課へ送	・別記様式第1号「道路使用許可台帳（オンライン申請、手数料あり）」

	信した上、台帳に必要事項を記載すること。	
<b>2 審査及び補正</b>	<p>審査、許可基準等については、第5章を準用する。</p> <p>申請内容に不備が認められる場合は、申請者に連絡し、補正を求めること。</p> <p>補正については、可能な限り申請者の負担軽減を図ること。</p>	
<b>3 審査中の取下げ</b>	<p>補正によっても許可証の交付ができないと判断されるものについては、申請者に取下げを求めること。</p> <p>申請者がこれを取り下げた場合は、申請手数料を徴収せず、その経過を台帳に記載すること。</p>	
<b>4 決裁及び手数料の徴収</b>	<p>審査及び補正が終了した場合は、受理報告書を作成し、決裁を受けること。</p> <p>決裁終了後、申請者に連絡し、申請者が来庁した際は、第5章に準じて申請手数料を徴収すること。また、申請手数料を徴収した後、納付された青森県収入証紙を証紙用申請書に貼付すること。</p>	・第5章「道路使用許可申請書の受理について」
<b>5 許可証の作成、交付及び申請手数料の納付報告</b>	<p>申請手数料が納付された場合、その旨を決裁権者へ口頭報告し、許可証へ許可日の記載及び公印を押印した上、第5章に準じて許可証を交付すること。</p> <p>交付後、手数料納付報告書を作成し、決裁を受けること。</p>	・別記様式第2号「道路使用許可申請手数料の納付について」
6 保存年限	<p>(1) 道路使用許可台帳（オンライン申請、手数料あり） 10年</p> <p>(2) 道路使用許可申請手数料の納付について 5年</p>	

## 第5 道路使用許可の申請（手数料なし）

区 分	処 理 要 領	備 考
<b>1 受理から決裁まで</b>	<p>受理から決裁までは、第4の1から4を準用する。この場合、1の証紙用申請書の印刷を省略すること。</p>	・別記様式第3号「道路使用許可台帳（オンライン申請、手数料なし）」
<b>2 許可証の作成及び交付</b>	<p>決裁終了後、許可証を作成し、申請者に許可証を交付可能となった旨を連絡すること。</p> <p>許可証の交付は、第5章に準じて行うこと。</p>	
3 保存年限	道路使用許可台帳（オンライン申請、手数料なし） 10年	

## 第6 道路使用許可証の変更届及び再交付申請

区 分	処 理 要 領	備 考
1 変更届	記載事項変更届を受理した場合は、届出書を印刷の上、届出者に連絡し、当該許可証を持参するよう求めこと。 届出者が来庁した際は、第5章に準じて対応すること。	
2 再交付	再交付申請を受理した場合は、必要書類を印刷の上、申請者に連絡し、来庁するよう求めること。 申請者が来庁した際は、再交付手数料を徴収し、納付された青森県収入証紙を道路使用許可証再交付申請書に貼付、証紙消印を押印の上、決裁を受けること。 再交付手数料は第5章を準用し、決裁終了後、第5章に準じて許可証を作成した後、申請者へ交付すること。	

## 第7 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請

区 分	処 理 要 領	備 考
1 受理及び台帳への記載	申請メールを受信した際は、 ○ 申請書を2通（うち1通は所属控え） ○ 添付書類を2通（うち1通は所属控え） を印刷し、受信確認メールを申請者及び交通規制課へ送信した上、台帳に必要事項を記載すること。	・別記様式第4号「制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可台帳（オンライン申請）」
2 審査及び補正	審査、許可基準等については、第7章を準用する。 申請内容に不備が認められる場合は、申請者に連絡し、補正を求めること。 補正については、可能な限り申請者の負担軽減を図ること。	
3 審査中の取下げ	補正によっても許可証の交付ができないと判断されるものについては、申請者に取下げを求めること。 申請者がこれを取り下げた場合は、その経過を台帳に記載すること。	
4 決裁及び許可証の交付	審査及び補正が終了した場合は、受理報告書を作成し、決裁を受けること。 決裁終了後、許可証を作成し、申請者へ連絡の上、第7章に準じて許可証を交付すること。	・第7章別添第3「制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の受理について」
5 保存年限	制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可台帳（オンライン申請） 1年	

## 第8 通行禁止道路通行許可の申請

区 分	処 理 要 領	備 考
1 受理から許可証の交付まで	受理から許可証の交付までは、第7の1から4を準用すること。この場合において、処理要領欄及び備考欄の「第7章」とあるのは、「第8章」、備考欄の「別記様式第4号「制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可台帳（オンライン申請）」とあるのは、「別記様式第5号「通行禁止道路通行許可台帳（オンライン申請）」、「第7章別添第3「制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の受理について」とあるのは、「第8章別添第3「通行禁止道路通行許可申請書の受理について」と読み替えること。	
2 保存年限	通行禁止道路通行許可台帳（オンライン申請）	3年

## 第9 駐車許可の申請

区 分	処 理 要 領	備 考
1 受理から許可証の交付まで	受理から許可証の交付までは、第7の1から4を準用すること。この場合において、処理要領欄及び備考欄の「第7章」とあるのは、「第9章」、備考欄の「別記様式第4号「制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可台帳（オンライン申請）」とあるのは、「別記様式第6号「駐車許可台帳（オンライン申請）」、「第7章別添第3「制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の受理について」とあるのは、「第9章別添第3「駐車許可申請書の受理について」と読み替えること。	
2 保存年限	駐車許可台帳（オンライン申請）	1年

## 第10 制限外牽引許可の申請

区 分	処 理 要 領	備 考
1 受理	申請メールを受信した際は、交通規制課において受理することとし、各警察署は、備え付けの「制限外牽引許可台帳」（第10章別添第1）に受理番号、受理日、申請者氏名、車両番号、通行経路、申請期間の欄を記載すること。また、本部送付月日欄には斜線を引き、備考欄に「オンライン」と記載すること。	

<b>2 審査及び補正</b>	交通規制課は、審査を開始し、不備が認められる場合は、補正を求める。	
<b>3 制限外牽引許可証の交付</b>	制限外牽引許可証の作成、送付及び交付については、第10章を準用する。	

# 道路使用許可台帳 (オンライン申請、手数料あり)

交	01	12	10年
( 年 月末まで保存)			

証紙 確認者	受理 番号	メール 受信日	メール開封日 受信確認送信日	申請者 氏名又は法人名	許可の 種別	場 所	期 間	委託状況(調査状況)					手数料 納付日	交付 (許可) 月日	許可証 受領者	交付 担当者
								委託月日 (調査1回目)	受託者 (調査者)	回答月日 (調査2回目)	受領者 (調査者)	結果				
		月 日	月 日		1号											
		月 日	月 日		2号											
		月 日	月 日		3号			月 日			月 日					
		月 日	月 日		4号											
		月 日	月 日		1号											
		月 日	月 日		2号											
		月 日	月 日		3号			月 日			月 日					
		月 日	月 日		4号											
		月 日	月 日		1号											
		月 日	月 日		2号											
		月 日	月 日		3号			月 日			月 日					
		月 日	月 日		4号											
		月 日	月 日		1号											
		月 日	月 日		2号											
		月 日	月 日		3号			月 日			月 日					
		月 日	月 日		4号											
		月 日	月 日		1号											
		月 日	月 日		2号											
		月 日	月 日		3号			月 日			月 日					
		月 日	月 日		4号											

別記様式第2

交	01	12	5年
( 年 月末まで保存)			

年 月 日

警察署長 殿

警察署交通課

官職氏名

道路使用許可申請手数料の納付について  
次のとおり警察行政手続サイトによる道路使用許可申請等について、申請手数料が納付されたことから報告する。

記

1 納付月日

年 月 日

2 納付件数

(1) 道路使用許可申請

(受理番号)

第 番 ～ 第 番 合計 件

(2) 道路使用許可再交付申請

(受理番号)

第 番 ～ 第 番 合計 件

# 道路使用許可台帳 (オンライン申請、手数料なし)

交	01	12	10年
(            年    月末まで保存)			

受理 番号	メール 受信日	メール開封日 受信確認送信日	申請者 氏名又は法人名	許可の種別	場 所	期 間	委託状況 (調査状況)					交付 (許可) 月日	許可証 受領者
							委託月日 (調査1回目)	受託者 (調査者)	回答月日 (調査2回目)	受領者 (調査者)	結果		
	月 日	月 日		1号			月 日		月 日		良		
		月 日	2号										
	月 日	月 日		3号			月 日		月 日		不良		
		月 日	4号										
	月 日	月 日		1号			月 日		月 日		良		
		月 日	2号										
	月 日	月 日		3号			月 日		月 日		不良		
		月 日	4号										
	月 日	月 日		1号			月 日		月 日		良		
		月 日	2号										
	月 日	月 日		3号			月 日		月 日		不良		
		月 日	4号										
	月 日	月 日		1号			月 日		月 日		良		
		月 日	2号										
	月 日	月 日		3号			月 日		月 日		不良		
		月 日	4号										
	月 日	月 日		1号			月 日		月 日		良		
		月 日	2号										
	月 日	月 日		3号			月 日		月 日		不良		
		月 日	4号										
	月 日	月 日		1号			月 日		月 日		良		
		月 日	2号										
	月 日	月 日		3号			月 日		月 日		不良		
		月 日	4号										

制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可台帳 (オンライン申請)

交	01	12	1年
( 年 月末まで保存)			

受理番号	メール 受信日	メール開封日 受信確認送信日	許可の種類	申請者氏名	車両番号	運転経路 (出発・目的地等)	許可期間	備考	許可 月日	交付 月日	受領者 又は取扱 交番名
	/	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	/	
	/	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	/	
	/	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	/	
	/	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	/	
	/	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	/	
	/	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	/	
	/	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	/	
	/	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	/	
	/	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	/	
	/	/	制限外積載 設備外積載 荷台乗車						/	/	

## 通行禁止道路通行許可台帳 (オンライン申請)

交	01	12	3年
(            年    月末まで保存)			

受理番号	メール 受信日	メール開封日 受信確認送信日	申請者氏名	車両番号	通行場所	許可期間	使用目的	備 考	許可 月日	交付 月日	受領者
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	

## 駐 車 許 可 台 帳 (オンライン申請)

交	01	12	1年
(            年    月末まで保存)			

受理番号	メール 受信日	メール開封日 受信確認送信日	申請者氏名	車両番号	駐車場所	許可期間	使用目的	備 考	許可 月日	交付 月日	受領者
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	
	/	/							/	/	